

富山県生物多様性保全推進プラン

～立山連峰から富山湾まで 豊かな自然を未来へ～

令和5年3月

富山県

目 次

第1部 富山県の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進	1
第1章 富山県生物多様性保全推進プラン策定の意義	1
第1節 生物多様性に関する国内外の動き	1
第2節 生物多様性に関する富山県の動き	1
第3節 生物多様性と持続可能な開発目標（SDGs）	2
第4節 富山県生物多様性保全推進プランの位置付け	2
第5節 富山県生物多様性保全推進プランの対象とする期間と区域	3
1 プランの対象とする期間	3
2 プランの対象とする区域	3
第2章 生物多様性とその重要性	4
第1節 生物多様性とは	4
1 生態系の多様性	4
2 種の多様性	4
3 遺伝子の多様性	5
第2節 生物多様性を保全する意味	5
1 生きものがうみだす大気と水	5
2 私たちの暮らしの基礎	6
3 生きものと文化の多様性	7
4 自然に守られる私たちの暮らし	7
第3節 生物多様性の4つの危機	8
1 第1の危機（開発など人間活動による危機）	8
2 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）	9
3 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）	9
4 第4の危機（地球環境の変化による危機）	10
5 生物多様性損失の根本的な要因である、社会経済に生物多様性が主流化 されていない状況	10
6 生物多様性の損失による暮らしへの影響	10
第3章 富山県における生物多様性の現状と課題	11
第1節 概要	11
1 地形・気候	11
2 社会経済	12
3 歴史・文化	15
4 野生動植物	17
5 生態系	19
6 絶滅のおそれのある野生生物	21
7 生物多様性の認知度	24
第2節 現状（生物多様性の4つの危機）	28
1 第1の危機（開発など人間活動による危機）	28

2	第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）	29
3	第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）	31
4	第4の危機（地球環境の変化による危機）	33
	第3節 課題	34
	第4章 富山県生物多様性保全推進プランの理念と目標	35
	第1節 理念	35
	第2節 長期目標	35
	第3節 生物多様性から見た県土のグランドデザイン	35
1	高山・亜高山地域	35
2	奥山地域	36
3	里地里山・田園地域	36
4	都市地域	38
5	河川・湖沼地域	38
6	沿岸・海洋域	39
7	プランが目指す富山県の生物多様性の姿「2050 富山ビジョン」	40
	第4節 目標	41
目標1	生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、一人ひとりの行動変容を促す	41
目標2	北アルプスから富山湾に至るまでの様々な生態系のつながりを保ち、人と野生生物との共生を目指す	42
目標3	生物多様性を活かした事業活動を推進するとともに、自然を活用した社会課題の解決を進める	43
	第2部 富山県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策体系	44
	第1章 リーディングプロジェクト	44
1	生物多様性のライフスタイルへの主流化	44
2	地域の生態系保全と回復	45
3	立山地域における保護と利用の好循環の実現	47
4	里地里山の保全・再生と野生生物の適正な管理	48
5	生物多様性保全型の農林水産・観光業の振興	49
	第2章 生物多様性を支える基盤づくり【生物多様性を理解し・広める】	50
	第1節 生物多様性を支える人づくり	50
1	生物多様性とのふれあい	50
2	生物多様性にかかる環境教育	53
	第2節 科学基盤の強化	54

第3章 生物多様性の保全と回復【生物多様性を守る】	56
第1節 重要地域の保全	56
1 自然公園等	56
2 鳥獣保護区	58
3 名勝、天然記念物、景観等	58
4 海洋保護区	61
第2節 野生生物の保護と管理	62
1 希少な野生生物の保全	62
2 野生鳥獣の保護管理	64
3 動物愛護	65
4 外来種	65
第3節 地球温暖化への対応	66
第4章 生物多様性の持続可能な利用【生物多様性を活かす】	68
第1節 持続可能な農林水産業の推進	68
1 生物多様性に配慮した農業生産の推進	68
2 農村環境の保全と振興	69
3 多様な森づくり	71
4 森林の適正な保全・管理と県産材の利用	72
5 県民参加の森づくり	73
6 内水面漁業における取組み	73
7 資源管理型漁業の推進と漁村の活性化	74
8 食育・地産地消の推進	75
第2節 身近な緑地等の保全・再生・創出	76
1 都市公園等での取組み	76
2 下水道事業での取組み	77
3 民間施設等での取組み	77
4 花と緑の保全と創出	77
第3節 生物多様性に配慮した河川・海岸・港湾等の整備	78
1 河川の整備	78
2 海岸の整備	80
3 港湾の整備	81
4 漁港漁場の整備	81
5 道路の整備	81
第4節 開発行為等における影響評価	82
1 環境影響評価	82
2 環境影響の軽減に関するその他の取組み	82
3 各種計画への位置づけ	83
第5節 水循環の確保	83

第6節	観光産業での取組み	84
第7節	地域文化の継承	84
第3部	行動計画	86
第1章	県民が取り組む行動	86
第1節	生物多様性県民行動リスト	86
第2節	地域別の取組み内容	92
1	高山・亜高山	93
2	奥山	95
3	里地里山・田園地域	97
4	都市	99
5	河川・湖沼	101
6	沿岸・海洋	103
第2章	期待される効果	105
1	県民総参加による富山県の豊かで特色ある生物多様性の保全と持続的利 用の促進	105
2	ブランド力の向上	105
3	自然豊かなふるさとを誇り、自然環境の保全や地域文化活動に取り組む人 材の育成	105
4	地域の活性化	105
5	子どもの人間形成への寄与	105
第3章	富山県生物多様性保全推進プランの推進体制	106
第1節	各主体の役割	106
1	県民の役割	106
2	事業者の役割	106
3	各種団体（NGO・NPO等）の役割	106
4	学術団体・研究者の役割	106
5	行政（県・市町村）の役割	107
第2節	富山県生物多様性保全推進プランの進行管理	108

資料編	109
1 用語集	111
2 県行政機関の紹介	125
3 主な関連情報サイト	129
4 富山県の生物多様性に関する主な法律の概要	130

トピック

1 森林浴のすすめ	8
2 外来生物被害予防三原則	9
3 ワンヘルス（新興感染症と生物多様性）	10
4 資源の持続可能な利用に配慮した定置網漁法	14
5 立山の自然と信仰	16
6 事業者による生物多様性に関する取組み	27
7 自然を活用した解決策（NbS）	27
8 なぜ立山で外来植物除去をする必要があるのでしょうか	32
9 里山は多様な昆虫たちのすみか	37
10 イタセンパラの生息を脅かす外来種	46
11 30by30 目標と OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）	46
12 愛鳥に関するポスターによる鳥類等の野生生物保護の普及啓発	51
13 ふるさと学習の推進	53
14 身近な自然の観察を通して	54
15 富山雷鳥研究会の取組み	55
16 杉沢の沢スギ	59
17 とやまビューポイント	60
18 富山県自然博物館ねいの里、富山県中央植物園における保護増殖活動の取組み	63
19 農業農村整備事業と環境との調和	69
20 駒方地区資源保全会（高岡市）の取組み	70
21 都市地域における生物多様性の拠点として	76
22 「透過型砂防堰堤」の紹介	78
23 多自然川づくり（自然環境に配慮した川づくり）仏生寺川水系仏生寺川（氷見市）	79
24 海岸侵食によって失われた砂浜を、養浜等によって復元を図った事例	80
25 道路愛護ボランティア活動の紹介	82
26 高志の国文学館	85
27 「とやま森・川・海の環境観察会」の紹介	87
28 環水公園でバードウォッチング	88
29 10月・11月は、「とやま地産地消推進月間」	90
30 富山県生物学会の活動	107

富山県生物多様性保全推進プランの構成

第1部 富山県の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

第1章 富山県生物多様性保全推進プラン策定の意義

- 1 生物多様性に関する国内外の動き
- 2 生物多様性に関する富山県の動き
- 3 生物多様性と持続可能な開発目標（SDGs）
- 4 富山県生物多様性保全推進プランの位置付け

生物多様性基本法第13条に基づく、富山県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合計画

- 5 富山県生物多様性保全推進プランの対象とする期間と区域

期間は令和12年度までの9年間とし、対象区域は海域を含む富山県全域とする。

第2章 生物多様性とその重要性

- 1 生物多様性とは

- 2 生物多様性を保全する意味 (1)生きものがうみだす大気と水 (2)私たちの暮らしの基礎
(3)生きものと文化の多様性 (4)自然に守られる私たちの暮らし

- 3 生物多様性の4つの危機

- (1)第1の危機（開発など人間活動による危機） (2)第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）
- (3)第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機） (4)第4の危機（地球環境の変化による危機）
- (5)生物多様性損失の根本的要因である、社会経済に生物多様性が主流化されていない状況
- (6)生物多様性の損失による暮らしへの影響

第3章 富山県における生物多様性の現状と課題

- 1 概要 地形・気候、社会経済、歴史・文化、野生動植物、生態系 など
- 2 現状（生物多様性の4つの危機）
- 3 課題

第4章 富山県生物多様性保全推進プランの理念と目標

- 1 理念 「立山連峰から富山湾まで 人と自然が共生する幸せとやま」

- 2 長期目標

- (1)それぞれの地域において、多様で健全な生態系が保たれた社会
- (2)ライフスタイルや事業活動において生物多様性の意識が浸透し、生物多様性の恵みを持続可能に利用する社会

- 3 生物多様性から見た県土のランドデザイン

- 50年から100年単位での長期的な視点に立った県土のランドデザインを①実現すべき条件、②生息・生育する動植物の姿、③生物多様性の持続的利用の観点から提示

プランが目指す富山県の生物多様性の姿「2050 富山ビジョン」

- 4 目標

- (1)生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、一人ひとりの行動変容を促す
- (2)北アルプスから富山湾に至るまでの様々な生態系のつながりを保ち、人と野生生物との共生を目指す
- (3)生物多様性を活かした事業活動を推進するとともに、自然を活用した社会課題の解決を進める

第2部 富山県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策体系

第1章 リーディングプロジェクト

プランの対象期間において重要かつ緊急性の高いものについて、生物多様性保全施策全体の先導的役割を果たす事業としてリーディングプロジェクトに設定

- (1)生物多様性のライフスタイルへの主流化
- (2)地域の生態系保全と回復
- (3)立山地域における保護と利用の好循環の実現
- (4)里地里山の保全・再生と野生生物の適正な管理
- (5)生物多様性型農林水産・観光業の推進

第2章 生物多様性を支える基盤づくり

【生物多様性を理解し・広める】

- 1 生物多様性を支える人づくり
- 2 科学基盤の強化

第3章 生物多様性の保全と回復

【生物多様性を守る】

- 1 重要地域の保全
 - (1)自然公園等
 - (2)鳥獣保護区
 - (3)名勝・天然記念物等
 - (4)海洋保護区
- 2 野生生物の保護と管理
 - (1)希少な野生生物の管理
 - (2)野生鳥獣の保護管理
 - (3)動物愛護
 - (4)外来種
- 3 地球温暖化への対応

第4章 生物多様性の持続可能な利用

【生物多様性を活かす】

- 1 持続可能な農林水産業の推進
 - (1)生物多様性に配慮した農業生産の推進
 - (2)農村環境の保全と振興
 - (3)多様な森づくり
 - (4)森林の適正な保全・管理と県産材の利用
 - (5)県民参加の森づくり
 - (6)内水面漁業における取組み
 - (7)資源管理型漁業の推進と漁村の活性化
 - (8)食育・地産地消の推進
- 2 身近な緑地等の保全・再生・創出
 - ・都市公園での取組み
 - ・民間施設等での取組み など
- 3 生物多様性に配慮した河川・海岸・港湾等の整備
- 4 開発行為等における影響評価
- 5 水循環の確保
- 6 観光産業での取組み
- 7 地域文化の継承

第3部 行動計画

第1章 県民が取り組む行動

- 1 生物多様性県民行動リスト

【アクション】生物多様性を知る 【アクション】生物多様性を守る 【アクション】生物多様性を活かす

県民一人ひとりが日常生活において取り組める具体例を提示

- 2 地域別の取組み内容

(1)高山・亜高山 (2)奥山 (3)里地里山・田園地域 (4)都市 (5)河川・湖沼など (6)沿岸・海洋域

各生態系における県民、市民団体、事業者、研究者、市町村などの各主体が取り組める具体例を提示

第2章 期待される効果

- 1 県民総参加による富山県の豊かで特色ある生物多様性の保全と持続的利用の促進
- 2 ブランド力の向上
- 3 自然豊かなふるさとを誇り、自然環境の保全や地域文化活動に取り組む人材の育成
- 4 地域の活性化
- 5 子どもの人間形成への寄与

第3章 富山県生物多様性保全推進プランの推進体制

- 1 各主体の役割及び主体間の連携
- 2 富山県生物多様性保全推進プランの進行管理
 - ・各年度ごとの取組み状況等を把握し、目標の達成状況を情報発信
 - ・計画期間の中間年度（令和8年度）では県関係課、市町村、関係団体等の意見を伺い、目標の達成度と併せて進捗状況进行评估し、必要に応じてプランの見直しを行なう。

第1部 富山県の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

第1章 富山県生物多様性保全推進プラン策定の意義

第1節 生物多様性に関する国内外の動き

生物多様性の保全*などを目的とした「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」が1993年に発効しました。日本も同年に条約を締結し、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定。2008年には生物多様性基本法が施行されました。この法律には、生物多様性の保全と持続可能な利用*に関して、生物多様性国家戦略を基本とすること、都道府県も国家戦略を基本として生物多様性地域戦略*を策定するよう努めなければならないことが規定されています。

また、2010年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締結国会議（COP10*）で採択された愛知目標を受け、国家戦略2010-2020が閣議決定されました。

そして、愛知目標に次ぐ世界目標である昆明・モンテリオール目標の議論に先立ち2019年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）から公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」において、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されており、例えば、世界の陸地の75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失したことが確認されました。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種*の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していることが指摘されています。そして、これらを解決するために必要なのは、「経済・社会・政治・科学技術全てにおける社会変容」であると言及されています*。

2022年12月にカナダ・モンテリオールで開催されたCOP15第2部において、新たな世界目標である昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択され、この世界目標を踏まえて生物多様性国家戦略2023-2030*が策定されました。国家戦略では、「2030年ネイチャーポジティブ*」の実現に向け①生態系*の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決（NbS*）、③ネイチャーポジティブ経済の実現、④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、⑤生物多様性に係る取組みを支える基盤整備と国際連携の推進の5つの基本戦略が設定されています。

*環境省「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」より

*NbS：Nature-based Solution トピック7を参照

第2節 生物多様性に関する富山県の動き

富山県は、標高3,000m級の北アルプス立山連峰から水深1,000mの富山湾まで高低差4,000mのダイナミックで変化に富んだ地形にライチョウ等の貴重な野生生物が生息しており、本州随一を誇る植生自然度*など豊かな自然に恵まれています。多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境は、私たちの生活の基盤である大気や水、食料などの恵みをもたらし、私たちの暮らしも支えています。さらに、豊かな生物多様性は農林水産業をはじめとしたさまざまな地域産業の振興に寄与するとともに、地域特有の文化や伝統、自然観を形成

するなど、本県の地域社会の持続的な発展に欠かすことのできないものです。

富山県の地域特性を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画として、平成 26 年 3 月に富山県生物多様性保全推進プランを策定しました。このプランに基づき、「立山連峰から富山湾まで 豊かな自然を未来へ」の理念の基、自然と人が共生する社会の実現を目指し、各種の自然環境保全施策に取り組んできました。

このたび、現プランが 2021 年度（令和 3 年度）をもって満了となることから、2023 年 3 月（令和 4 年度）に生物多様性保全推進プランを改定いたしました。

第 3 節 生物多様性と持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年（平成 27 年）9 月に国際社会共通の目標である SDGs*（持続可能な開発目標）が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。SDGs の 17 の目標において、図のウェディングケーキモデルが示すとおり、目標 6（水の保全）、目標 13（気候変動対策）、目標 14（海の生態系の保全）、目標 15（陸の生態系の保全）からなる生物多様性に関連する「生態圏」は、全ての目標の土台となっており、社会や経済の持続的な発展には、自然環境の持続可能性が前提となることを示しています。



令和 4 年 3 月に富山県 SDGs 未来都市計画（第 2 期）も策定され、「環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県とやま」を目指し SDGs の理念と軌を一にした施策を推進しています。

第 4 節 富山県生物多様性保全推進プランの位置付け

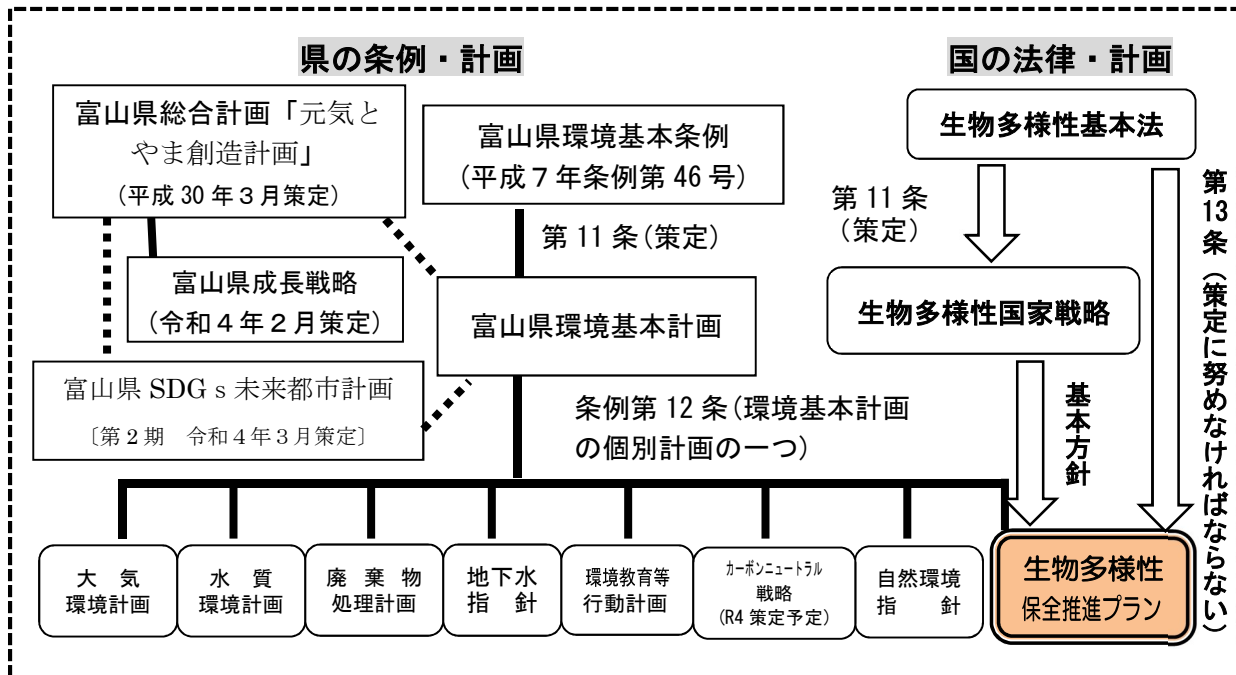
当プランは生物多様性基本法第 13 条に定める、富山県の地域特性を踏まえた生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画です。

富山県では、平成 30 年 11 月策定した「元気とやま創造計画」において、豊かな自然環境の保全を「安心とやま」の政策目標として掲げ、自然保護*思想の普及啓発、自然環境の保全に配慮した適正な利用促進、保全活動の推進、生物多様性の保全、野生鳥獣の適正な保護と管理の強化などの施策に取り組んでいます。

また、当プランは富山県環境基本条例第 12 条に定める富山県環境基本計画の個別計画の

ひとつとして「生物多様性の保全」を補完・具体化し、また、富山県 SDGs 未来都市計画の理念を反映するものであり、市町村の生物多様性に関する戦略の策定や施策の実施においては参考となるべき基本指針となります。

さらに県民、事業者、各種団体及び研究者などの多様な主体が、生物多様性の保全に取り組んでいく際の羅針盤の役割を果たすものです。



プランの位置づけ

第5節 富山県生物多様性保全推進プランの対象とする期間と区域

1 プランの対象とする期間

令和4年度から令和12年度までの9年間
ただし、必要に応じて見直しを行います。

生物が世代を重ねて他の生物とつながりあい、生態系として安定するには長い期間を要するため、プランにおいても50年から100年といった長期的な視点から目指すべき姿が必要となります。そのため、50年後の目指すべき富山の生物多様性の姿を長期目標として設定し、この目指すべき姿の実現に向けて、プランでは「元気とやま創造計画」や「富山県環境基本計画」との整合性を図りながら、短期的な生物多様性の動向や社会を取り巻く状況を踏まえ取組みを進めます。

2 プランの対象とする区域

海域を含む富山県全域とします。

第2章 生物多様性とその重要性

第1節 生物多様性とは

生物多様性（Biodiversity）とは、『生きものたちの豊かな個性とつながり』のことです。地球上には、森、里、川、海などさまざまなタイプの自然の中に、それぞれの環境に適応して進化した 3,000 万種ともいわれる多様な個性を持つ生きものがいて、食べる・食べられる、花粉を運ぶなどといったさまざまな関係でつながりあい、支えあって生きています。

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系、種間（種）、種内（遺伝子）の3つのレベルでの多様性があるとしています。



生きもの同士のつながり

1 生態系の多様性【干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川等様々なタイプの生態系があること】

○生態系は、土壌・水・太陽光・空気などの無機的要因と生物との関係や生物相互の関係など複雑な関わりを通じて形成されている関係をいいます。

○生態系の多様性とは、森林、田園、河川、海など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成され、自然環境のバランスが維持されていることです。

○富山県は、標高 3,000m 級の北アルプスから、水深 1,000m の日本海まで、4,000m の高低差があり、四季の変化や自然現象、人間活動などの影響を受けて、多様な生態系が形成されています。

2 種の多様性【動植物から細菌などの微生物まで、いろいろな生きものがいること】

○動物や植物を分類する基本の単位を種といいます。種は、生物が環境に適応してきた進化の産物で、構造が同一で共通の祖先を持っています。なお、同じ種でも環境が異なると形態や行動に地域差が見られます。

○種の多様性は、いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していることを示します。



クマタカ



カタクリ



タマゴタケ

○富山県においても、多種多様な動植物の生息・生育が確認されており、生きもの同士は食物連鎖*や共生*・競合などの関係から微妙なバランスのうえで成り立っているため、種が一つ欠けても生態系のバランスが崩れるおそれがあります。

3 遺伝子の多様性【同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、多様な個性があること】

○遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に色や体形、顔の違いの様に遺伝子レベルでは違いがあることです。

○遺伝子の多様性が失われると、伝染病や害虫などに対する抵抗力が低下し、すべての個体が同じ病気にかかったりします。また、次世代の子孫の死亡率が高まり、繁殖の成功率が低下したりするなどのおそれがあります。

○富山県の県鳥でもあるライチョウは、県内での生息数が約1,300羽（R3年時点）となっており、生息数だけをみると比較的安定していますが、遺伝子の多様性が極めて低く絶滅のおそれが高いと考えられています。



アカハライモリ（模様が一匹ごとに異なる）

第2節 生物多様性を保全する意味

私たちは、植物が作り出す酸素によって呼吸し、米や野菜などの農畜産物や魚介類を食べ、木でできた家に住み、絹や綿などの生物に由来する繊維からなる衣類を身に着け、自然に接することで心のやすらぎを得てきました。私たちが生活していく中で当たり前だと思っているこれらのことの多くが、実は生物多様性のたくさんの恵み（生態系サービス*）の上で成り立っています。

この恵みは生物多様性が失われれば無くなってしまいうものであり、永久に続くものではありません。恩恵を何世代もの人間が持続的に受けるためには、私たち自身がその源である生物多様性を守り、維持していくことが重要です。

1 生きものが生み出す大気と水（基盤サービス）

生物多様性は人間のみならず「すべての生命が存立する基盤」を整えています。

○空気中の酸素は、ラン藻類や多様な植物の数十億年にわたる光合成によりつくられてきたものであり、これにより私たち人間を含めた動植物の呼吸が可能になっています。また、気温が安定したことにより、雲の生成や水の循環が生まれ、多くの生物を育むという好循環が私たちの環境を支えています。

○陸地の豊かな土壌は、生きものの死骸が菌やバクテリアなどの土壌中の微生物に分解されることなどにより形成されています。水や窒素・リンなどの栄養塩*の循環には、森林からの栄養塩の供給が大きな役割を果たしており、気温・湿度の調節にも植物の蒸散が密

接に関わっています。

○陸上だけではなく、地球上の相当部分を占める海洋も私たちが生きていく上で無くてはならないものです。海洋からの水の蒸散は大気から陸へとめぐる水循環*の維持に不可欠です。また、環境省の海洋生物多様性保全戦略では、海の植物プランクトンの年間純一次生産量（植物プランクトンが光合成により大気中の二酸化炭素を固定し、生産する有機物の量のこと）は、炭素量に換算しておよそ500億トンといわれています。これは陸上植物のそれとほぼ同等であるとされており、二酸化炭素の吸収源として海の役割は非常に大きいものといえます。

2 私たちの暮らしの基礎（供給サービス）

生物多様性は、私たちの暮らしを支える「有用な価値」をもっています。

○綿や麻などの植物繊維、絹や羊毛などの動物繊維は私たちが普段身につけている衣服や防寒具をはじめ様々な用途に用いられており、私たちの生活には欠かせないものです。

○日々の食卓に上る米や野菜などの農産物は、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などのさまざまな生物とのつながりの中で育まれています。また、知名度の高い富山県の魚介類も、プランクトンや海藻、貝、魚などがつながりあう海の生態系の恵みです。

○森林資源に恵まれた日本では、昔から建築資材として木材が利用されてきました。調湿性に優れた木材は、日本の気候に適した素材であり、住居だけでなく家具や食器など多種多様な形で生活に取入れられています。

○生き物の遺伝的な情報、機能や形も、私たちの生活の中でなくてはならないものとして利用されています。植物をはじめとする多くの生物が医薬品として使用されており、米や大豆、牛、豚などの食料は、数多くの野生種の中から有用な生物を選択・交配することにより得ることができました。また、カワセミの^{くちばし}「嘴」から空気抵抗の少ない新幹線の車両がデザインされたり、服などにくっつくオナモミの実をヒントに面ファスナーが開発されるなど、長い年月をかけて進化した生物には学ぶべき優れた技能や能力が潜んでいます。

○富山県では、昔からキハダや熊胆などが「富山のくすり」に利用され、近年では、動物実験でホタルイカが脂肪肝の改善に役立つことが発見されました。また、富山県の自然界から分離・選択されたオリジナル酵母として、「高山植物酵母」や「チューリップ酵母」、「海洋深層水酵母」などが開発されており、これらの天然酵母を用いた製品開発が行われています。



ホタルイカ

○現時点では利用されていない生物資源*であっても、科学技術の発展などにより重要な価値を生み出す可能性を有しています。豊かな生物多様性を保全していくことは、将来にお

けるさまざまな利用可能性を次世代に引き継いでいくことでもあります。

3 生きものと文化の多様性（文化的サービス）

生物多様性は、私たちの心を支える「豊かな文化の根源」です。

- 富山県は、これまでも豊かな自然の恵みを受ける一方で、豪雪や水害、地滑りなど時には過酷な自然に直面してきました。豊かではありますが荒々しい自然を前にして、私たちは自然に対立するのではなく、自然に順応した形でさまざまな知識、技術、芸術、感性や美意識を培い、多様な文化を形成してきました。
- また、日本には、自然と文化が一体になった「風土」という言葉があります。富山県の特徴ある風土は、地域固有の生物多様性と深く関係し、様々な食文化、工芸、お祭りなどを育んできました。
- 近年、身近な自然とのふれあいや自然体験活動に対するニーズが高まる一方、日常的に自然と接する機会が少なく、自然との付き合い方を知らない子どもが増えています。自然の中で遊び、自然と密接に関わることを知らないまま育つことが、精神的な不安定が生じる割合を高める一因になっているとの指摘もあります。このような時代にこそ、豊かな自然に接し学ぶ機会を子どもたちに提供することが、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のために必要とされています。
- このように、豊かな生物多様性にも支えられ、育まれてきた文化は、私たちに精神的な恩恵をもたらす豊かな生活の基盤であり、地域に固有の財産として文化面での奥行きを増し、地域社会の持続的な発展に役立ってきたことを十分理解する必要があります。

4 自然に守られる私たちの暮らし（調整サービス）

私たちの暮らしは、健全な生態系に守られています。健全で豊かな生物多様性は「将来にわたる暮らしの安全性を保障する」ものといえます。

- 例えば、森林を適正に管理し、多様で健全な森づくりを進め、また生物が多く生息・生育する川づくりや河畔林*の保全を行うことは、流域全体で見ると、山地災害の防止や土砂の流出防止、安全な飲み水の確保などに寄与します。
- 日本有数の豪雪地帯として知られる五箇山地方では、集落の背後にある林は雪崩から守ってくれる「雪持林（ゆきもちりん）」として、古くから伐採を禁じてきました。
- 散居村の各農家は周囲をカイニョと呼ばれる屋敷林で囲いました。自分の住む家を風雨や吹雪から守り、冬の寒さをしのぎ夏の強い日差しから避けるため大切に守り育てられてきました。



雪持林（五箇山地方）

- また、化学肥料や農薬*の使用低減などに取り組む環境にやさしい農業は、生物多様性の

保全だけでなく、安全な農産物の供給という面で、私たちの暮らしを守ることにつながります。

○海洋は、水だけでなく熱を運び、大気との相互作用等によって気候の急激な変化を緩和し、地球上の大部分の気温を生きものの生息・生育可能な範囲内の温度に保っています。

【トピック1】～森林浴*のすすめ～

森林浴とは、森の空気を浴び、心身のリフレッシュを図るレクリエーション活動のことです。近年は、森林浴におけるフィトンチッドなどの効果を科学的に検証し予防医学などに役立てる取り組みも始まっています。

県では、森林浴の森として県内で60箇所を選定しました。

また近年では、森林の癒し効果を医学実験により検証した「森林セラピー基地」が富山市と上市町で認定されています。



森林浴の森（富山市有峰）

（「森林セラピー」は特定非営利法人森林セラピーソサイエティの登録商標です。）

第3節 生物多様性の4つの危機

私たちが生きるこの国の多種多様で豊かな自然環境は、初めから現在の状態で存在していたわけではありません。地球規模の生態系ネットワーク*の中で長い年月をかけて育まれてきたものです。今、世界中で環境の変化が起こっています。「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021（JBO3）」によると、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けているとされます。生態系が持っている回復能力を超え、転換点*（ある生態系がまったく新しい状態へ移行するような状況）を迎えると、現在の生態系に大きな変化が生じ、元の状態に回復させることはできなくなります。私たちの周りにあるこの環境を維持し、より生物多様性の豊かな状態にすることが最も大切なことなのです。

生物多様性国家戦略では、日本の生物多様性の直接的な損失要因として、次の4つの危機に整理できるとしています。

1 第1の危機（開発など人間活動による危機）

第1の危機は、開発や乱獲など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響です。

戦後の高度成長期を中心に、森林伐採や河川開発、ゴルフ場・スキー場の造成、経済性・効率性を優先した農地整備、さらに沿岸域の開発などにより海洋生物を含む多くの野生生物の生息・生育地が減少してきました。また、食用や鑑賞用、商業的利用を目的とする乱獲や盗掘など、直接的な生物の採取は個体数の減少をもたらしました。

近年では、大規模な開発・改変による生物多様性への圧力は低下しているものの、こうし

た開発や乱獲などによってひとたび失われた生物多様性は、容易に取り戻すことはできず、加えて規模の小さい開発・改変によっても生物多様性は影響を受けています。

また、第4の危機への対策としても重要とされる再生可能エネルギー発電施設の導入が地域における生物多様性の劣化をまねく場合もあるとも指摘されています。

2 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響です。

里山は、薪や炭、屋根葺きの材料などを得るなど、以前は地域の生活や経済活動に必要なものとして維持されており、その環境に特有の多様な生物を育んできました。しかし、産業構造や燃料などの資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力の低下により、農地や森林の管理に手が回らなくなり、里地里山*の生物多様性の損失が継続・拡大しています。加えて、耕作放棄された農地や利用されないまま放置された里山林などが野生鳥獣の生息にとって好ましい環境となることや、狩猟者の減少・高齢化で捕獲圧*が低下することなどによるイノシシやツキノワグマ、ニホンジカなどの分布域の拡大・個体数の増加により、農作物被害や人身事故が発生するなど、さまざまな問題を引き起こしています。

3 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

第3の危機は、外来種*や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機です。

外来種については、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相*や生態系を改変し、大きな脅威となっています。近年では、輸入された物品等に付着してヒアリが国内に侵入する事例が増加するなど、人の生活環境への影響の懸念も増加しています。

化学物質については、人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、中には生物への有害性を有するものもあり、生態系への影響が指摘されています。さらに、マイクロプラスチック*を含む海洋プラスチックごみによる生態系への影響が懸念されています。

【トピック2】～外来生物被害予防三原則～

外来生物が引き起こす問題の多くは、外来生物が広域にわたって定着してしまった後に明らかになることが多く、その場合、問題を解決するために多くの時間と労力（金額）が必要となります。そのため、問題を引き起こす前に予防することが重要とされています。環境省では、私たち一人一人のとるべき姿勢を表したスローガンとして、外来生物被害予防三原則を作成しています。

①入れない（悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない）

②捨てない（飼っている外来生物を野外に捨てない）

③拡げない（野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない）

4 第4の危機（地球環境の変化による危機）

第4の危機は、地球温暖化*など地球環境の変化による生物多様性への負の影響です。

気温の上昇のほか、強い台風の発生頻度の増加や降水量の変化などの気候変動、海洋における水温の上昇や酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があります。特に、地球温暖化の進行により、地球上の多くの動植物の絶滅のリスクが高まる可能性が高いと予測されており、分布域の変化や生物間の相互関係に狂いが生じる可能性が高くなると言われています。

今後、高山性のライチョウの生息適域の減少及び消失、ニホンジカ等の多雪地域・高標高域への分布拡大等様々な生態系において負の影響が拡大されることが予想されており、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など、環境の変化に対して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な負の影響が生じることは避けられないと考えられています。

5 生物多様性損失の根本的な要因である、社会経済に生物多様性が主流化されていない状況

生物多様性に対し負の影響を与える社会経済に変化をもたらすのは、社会のありかたと県民ないし国民全体の価値観であり、生物多様性国家戦略において、生物多様性が主流化されていない状況自体が生物多様性損失の根本的な要因といえるとしています。また、こうした社会の価値観や行動を変えていくため教育や自然体験の機会を通じて関心や理解を高めることが重要としています。

上記1～5で述べた損失要因は、それぞれ独立するものではなく、お互いに関係し合い影響を与えています。

6 生物多様性の損失による暮らしへの影響

生物多様性が低下してしまうと、私たちの暮らしへも影響を及ぼし変化することが考えられます。食料や燃料など、私たちの生活に必要なものが手に入らなくなったり、空気や水などがきれいな状態に保たれなくなることで、今までと同じような生活が送れなくなるかもしれません。さらに、生物多様性により育まれてきた伝統や文化を次の世代に残したり、観光資源となっている自然や景勝地もその形を留められなくなる可能性があります。

【トピック3】ワンヘルス（新興感染症と生物多様性）

2019年から世界各地に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、コウモリなどの野生動物を介して人に感染した可能性が考えられています。

新興感染症は、人間の活動とそれによる環境中の影響が原因で発生し、人間による生態系攪乱と持続不可能な消費がパンデミックリスクを助長すると指摘されています。*

ヒトの健康、動物の健康、環境の健全性はどれが欠けても成立せず、これら3つの健康を一つとみなし統合的に取り組むことを提案する「ワンヘルス・アプローチ」が世界的に注目されています。

*環境省 IPBES 生物多様性とパンデミックに関するワークショップ報告書の解説

第3章 富山県における生物多様性の現状と課題

第1節 概要

1 地形・気候

(1) 地形

- 富山県は、日本列島のほぼ中央に位置しており、富山市を中心に半径 50km というまとまりのよい地形が特徴です。
- 東側は立山など日本を代表する 3,000m級の山岳がそびえており、新潟、長野両県に接しています。南側は飛騨山地に続く山々で岐阜県と接しており、西側は医王山や倶利伽羅峠などを境に石川県と接しています。
- 立山は、地下の岩石が数百万年前から数十万年前の間に隆起してできました。また、現在の室堂平から弥陀ヶ原そして美女平、さらに五色ヶ原周辺にかけては、遙か昔の火山活動によって溶岩が流れ形成されたことが地質から分かっています。この火山（弥陀ヶ原）は地獄谷の火山ガスにみられるように現在でも活発に活動しています。こうした火山活動に起因する地獄谷の温泉群をはじめ、県内には地質の多様性を反映した多様な温泉が存在します。
- 立山をはじめとする山々に日本海からの発達した雲がぶつかって、大量の降雨・降雪をもたらすようになりました。生み出された豊かな水は、河川となって扇状地*をつくり出し、県の中央部には大きな平野が広がっています。
- 北側に位置する海岸は、西部の能登半島から東部にかけて大きく湾曲して富山湾を形成しています。海岸浸食が激しいため人工海岸が多いことが特徴であり、蟹気楼や海越しに見える立山連峰など富山の海岸を象徴するものも多くあります。また、山からの伏流水は海底湧水となって富山湾に流れ込んでいます。海底は、最も深いところでは 1,200m以上あり、日本海側では数少ない急峻で複雑な海底地形を有しています。

(2) 気候

- 富山県は典型的な日本海側の気候であり、初夏から秋にかけての降雨や、冬の冷たい季節風が対馬暖流の暖かい海上を吹走することで降雪がみられるなど、降水量の多い地域です。
- 特に冬期の北西季節風による多雪は特徴的で、山間部は世界でも有数の豪雪地帯として知られており、近年、立山連峰に日本で初めて氷河が現存していることが確認されました。
- 気温についてみると、富山市の平均気温は約 15℃であり、比較的温暖な対馬海流の影響から、冬でも気温が氷点下になる日は多くありません。

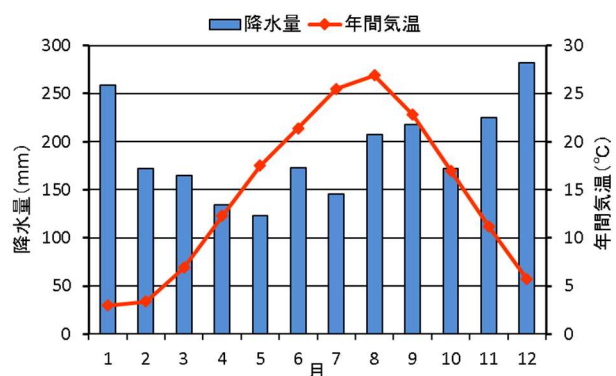


図1 年間気温と降水量の平年値(富山市)

資料：気象統計情報 [1981～2020年] (気象庁 HP)

○晩秋から初冬にかけて、冷たい季節風の影響で「ブリ起こし」と呼ばれる雷が発生し、落雷による被害も少なくありませんが、ブリ起こしの到来と共に富山湾の漁港が賑わい始めます。

○4～5月頃には、富山湾内で下部が冷たく上部が暖かい空気層となる逆転層*が発生し、この季節の風物詩でもある「春の蜃気楼」がみられます。

2 社会経済

(1) 人口

○総人口は昭和 25 年に初めて 100 万人台になりましたが、その後は、大都市圏への社会移動や少子化現象などにより人口増加率は低下しました。平成になってからはほぼ横ばいで推移していましたが、平成 11 年には出生者数が死亡者数を初めて下回り、総人口は減少に転じています。

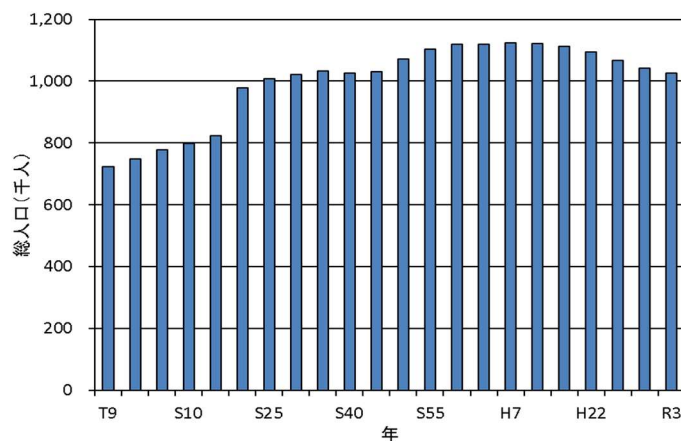


図2 総人口の推移

資料：富山県統計情報ライブラリー（県統計調査課）

○また、老年人口の割合は、大正 9 年には 5.5%でしたが、昭和 10 年以後増加しており、令和 3 年には総人口に占める割合が調査開始で以来最も高い 33.1%となっています。

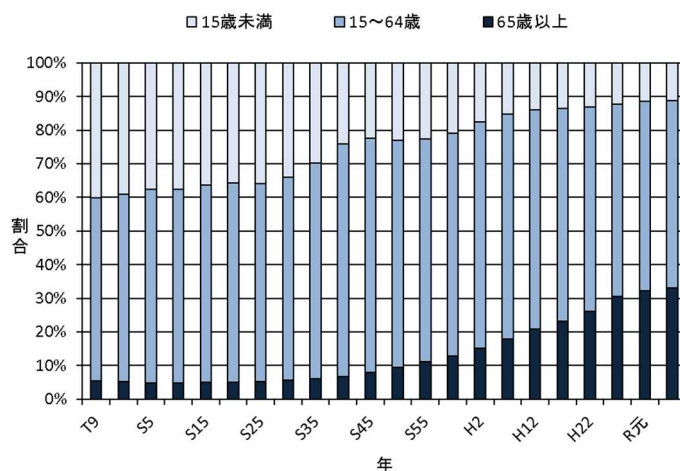


図3 年齢3区分別人口割合の推移

資料：富山県統計情報ライブラリー（県統計調査課）

(2) 産業

○産業別従業者の構成比をみると、第1次産業の占める割合は年々減っており、昭和45年から平成27年の43年間で25%から3%近くに減少しています。

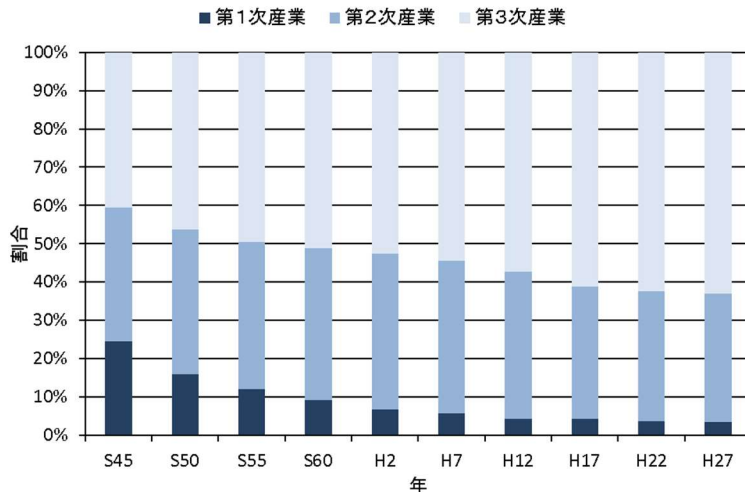


図4 産業別就業者割合の推移
資料：国勢調査(総務省)

<農業>

○富山県は水に恵まれていることから水稻を主体とした生産構造となっており、水田率(耕地面積に占める田面積の割合 95.4%)や農業産出額に占める米の割合(69.1%)はともに全国1位となっています。

<林業>

○富山県の森林面積は、県土総面積の67%を占め、そのうちの28%を占める人工林*においては、木材として利用可能な森林(41年生以上)の面積が全体の約8割、森林蓄積は約9割を占めています。

○木材生産量は、スギを中心に増加傾向となっており、木材需要の多くを占める公共施設や住宅などの建築分野での県産材の需要拡大を促進するとともに、未利用木材を利用した木質バイオマス*発電等、新たな需要拡大が図られています。

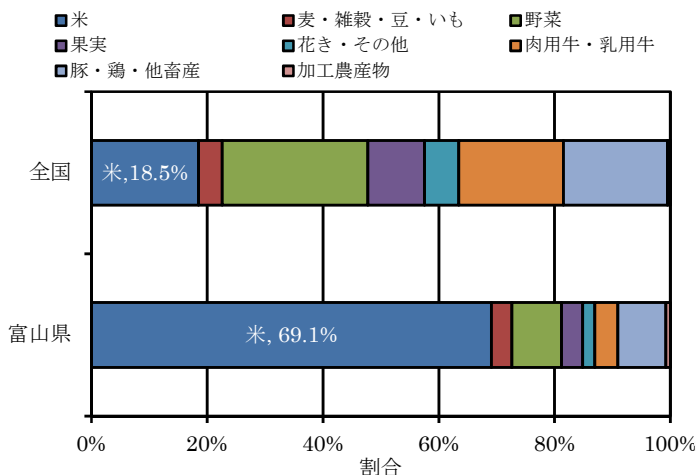


図5 農業産出額の割合
資料：生産農業所得統計[令和2年](農林水産省)

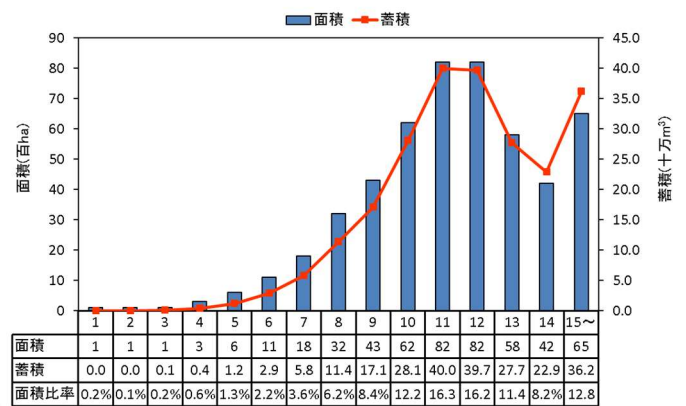


図6 令和2年度人工林の齢級別面積・蓄積
資料：富山県森林・林業統計書(県森林政策課)

<水産業>

○富山県の沿岸ではさまざまな漁業が営まれており、漁獲量は 1.2 万トン台から 2.7 万トン台で変動、近年は減少傾向にあります。本県で最も盛んな漁業は定置網漁業であり、ブリやイワシ類、アジなどの回遊*魚が多く獲られています。

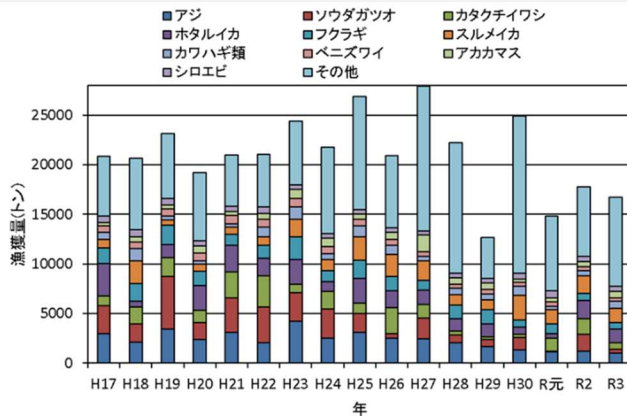


図7 富山県の沿岸漁獲量の推移

資料：富山県水産情報システム（県水産研究所）

【トピック4】～資源の持続可能な利用に配慮した定置網漁法～

富山県の定置網は今から 400 年以上も前に氷見で、それもわら縄で作られたのが始まりです。底びき網のように魚を追いかけ、そこにいる魚のほとんどを捕獲する漁法と異なり、集まってくる魚を待ち受ける定置網漁法は捕獲する割合が一旦網に入る魚の 2～3 割程度といわれ、環境にやさしい漁法といわれています。



小型定置網漁の様子

資料：関 東雄 氏

(3) 観光

○富山県では、北アルプス立山連峰など標高 3,000 メートル級の山々や黒部峡谷をはじめとする世界に誇る山岳景観、蜃気楼の見られる“不思議の海”富山湾など、四季折々の変化に富んだ美しい自然を味わうことができ、自然をアピールする観光資源に恵まれています。

○富山湾は、2014年10月、世界遺産のフランス・モンサンミッシェル湾やベトナム・ハロン湾など世界の名立たる湾が加盟する「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が承認され、加盟5周年を迎えた2019年10月には日本で初めて「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会が富山県で開催されました。



「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会 in 富山



雨晴海岸から見た立山連峰

3 歴史・文化

○私たちは、自然に順応したさまざまな知識や技術、豊かな感性や美意識を培い、多様な文化を形成してきました。

○小矢部市桜町遺跡のトチの実や富山市小竹貝塚のイノシシの骨等、縄文時代をはじめとした多くの遺跡にさまざまな生き物の痕跡が発見されており、古くから動植物を利用していたことが分かります。



富山市小竹貝塚のイノシシ、ニホンジカの骨など

○地元で語り伝えられてきた立山開山縁起によると、立山を開山した佐伯有頼が白鷹を使って狩りを行っていたところ、有頼の射た矢に当たった熊が実は阿弥陀如来であり、有頼に立山を開山させるため山中まで導いたとあります。

また、古くからライチョウは神の使いとして大切にされており、富山の信仰と生き物は深い関係にあることが分かります。

【トピック5】～立山の自然と信仰～

立山信仰の背景には、地獄谷や険しい剣岳などの景観と多種多様な高山植物が咲き誇る光景が、地獄や浄土の景観に見立てられたと言われていす。さらに、高山植物の咲き広がる一帯や峰々は、阿弥陀如来のおわす浄土として信仰登山の目標とされました。また、弥陀ヶ原に生育するミヤマホタルイ(高山植物)は、「餓鬼の田」の呼称のもととなっています。



餓鬼の田

このように、標高3,000m級の雄大な自然とその自然を構成する特異な動植物が立山信仰に大きく関与していると言えます。

○米や野菜、魚などを神社に供える神饌*や山の万物の生命の豊かな生育を祈る山祭りが行われるなど、生物多様性に関わる数多くの行祭事が現在に伝えられています。

○世界文化遺産にも登録されている五箇山の合掌造りの屋根には、カリヤスが材料として用いられており、古くから地域ぐるみで集落周辺の茅場を守っています。また、五箇山は世界的にも有名な豪雪地帯であるため、その対策として合掌造りの屋根を急勾配にするなど、地域の厳しい自然に順応し、巧みに利用することでこの合掌造りが形作られてきました。

○私たちは春のサクラを見て、ただ単に花見を楽しむだけではなく、季節の変化や美意識、風情、はかなさなどの感性を培ってきました。古くから、俳句や民謡などにおいて、自然や生き物を題材にしたものが多く作られており、日本最古の歌集「万葉集」の代表的歌人である大伴家持も、富山の自然に関する多くの歌を詠んでいます。



五箇山の合掌造り

玉くしげ 二上山に 鳴く鳥の 声の恋しき 時は来にけり (巻一七・三九八七)

訳：二上山に鳴く鳥の声が恋しくてならない時が、とうとうやってきた。

○その他にも、井波彫刻や越中和紙等の伝統工芸、ます寿司やかまぼこ、げんげ汁等の食文化など、生物多様性はさまざまな形で富山県の歴史と文化を支え育ててきました。

4 野生動植物

環境省が平成6年度から10年度に行った第5回自然環境保全基礎調査によると、植生自然度10又は9(自然度の高い天然林*及び自然草原)の地域が県土に占める割合は30%で、本州では第1位にランクされるなど、本県の美しく豊かな自然環境により多種多様な動植物が育まれています。

(1) 植物

- 富山県は気候が温暖で降水量も多く、豊かな水に恵まれているため、植物にとっては良好な生育環境となっており、維管束植物*では約3,000種が確認されています。
- エッチュウミセバヤは富山県唯一の固有植物ですが、生育地が極めて限定されており、自生地の保護が必要です。
- 富山県は、地形地質が多岐にわたり、かつ、標高差が大きいことや、積雪に適応・分化した多雪地帯特有の植物が多く見られるなどから、全体として植物の種は多様であるといわれています。
- 植生*を標高別で見ると、標高300mあたりまでは低山帯で、コナラやアカマツなどの二次林*やスギの植林地となっています。標高300~1,600mあたりが山地帯で、ブナやミズナラなどの天然林が中心となっています。その上の1,600~2,400mが亜高山帯*で、オオシラビソなどの針葉樹やダケカンバが分布しています。2,400m以上が高山帯*で、ハイマツやチングルマなどの高山植物が生育しています。
- 海岸には、クロマツに代表される海岸林が分布しており、氷見海岸や宮崎海岸の一部にはスタジイやタブノキなどの暖帯性の樹林が見られます。
- 富山湾には、アマモ*などの海草に加えて、テングサやワカメなど300種弱の海藻が確認されており、海草と海藻の群落である藻場*は沿岸に約1,100ha分布するといわれています。

(2) 動物

富山県は、標高3,000mの北アルプスから水深1,000mの富山湾まで、日本有数の大きな高低差を有しており、この垂直的な広がりによってそれぞれ適応した多種の野生動物が生息しています。

ア 哺乳類

- 県内に生息する哺乳類は、在来種*で47種が確認されており、これは日本産在来種の約4割にあたります。
- 山地帯から低山帯にかけての森林地域にはカモシカやニホンザル、キツネ、タヌキ、ツキノワグマ、テン、ニホンリス、アカネズミなどの大~小型の種が多く生息し、近年は再びイノシシやニホンジカが見られるようになりました。高山から亜高山にかけては環境条件が厳しいため、アズミトガリネズミやオコジョなどの限られた種が生息しています。

イ 鳥類

- 県内の鳥類は、320種ほどが記録されており、丘陵から山地帯にはヤマガラ、シジュウカラ、コゲラなど、海辺や河川にはカルガモなどのカモ類のほか、コチドリやイソシギなど

の多様な鳥類が生息しています。また、高山・亜高山帯ではライチョウやホシガラスなどが確認されています。

○県内の構成は、冬鳥や旅鳥が最も多くなっており、冬鳥の構成比率が高いのは、越冬のため大陸から南下、渡来する種が多いためといわれています。

ウ 爬虫類・両生類

○爬虫類は、陸生のもので在来種 14 種が確認されています。日本固有種*のニホンイシガメは生息場所の消失により県内での生息地が極めて限られています。

○両生類は、県内では在来種 18 種が確認されており、平野部の水田にはニホンアマガエルやトノサマガエルが生息し、山地の池沼にはイモリやクロサンショウウオ、モリアオガエルが、谷川にはカジカガエルやヒダサンショウウオが産卵にやってきます。

○特に、里山の浸出水などがある緩流のような限られた水系にはホクリクサンショウウオが生息しています。

エ 淡水魚類

○富山県の淡水魚は、南北双方から日本列島に進入してきた魚類に由来しているとされており、約 70 種の淡水魚が生息しています。

○河川の上流域にはイワナやヤマメなどが、中流にはアユやウグイなどが、下流にはコイやフナ類などが生息しています。平野部の小川にはメダカやタナゴなどの仲間が、湧水帯にはスナヤツメ類やトミヨなどが生息しています。

オ 昆虫類

○富山県の昆虫は、約 8,000 種生息すると見込まれており、移動性が少ないため寒地性昆虫と暖地性昆虫が生息し、多様な昆虫相を現出しています。

○平野部や海岸部は植生が単純であり、生息環境も限定されるため、昆虫相も限られますが、低山帯には生息種がとて多く、チョウの仲間ではギフチョウやオオムラサキなどの貴重な生息地となっています。また、高山・亜高山帯では厳しい自然環境にもかかわらず高地性の昆虫が生息しており、ミヤマモンキチョウなどの高山蝶が見られます。

○近年は、本県においてもクロゲンゴロウやコオイムシなどの水生昆虫の減少が懸念されています。

カ 軟体動物（淡水産・陸産貝類）

○本県の淡水産貝類は 35 種以上が確認されており、主に平野部を流れる河川や水田、用排水路、溜池に生息しています。

○陸産貝類は 100 種余りが生息しており、植生が多様であることや陸産貝類が多い石灰岩地帯が多いことから、富山県の陸産貝類相は決して貧弱ではないといわれています。

キ 甲殻類

○甲殻類は海で多くの種に分かれた動物群ですが、ミジンコ類やカニ類の中には淡水域に生息するものもいます。富山県内の陸域に生息する種については、31種が報告されています。

ク 海洋生物類

- 富山湾には、「富山湾の王者」のブリをはじめ、マアジやクロダイなど、日本海に分布する約 1,400 種の魚類のうち約 700 種が確認されており、生物多様性が豊富な海域といえます。対馬暖流の影響を受けたイワシやクロマグロ等の暖水系の魚類や、水深 300m より深い日本海固有水で生息するゲンゲ類やビクニン類等の冷水系の魚類からなっています。
- 富山湾ではこれらの魚類以外にも、様々な海の生物が確認されています。軟体動物は約 600 種、甲殻類（微小のもの除く）は約 200 種、環形動物*（多毛類）は約 70 種、棘皮動物（ヒトデ類）及び脊索動物（ホヤ類）がそれぞれ約 20 種確認されており、深海で生息するオオグチボヤの群生地が、日本近海ではじめて確認されています。
- また、海流に乗ってやってくる生物も含め、海棲哺乳類では、ミンククジラなど約 15 種の鯨類、ゴマフアザラシなど 3 種の鰭脚類、爬虫類では、アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイ、オサガメの 4 種が確認されています。

5 生態系

富山県の生態系は、植物相や人間活動等の違いから、概ね次の 6 つに区分できます。

（1）高山・亜高山地域（概ね標高 1,600m 以上）

- 高山・亜高山地域の生態系は、自然条件の極めて厳しい環境の中で、地域に適応した限られた種間の微妙なバランスのうえで成り立っています。
- この地域の大部分は自然公園*に指定されており、ライチョウやオコジョ、タカネヒカゲ、ミヤマモンキチョウ、チングルマ、チョウノスケソウなどの貴重な野生生物が多く生息・生育しています。



高山・亜高山地帯

（2）奥山*地域（概ね標高 500~1,600m）

- 奥山地域は、原生的な天然林が多く分布しており、豊かな森林が広がっています。水土保持機能などを有し、県民が豊かで安全な暮らしを送るために重要な役割を果たしています。
- この地域は、ブナやミズナラ林などの自然植生*が広く優占*し、ミヤマクワガタやオオチャイロハナムグリ等の多様な昆虫をはじめ、ツキノワグマやカモシカなどの大型哺乳類やイヌワシ、クマタカなどの猛禽類*にとって重要な生息地となっています。



奥山地域

(3) 里地里山・田園地域（概ね標高 500m以下）

- 里地里山・田園地域とは、奥山と都市との中間に位置し、木材生産などを目的とした人工林やコナラなどの二次林、農地、ため池などで構成される地域です。
- 農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて長年持続的に管理してきたことにより、その地域特有の自然環境が形成され、多くの生物にとってかけがえのない生息・生育環境を提供してきました。



里地里山・田園地帯

(4) 都市地域

- 都市地域とは、人間活動が活発な地域です。都市公園*や社寺林、街路樹などの緑地が残されており、生物の生存基盤は限られていますが、私たちにとって身近な生物が生息・生育しています。



都市地域

(5) 河川・湖沼地域

- 富山県の河川は、源流部の森林から里地、都市地域を通して海にまでつながっており、このつながりが生態系ネットワークにとって重要な役割を果たしています。



河川・湖沼地域

(6) 沿岸・海洋域

- 沿岸・海洋域は、縄文時代より海の恵みを利用しながら、生活や生産活動が継続されてきている地域です。
- 日本海は表層から水深約 300mまでは対馬暖流が流れ、下層は低水温で溶存酸素が相対的に多い日本海固有水と呼ばれる水塊が存在しています。
- “海の森”と呼ばれる藻場は、主に県東部と県西部に分布しており、生物の産卵や生活のための場



沿岸・海洋域

として、海洋生物の多様性を育む重要な場所となっています。

○富山湾には「あいがめ」と呼ばれる海底谷があり、シロエビやズワイガニなどが生息しています。また、対馬暖流の影響もあって、他の海域では見られない魚介類が生息しています。

6 絶滅のおそれのある野生生物

○我が国の絶滅のおそれのある野生生物を取りまとめたものとしては、環境省のレッドデータブック*（リスト）がありますが、これは全国を対象としているため、富山県では、県版のレッドデータブックを作成しています。

○最新のレッドデータブックとしては、平成 24 年に発刊された「レッドデータブックとやま 2012」があります。

○これには、哺乳類や鳥類、昆虫類などの動物が 382 種、維管束植物や^{せんたい}蘚苔類などの植物が 517 種の計 896 種と地域^{せうたい}個体群*の 3 個体群が絶滅もしくは絶滅のおそれのある野生生物として選定されています。

○平成 14 年に発刊した前回のレッドデータブックと比較すると、絶滅のおそれのある野生生物は哺乳類を除いた全ての分類群で増加しており、希少な動植物の生息・生育環境の悪化が懸念されています。

○なお、「レッドデータブックとやま」の見直しを行うため、令和 5 年度より調査を開始します。



レッドデータブックとやま 2012

表 1 分類群別選定種・個体群数一覧

富山県カテゴリー		絶滅+野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	合計	地域個体群
動物	哺乳類	2		3	10	2	17	
	鳥類	1	18	14	28	15	76	
	爬虫類・両生類		2	3	5	1	11	
	淡水魚類	2	7	7	8	5	29	3
	昆虫類		35	28	71	72	206	
	軟体動物 (淡水産貝類)	5	3	5	2	6	21	
	軟体動物 (陸産貝類)		2	1	7	7	17	
	甲殻類					2	2	
	小計	10	67	61	131	110	379	3
植物	維管束植物	30	75	118	132	84	439	
	蘚苔類		5	7	6	15	33	
	地衣類		5	2		11	18	
	菌類			6	5	16	27	
	小計	30	85	133	143	126	517	
合計		40	152	194	274	236	896	3

資料：レッドデータブックとやま 2012（県自然保護課）

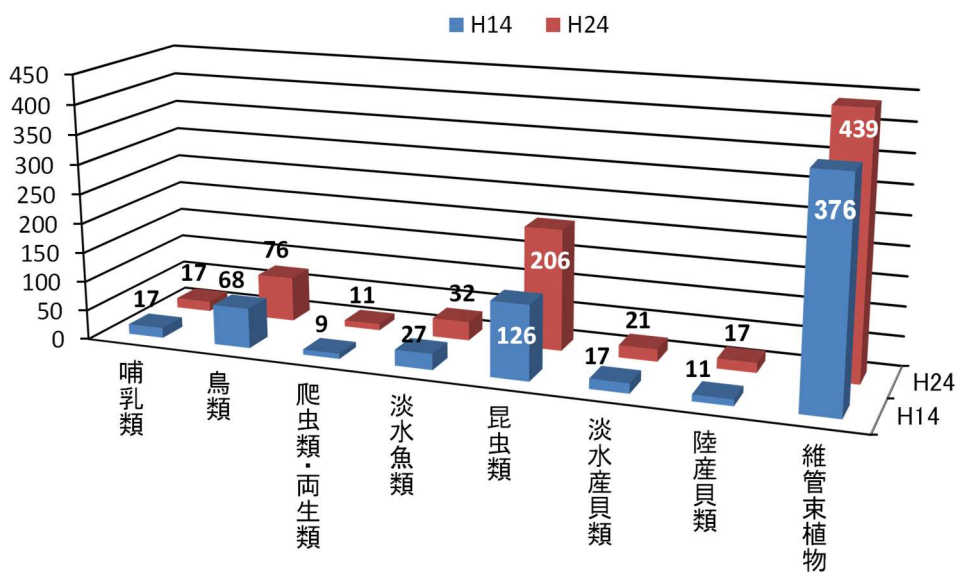


図 8 前回のレッドデータブック選定種数との比較

資料：レッドデータブックとやま 2002、2012（県自然保護課）

○選定された種の中には、ライチョウやホクリクサンショウウオ、イタセンパラ、エッチュウミセバヤなど、本県を代表する希少な野生動植物が含まれています。



ライチョウ



ホクリクサンショウウオ



イタセンパラ

資料：氷見市教育委員会



エッチュウミセバヤ

○一方、赤とんぼで知られるアキアカネやトノサマガエル、ます寿司の材料で知られるサクラマスやサワガニなど、昔から親しまれてきた生物も選定されており、私たちの身近な自然環境が変化しつつあります。



アキアカネ



トノサマガエル



サクラマス



サワガニ

7 生物多様性の認知度

(1) 県民の生物多様性に関する認知度

県民の生物多様性に関する認知度を調べるため、平成24年、29年に引き続き、令和3年に県政モニター187名を対象にアンケート調査を実施しました（有効回答者数178名）。

- 「自然に対する関心がある」と回答した人は9割以上であったのに対し、「生物多様性の意味を知っている」という人は依然約4割であり、生物多様性は私たちの暮らしを支える重要な存在ですが、その認知度はまだまだ低いことが分かりました。
- 「自然に対して非常に関心がある」割合と「生物多様性の意味を知っている」割合が近いことから、自然保護に関心が薄い人に向けた周知活動は必要であることが考えられます。
- また、「身近な生き物が以前と比べて減った」と感じている人が約半数を占めており、前回(H25)の約7割に比べ減少したものの、県民の多くが生物多様性の損失を感じていることがうかがえます。
- 保全活動の取組みについては、「環境に配慮した商品を選ぶ」と回答した人が9割以上、「今後、自然保護活動に参加したい」と回答した人が8割以上と、県民の生物多様性保全に対する参加意欲の高さが分かりました。

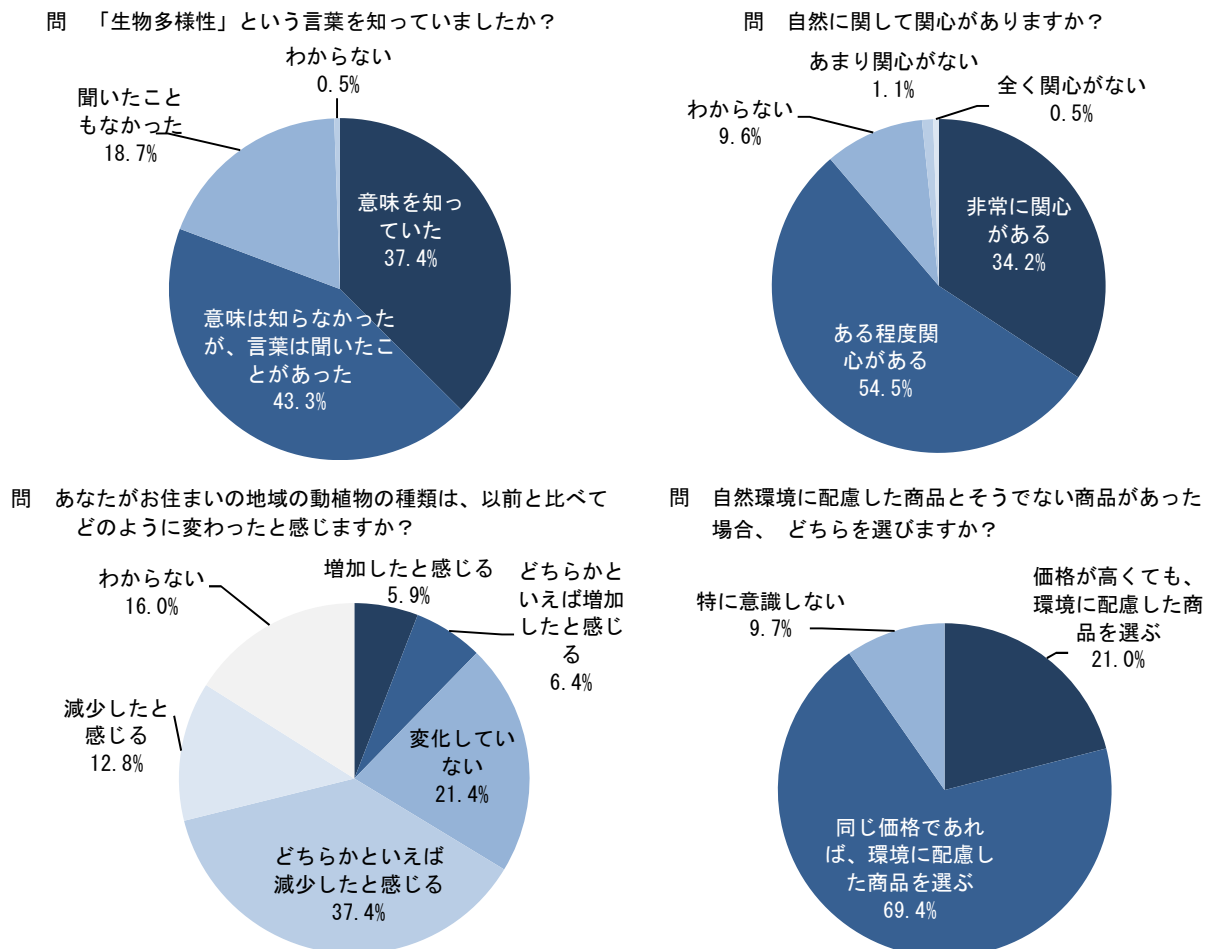


図9 令和3年度 生物多様性に関するアンケート（県政モニター）

(2) 県内事業者における生物多様性の認知度

事業者は、原材料の調達を自然資本に依存するところが大きく、製品の製造・流通・販売のほか廃棄・回収・再利用などにおいても自然環境への配慮が重要であり、さまざまな部分で生物多様性に関わっています。このため県全体で生物多様性の保全とその恵みの持続的な利用に対する取組みを進めていくためには、県内事業者との協力体制を構築することが必要となります。

そこで、事業者における生物多様性の認知度と現在の取組み状況を調べるため、平成 25 年度に引き続き、令和 4 年度に県内の事業者 120 件を対象にアンケート調査を実施しました（回答件数 50 件）。

- 「生物多様性を知っている」と回答した事業者と「何らかの生物多様性に対する取組みを実施している（実施する方向で検討している）」と回答した割合が近いことから、生物多様性に関する理解が浸透すれば、何らかの取組みにつながる可能性が高いと考えられます。
- 生物多様性に対する取組み内容については、従業員に対する環境教育やボランティアを含めた自然環境の保全活動への参加が最も大きな割合を占めるとともに、廃棄物の減量・リサイクルや光熱水費の削減などの取組みも積極的に実施されていることが分かりました。
- また、取組みにあたっての課題としては、生物多様性の評価方法が不明確であること、業務と生物多様性へのつながりが不明確であることや参加者の確保といったことなどがあげられています。今後は、事業者に対してこれらの点について情報提供しながら普及活動を行い、具体的な取組みにつながるように支援体制を整えていく必要があります。

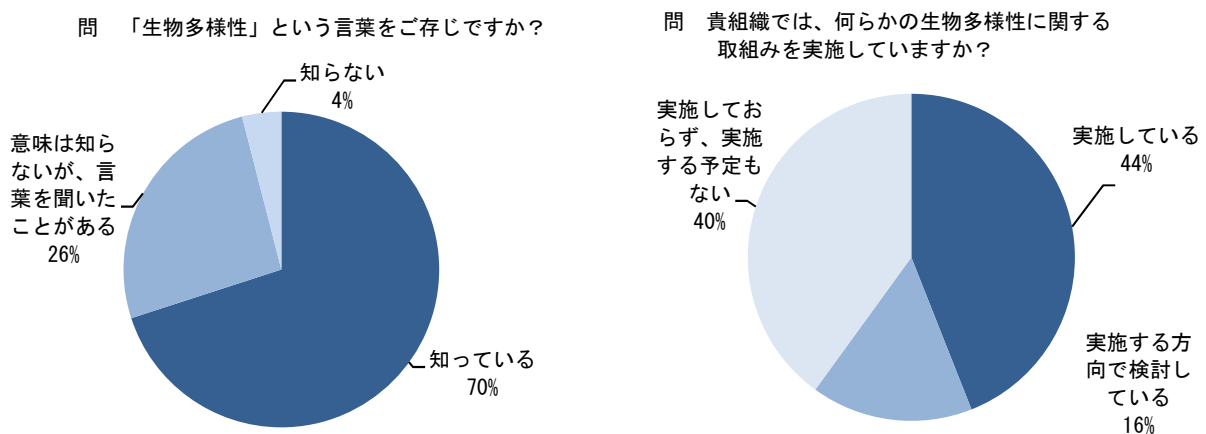
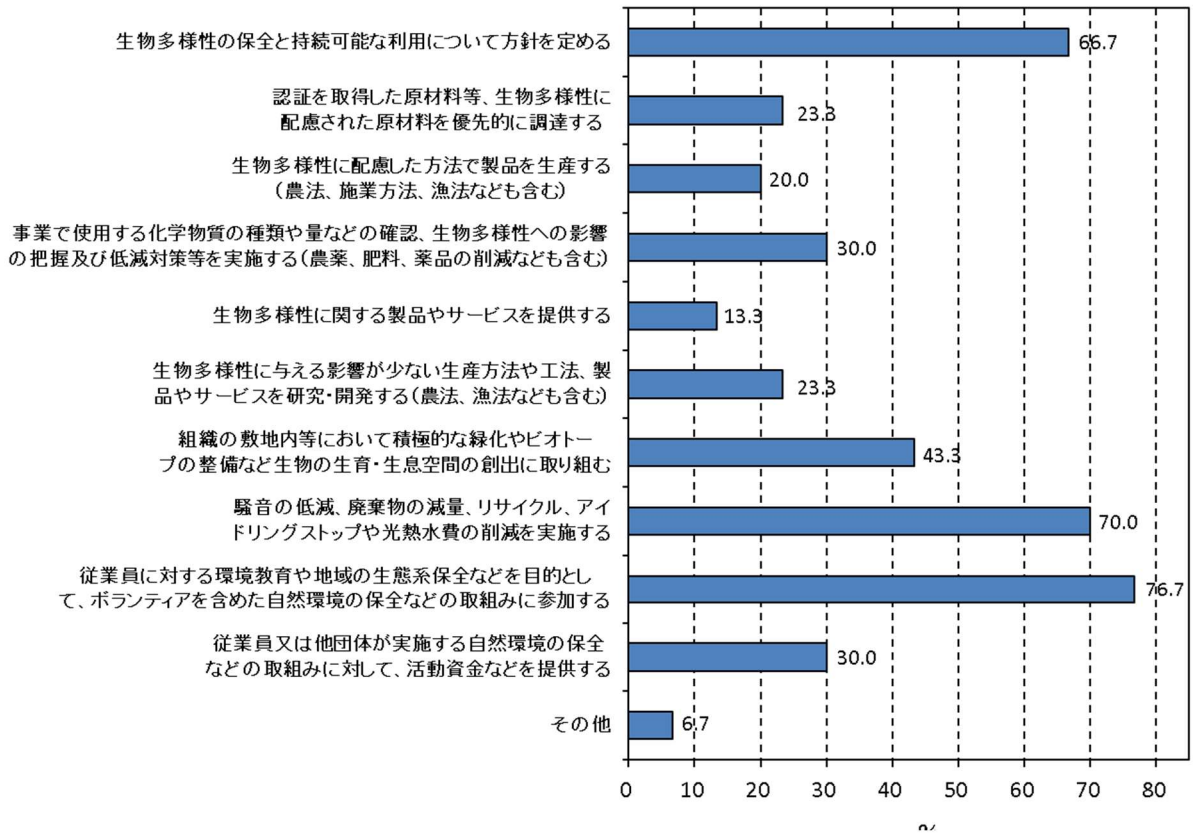


図 10 令和 4 年度 生物多様性に関する事業者による取組みの実態調査（一部抜粋）

問 貴組織ではどのような生物多様性に関する取組みを実施(又は実施を検討)していますか。(複数回答可)



問 生物多様性に関する取組みを行うにあたりどのような課題がありますか?(複数回答可)

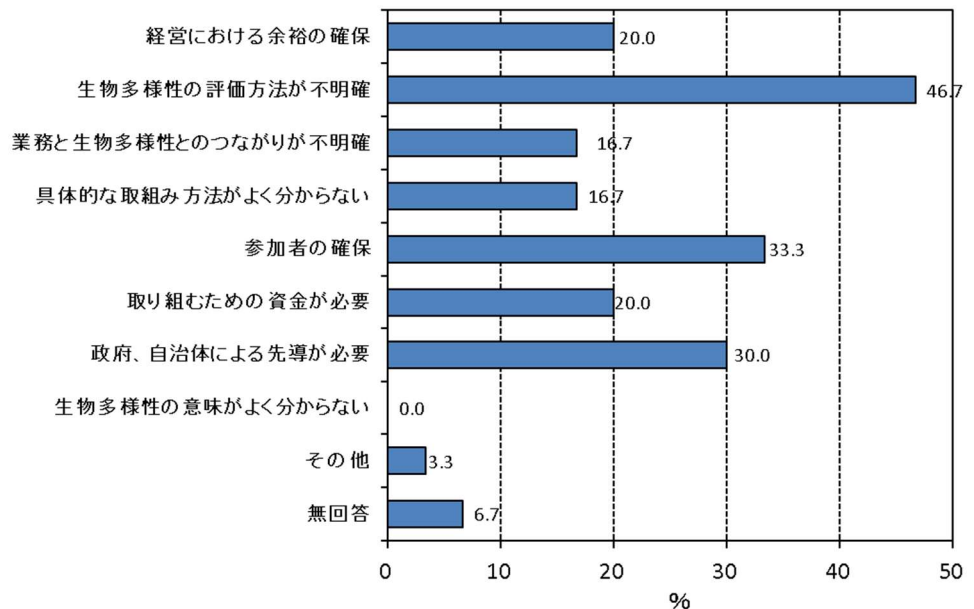


図 10 令和4年度 生物多様性に関する事業者による取組みの実態調査(一部抜粋)

【トピック6】～事業者による生物多様性に関する取組み～

県内東部の企業では、自社敷地内において2008年から「ふるさとの森」づくりに取り組んでいます。森づくりにあたっては、遺伝子の多様性保全の観点から、地元で生育している樹木の種子で苗木をつくり、地域の方々と一緒に植樹しました。

現在は森の木々も大きく成長し、絶滅危惧種*を含む約300種の生物が集まる森になっています。その森を活用して、地域の科学館と協働した子どもたち向けの環境教育の実施の他、森林や生態系に関する調査・研究の場としても利用いただいています。



事業活動に関連した取組みでは、2001年から工場排水を放流している河川において水生生物調査を実施しているほか、国際的な水目標に関するガイダンス等を参考に自社独自の水リスクチェックシートを作成し、製造拠点ごとの水リスク評価と把握を実施しています。



ふるさとの森 航空写真

【トピック7】自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solution）

社会課題の解決に自然を活用し、人間の健康と福利及び生物多様性による恩恵を同時にもたらすという考え方が「自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solution）」と呼ばれています。

生物多様性の低下傾向は、自然環境保全の取組みだけでは止められないことが指摘される中で、NbSを気候変動対策や持続可能な生産・消費にも活用し、生物多様性保全や自然資本の適切な管理を自然環境保全以外の取組みにも組み込んでいくことは、生物多様性の損失を止め、回復させるネイチャーポジティブにつながるものとされます。

第2節 現状（生物多様性の4つの危機）

1 第1の危機（開発など人間活動による危機）

○富山県においても、ダム建設や道路整備、沿岸域の埋立て、農用地の他用途への転用など、人間活動に伴う生物多様性の損失は、全ての生態系に及んでいます。

○昭和40年以降の土地利用の推移をみると、田畑などの農地面積が減少する一方、宅地や道路といった都市的利用が増加しており、生物の生息・生育地の分断など生態系の環境条件に変化をもたらしています。

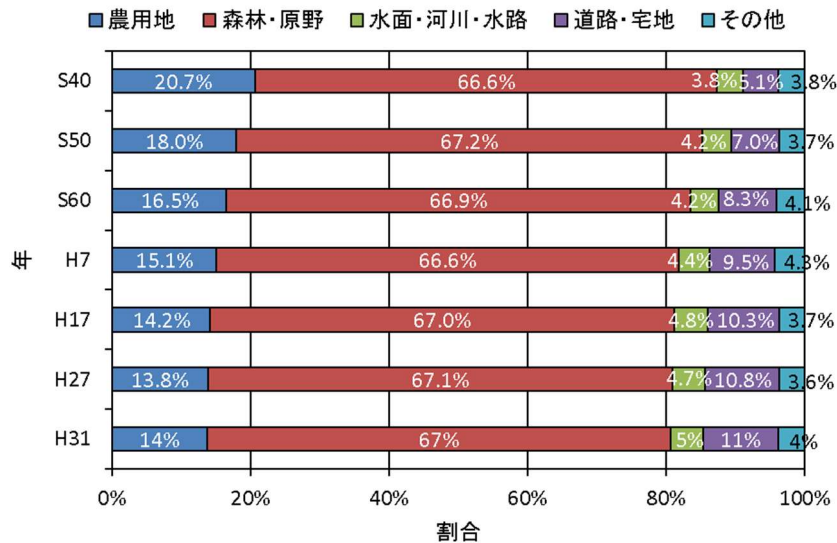


図11 土地利用の推移

資料：土地に関する統計資料（県民生活課）

○この背景には戦後の高度成長期の急速な変化があり、県内総生産（名目）は昭和30年に988億円であったものが、戦後51年経った平成8年には約5兆円と50倍以上に拡大していました。

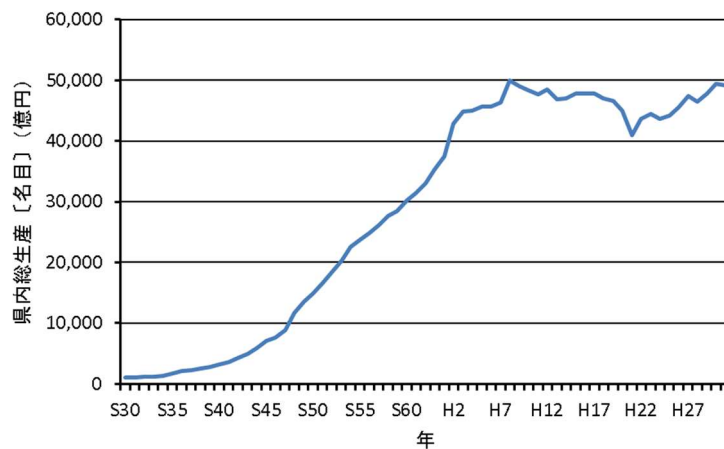


図12 県内総生産（名目）の推移

資料：県民経済計算（内閣府）

- 野生生物の直接的な利用としては、かつては狩猟による鳥獣の減少が懸念されていましたが、近年は狩猟による影響は減少し、むしろ捕獲圧の縮小による一部の野生動物の増加が問題となっています。
- 近年は、観賞目的などによる野生生物の乱獲や盗掘、過剰な採取などによる影響が指摘されています。

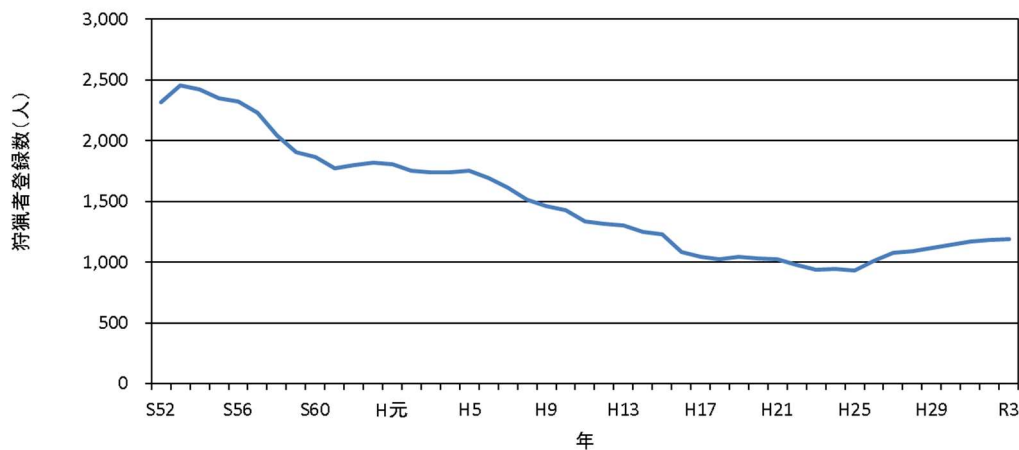


図 13 狩猟者登録数の推移

資料：県自然保護課調べ

- 水田では農地整備により用排水路が整備されたため、タガメやコオイムシ、ゲンゴロウ、ドジョウやトノサマガエルなどの従来見られた生物が減少または見られなくなり、かつての水生生物相を有する生息地がほとんど見られなくなってきました。(田園地域)
- サクラマスは主要な漁獲対象魚ですが、河川改修による瀬淵構造の消失やダム・堰*堤の設置によって生息域が著しく消失・減少しました。また、近縁種のサツキマス（アマゴ）の放流による交雑で遺伝子汚染*が進んでおり種の存続を脅かしています。富山県では近隣県と協議し、現在サツキマス（アマゴ）の放流はしていません。(河川・湖沼地域)

2 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

- 里地里山の生産活動を支えている中山間地域*の人口は、約 21 万 3 千人（令和 2 年）で県内総人口の 20.6%を占めていますが、平成 27 年の約 22 万 9 千人と比べて減少しています。また、中山間地域の高齢化率は県全体と比べても早いスピードで進むと考えられています。
- 人口の減少は集落機能低下の要因となり、生物多様性の面から見ると里地里山に人の手が入らず荒れることで独自の生態系が失われることにつながります。集落機能の維持・活性化に向けて近隣集落や NPO など多様な主体との連携や支援による取組みが進められています。

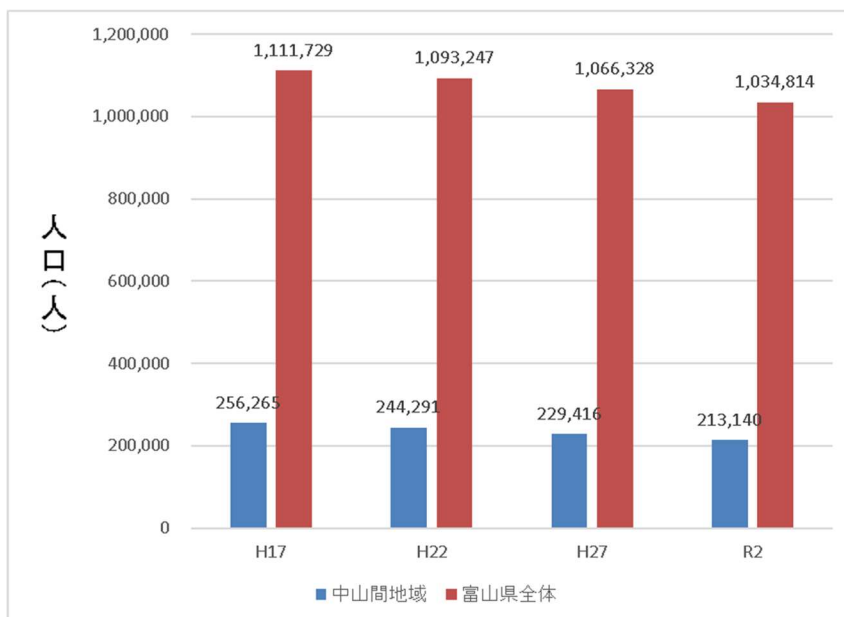


図 14 中山間地域の人口推移

資料：県中山間地域対策課調べ

○水田の管理や薪炭林*の伐採、採草などさまざまな形での人間による働きかけを受けていた里地里山の生態系が、働きかけを受けなくなることで多様性を失ってきており、里地里山に生息・生育してきた動植物が絶滅危惧種として数多く選定されています。(里地里山地域)

○農地は食料生産だけでなく、水源かん養・洪水防止などの機能も持つ県民全体の財産でもあります。しかしながら、担い手の高齢化等の理由により荒廃農地*は、令和2年の調査では、全国的に見れば少ないものの県内に352haありました。荒廃農地の増加は、食料自給率の低下に加え洪水防止などの農地の持つ多面的機能時の維持が困難になるなど、多くの問題を抱えているため、県では荒廃農地の解消を目指す各種取組みを実施しています。(里地里山地域)

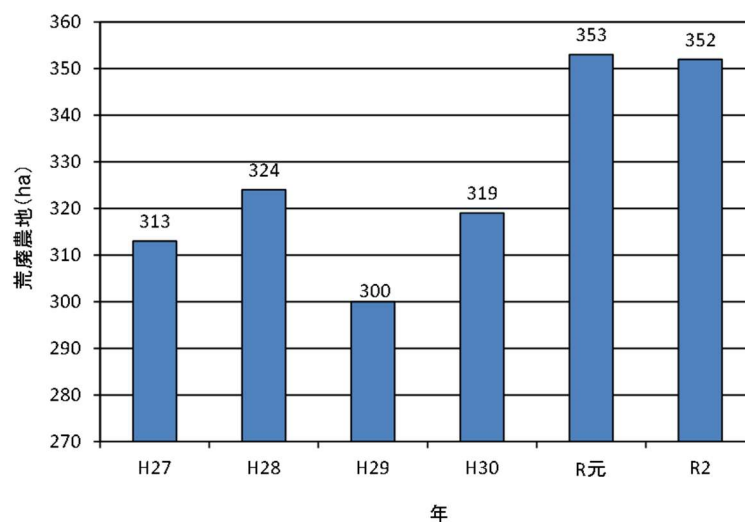


図 15 富山県における荒廃農地面積の推移

資料：県農村振興課調べ

○人工林では、木材価格の低迷による林業採算性の悪化や不在村森林所有者*の増加等により、必要な手入れのなされていない人工林が民有林では12,000haにもおよび、森林の持つ水土保持機能や生物多様性の保全などの公益的機能の低下が懸念されています。(里地里山地域)

○竹林については、タケノコや建材、竹細工など、さまざまな方法で利用されていましたが、安いタケノコの輸入やプラスチックによる代替などにより利用が低下し、放置竹林が拡大しています。(里地里山地域)



放置竹林の状況

○耕作放棄地や放置された里山林の内部が繁茂し、ツキノワグマやイノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどの中・大型哺乳類の生息に好ましい環境となっています。加えて、狩猟者の減少・高齢化による捕獲圧の低下で、これらの野生動物の分布域が拡大し、深刻な農作物被害や人身事故が発生するなど、大きな社会問題となっています。(里地里山地域)

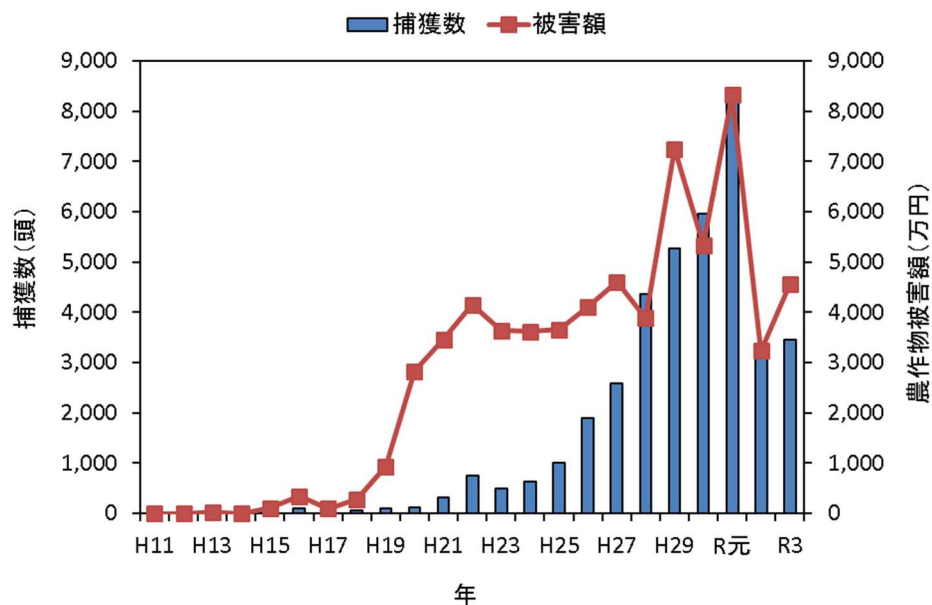


図16 イノシシの農作物被害額及び捕獲数

資料：県農村振興課及び自然保護課調べ

3 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)

○県内に生息する哺乳類のうち、外来種が7種(ノイヌ、ノネコ、ハクビシン、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ、アライグマ)確認されています。

○爬虫類では外来種のミシシippアカミミガメによるニホンイシガメなどの在来種への影響が危惧されています。(田園地域、都市地域)

○富山県においても、環境省が選定している特定外来生物*のうち、アライグマやウシガエル、ブルーギル、オオキンケイギク、アレチウリ、オオカワヂシャなどが確認されています。これらの外来種は、県内でもその生息域を広げており、在来種を駆逐し、生態系へ悪影響を及ぼしています。



ウシガエル



ブルーギル



オオキンケイギク

県内で見られる外来種の例

- ペット生物の逸出の事例と考えられる外国産カブトムシの野外での発見事例もあります。
- アカカミアリやセアカゴケグモといった有毒な外来生物も確認されており、人体に直接被害を及ぼす恐れがあります。

【トピック8】～なぜ立山で外来植物を除去する必要があるのでしょうか～

立山独自の生態系は、本来生育する在来の植物を中心に多様な生物が様々な関係でつながっています。しかし外来植物が侵入し繁殖や拡散することで、本来の植物の生育地が奪われ、培われてきた遺伝子組成が徐々に失われます。

立山の生態系をまもるために、人の移動により持ち込まれた外来植物を除去します。除去活動はボランティアによって支えられています。



立山外来植物除去活動



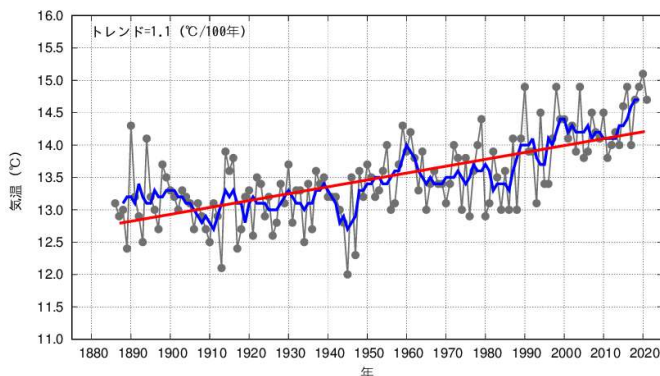
イワギキョウ（在来植物）

○県民にとって身近な淡水魚として知られるメダカですが、遺伝子解析により日本では北日本と南日本の地域集団に分かれていることが知られています。本来、富山県は北日本集団（キタノメダカ）に属しますが、過去の調査において、南日本集団のミナミメダカが確認されました。メダカは、環境省や県のレッドデータブックに掲載されて以降、各地で保全活動が行われていますが、逆にこれがきっかけとなり、異なる地域や飼育用のメダカを放流するなどの誤った形での保全が懸念されています。（里地里山地域、田園地域、都市地域）

○海岸漂着物は、県内の海岸のほぼ全域で確認されており、生態系を含む海岸の環境の悪化や、海岸機能の低下、漁業への被害などの問題が懸念されています。(沿岸・海洋域)

4 第4の危機（地球環境の変化による危機）

○富山県においても、地球温暖化によると考えられる気候や生態系の変化が現れています。
○気象観測データでみると、本県における年平均気温は上昇傾向にあり、高岡伏木では100年あたり1.1℃の割合で上昇しています。



※ 高岡伏木：伏木特別地域気象観測所
(高岡市伏木古国府)

※ 長期的に観測が継続されており
(1896年以降)、都市化による影響が小さい「高岡伏木」での観測データを記載。

図17 高岡伏木の年平均気温の経年変化
資料：気象統計情報(気象庁)

○生物季節の変化としては、春の訪れを知らせるソメイヨシノの開花日は50年間で1週間程度早まっており、秋のカエデの紅葉は逆に2週間程度遅くなっていました。

○亜高山・高山地帯など環境の変化に対して弱い地域は特にその影響が懸念されており、高山植物群落*の衰退やライチョウの絶滅リスクが高まることが予測されます。(高山・亜高山地域)

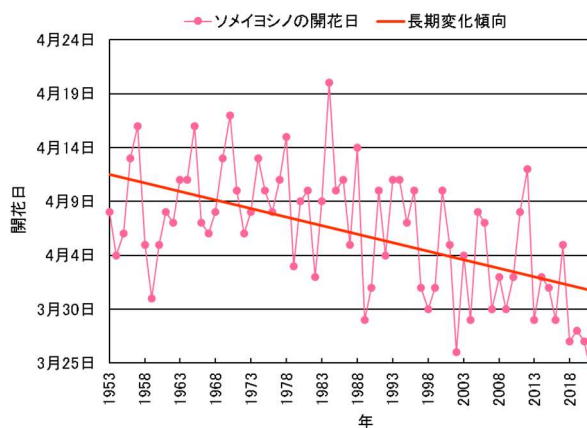


図18 富山地方気象台のソメイヨシノの開花日
資料：気象統計情報(気象庁)

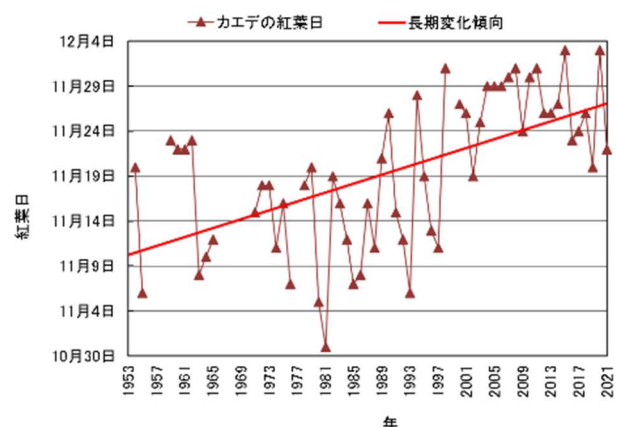


図19 富山地方気象台のイロハカエデの紅葉日
資料：気象統計情報(気象庁)

○また、イノシシやニホンジカの生息には積雪量が影響すると考えられており、越冬数の増加や高山帯などの本来生息していなかった地域への分布域の拡大は地球温暖化に伴う暖冬傾向との関連が指摘されています。(高山・亜高山地域)

○日本沿岸の各所で海水温の上昇に伴い冷水性の種から暖水性の種への生態系の推移が進行しているほか、富山湾の一部の沿岸において藻場の衰退が報告されています。(沿岸・海洋域)

第3節 課題

これまで述べてきた本県の現状を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた今後の課題を次の3つに整理します。

1 生物多様性の認知と意識の醸成

県民や事業者における生物多様性の認知は依然十分とは言えず、生物多様性の重要性や私たちの暮らしとの関係性を認識し、生物多様性に配慮した行動や意思決定などにつなげるための取組みが必要です。特に自然環境保全への関心が薄かったり関わりが少ない県民や様々な世代にも届きやすい周知方法、また自然とのふれあいの機会を提供することにより、自然環境保全への意識の醸成を行う必要があります。

また、県民、事業者、民間団体、行政など、あらゆる主体がそれぞれの立場で連携をとりつつ、できることから行動することが求められています。

2 自然環境保全への取組みと野生鳥獣の管理

県の豊かな自然は各取組みにより維持されているものの、開発行為や気候変動による生態系への影響が懸念されます。これまでの保全・保護を維持しつつ、本県の自然をより豊かにし、これまでの損失も回復できる積極的なアプローチを図る必要があります。

一方、ツキノワグマによる人身被害の発生やイノシシやニホンザル、ニホンジカ、カラス等による農作物被害や生活環境被害が発生しており、有害鳥獣捕獲・被害防除対策など鳥獣被害を受けにくい地域づくりの推進が必要です。

また、近年特定外来生物のアライグマやアカカミアリ、セアカゴケグモなどの目撃、捕獲が確認されており、県内における外来生物への適切な取組みが求められます。

3 生物多様性の活用と自然環境保護に根差した事業活動の推進

本県における多様で豊かな自然は、そのものが資源であり、地域における持続可能な資源の利用として生物多様性を積極的に活用していくことが求められます。

また、農林水産業をはじめとして生物多様性への配慮が根付いた事業活動を推進し、経済と生物多様性の好循環を促すことが必要です。

第4章 富山県生物多様性保全推進プランの理念と目標

第1節 理念

『 立山連峰から富山湾まで 人と自然が共生する幸せとやま 』

県民が生物多様性の大切さを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことにより、その恵みを将来にわたって享受することのできる、人と自然とが共生する社会の実現を目指します。

また、高齢化や人口減少、気候変動による社会の課題が顕在化する中において自然を活用して地域課題を解決するとともに、心身や社会において持続的に満たされている「ウェルビーイング*（真の幸せ）」が向上した社会の構築を目指します。

第2節 長期目標

生物多様性を保全していくためには、長い期間を要するため、長期的視野で考えていくことが重要です。長期的に目指すべき富山の姿を「2050 富山ビジョン」として掲げます。

それぞれの地域において、多様で健全な生態系が保たれた社会

ライフスタイルや事業活動において生物多様性の意識が浸透し、生物多様性の恵みを持続可能に利用する社会

第3節 生物多様性から見た県土のランドデザイン

前節にもあるとおり、生態系として安定するためには長い期間を要するため、長期的視野で考えていくことが重要です。ここでは本プランの対象期間を超えた50年から100年単位での長期的な視点に立ち、2050 富山ビジョンで掲げる富山の姿から県土のランドデザイン*を、実現すべき環境条件、そこで生息・生育する動植物の姿、生物多様性の持続的利用の観点から示します。

1 高山・亜高山地域

周囲に低地があることで隔てられた形となっている高山・亜高山地域は、氷河時代の生き残りである遺存種*や特定の地域にしか見られない固有種など、その面積に比べ非常に多くの希少種*が生息・生育しています。

このような動植物が分布する高山・亜高山は、気象や地質などが極めて特異な場合が多いので、環境のわずかな変化に対しても影響を受けやすい脆弱な生態系となっており、その生態系が一度失われると回復は難しいとされています。このため、脆弱な生態系を損なわないように最大限配慮しながら、観光や環境教育の場として持続的に利用していく必要があります。

○高山域への外来植物やイノシシ、ニホンジカ等の野生生物の侵入が抑えられるとともに、

- 外来植物に対する除去活動が適切に行われ、固有の生態系が守られている。
- 登山道や山岳トイレ、環境負荷の少ないアクセス手段が整備され、高山の脆弱な自然環境への負荷が最小限に抑えられている。
 - 自然公園等の保全・保護がなされている。
 - ライチョウやタカネヒカゲ、チョウノスケソウをはじめとする高山植物といった高山域の野生生物の生息・生育が安定している。
 - 生物多様性に配慮された観光地として県内外に広く発信され、富山県自然解説員（ナチュラリスト*）等の解説により利用者が生物多様性保全の大切さを理解したうえで、登山道以外の場所に踏み込まない等のルールに従って親しんでいる。

2 奥山地域

奥山には、原始的な天然林が分布する豊かな森林が広がっており、多様な野生生物が生息・生育しています。富山県における生物多様性を考える上では、いわば屋台骨としての役割を果たす地域です。奥山には、ブナやミズナラ、エゾハルゼミ等の昆虫類、ツキノワグマやニホンカモシカなどの大型哺乳類、イヌワシ、クマタカなどの行動圏の広い猛禽類等が分布しています。

また、奥山は、生物多様性の保全に加えて、里山と同様に地球温暖化対策における二酸化炭素の吸収源としての役割、土砂の流出や山崩れの防止、水源の涵養*、木材の供給源としての役割など人間の生存にとって欠くことのできない環境の基盤です。これら多面的機能を総合的かつ持続的に発揮させていく必要があります。

- 天然林は自然の推移に委ねて保全・保護され、森林の機能が十分発揮されている。
- 自然公園等の保全・保護がなされている。
- 自然優先の管理を基本とし、植物や昆虫を含む地域の代表的な野生生物のすみかとなっている。
- ツキノワグマやクマタカなどの野生鳥獣の良好な生息地となっている。
- 自然観察会や森林浴など、自然とのふれあいを楽しむ利用者が多く見られる。

3 里地里山・田園地域

里地里山地域は、人工林や雑木林*、棚田*や草地などを有しており、人間がそれぞれの地域にあった農林業などを行うことで長年管理してきた特有の自然環境が存在しています。そこには人間の管理に適応した多様な野生生物が生息・生育し、生物多様性の豊かな空間が維持されています。また、地域住民の身近な自然とのふれあいの場としての価値が高まってきました。

田園地域には、屋敷林や水田、水路、ため池などが広がっており、古くから童謡で歌われているメダカ（キタノメダカ）や「赤トンボ」（アキアカネ）、ドジョウなどの絶滅危惧種が数多く生息・生育しています。水田では、田植えや稲刈り等の節目節目に祭りや祈りの行事が発展してきました。

これらの地域では、人間の働きかけを通じて形成された特有の自然環境の維持や人と野生鳥獣との棲み分けを図りながら、環境保全型の農林業を持続的に進めていく必要があります。

- 生物多様性に配慮した、農用地や林道等の基盤整備が行われるとともに、環境に配慮した生産活動により、多様な農林産物が供給されている。
- 各地で企業やボランティア等による森づくり活動が積極的に行われている。
- 人工林では適正な森林管理によって木材が生産され、里山では地域ぐるみでそれぞれの目的に沿った管理が行われ、森林環境教育や地域住民の憩いの場として利用されている。
- イノシシやサルなどの野生鳥獣との棲み分けが図られ、農作物被害が最小限に抑えられている。
- トノサマガエルをはじめとする在来種のカエルやキタノメダカ、ドジョウ、クロゲンゴロウ、ホタル類などの生きものが身近に生息している。
- 棚田や屋敷林などの優れた農村景観が保たれ、歴史・文化行事や伝統的な知識・技術が子どもたちへ引き継がれている。
- 多様な主体の参画を得て、里地里山・田園地域での人と自然との共存関係の構築が進んでいる。
- 農林業体験などの非日常体験や見過ごされてきた資源を発掘・持続的に利用し、グリーン・ツーリズム*を積極的に展開するなどにより、都市住民との交流が活発になり、活力に満ちた地域づくりが実現している。

【トピック9】里山は多様な昆虫たちのすみか

自然豊かな富山県には、高山帯、里地里山や田園地域など、環境に応じて多種多様な昆虫類が生息しています。

特に里山環境は、身近に生物多様性を感じられる場であり、認知度の高い昆虫から貴重な昆虫まで、様々な種類の昆虫類を多く観察することができます。樹液の出ている木には、カブトムシを始め多くの昆虫類が観察でき、水辺ではオニヤンマなどのトンボ類が飛び交います。早春には春の女神と

呼ばれ、天然記念物*に指定されている地域もあるギフチョウや、世界最小のトンボであるハッチョウトンボが観察できる地域もあります。この先も、現在の多種多様な昆虫たちが姿を消すことにならないよう、生物多様性を守っていきましょう。



ハッチョウトンボ

4 都市地域

都市地域は人間活動が集中する地域であり、高密度な土地利用と環境負荷により、トノサマガエルやホタル類など多くの身近な生きものの分布域は郊外に後退しています。このため、都市公園や社寺林など都市内に島状に残存する緑地に孤立して生きる生きものや、人為的な環境にも適応することのできたドバトやカラスなどを除き、生息・生育する生きものは限られています。

今後は都市のインフラ整備等にビオトープ*や生態的コリドー*（回廊）などの生物多様性への配慮を組み込むこと等により、身近な生きものと共存できる生物多様性に配慮した都市づくりを積極的に進める必要があります。

- 都市公園などの都市における緑地の保全及び整備が進み、地域住民にとって自然と親しむ憩いの場になるとともにそれらが生態系ネットワークを形成している。
- 住宅や事業所、公園等は花と緑にあふれ、キアゲハやトノサマバッタなどの昆虫類、ウグイスやシジュウカラなどの鳥類をはじめとする都市に生きる生きもの達の貴重な生息・生育の場となっている。
- 生物多様性に関する環境教育が徹底され、高齢者から子どもまで、すべての県民が自然に親しみ、生物多様性の大切さを実感している。
- 生物多様性に配慮した食料や商品、サービスに付加価値の付くことが当然になっており、それらを選択・購入する生物多様性に配慮したライフスタイルが定着している。

5 河川・湖沼地域

河川や湖沼などは生活用水、農業用水、発電用水等の多様な水資源の供給のほか、魚類などの水生生物や水鳥をはじめ多様な生物の生息・生育空間として豊かな生態系を育んでいます。また、河川・湖沼などを通じて、陸域と海域の間の栄養塩類などの物質循環*が行われています。

このように河川・湖沼などは、森林、農地、都市、沿岸など、上流から下流に至る各地域をつなぐことで生態系ネットワークの重要な基軸となっており、これらの機能を将来的にも維持していく必要があります。

- 河川や湖沼などが本来有している良好な自然環境が保全・創出され、生態系のつながりを阻害しない河川改修や治水対策、外来種の駆除活動により、健全な生態系が保たれている。
- 水源地域の保全や水質汚濁の防止により、良好な水質、水量が確保されている。
- ホンサナエなどの昆虫やアユやナマズ、ギンブナなどの魚といった在来の多様な生物が安定して生息している。
- 人が近づき楽しむことができる水辺空間が形成され、子どもたちが水とふれあい遊んでいる。

6 沿岸・海洋域

富山湾から日本海へと広がる広大な海は、海岸線から急に深くなり多くの海底谷（あいがめ）が発達し、日本海を北上する対馬暖流（表層水）と冷たい日本海固有水（深層水）が層を成しており、暖水系と冷水系からなる約 700 種の魚類が生息しています。沿岸・海洋域は、水や熱、有機物、無機物などの循環に大きな役割を果たしているほか、本県の気候・気象にも大きく影響するなど、富山県の多様な生物の存在を支えるかけがえのないものです。

本地域は、ホタルイカやシロエビ、ベニズワイガニなど漁業をはじめとするさまざまな産業やレクリエーションの場などにも利用されており、私たちは富山湾の多様な生物や生態系からさまざまな「海の恵み」を得て生きています。将来にわたってこの恵みを得るためには、沿岸・海洋域の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、「海の恵み」の持続可能な利用を進めることが必要です。

- 魚介類の生息場や産卵場となるだけでなく、海洋における水質浄化や二酸化炭素の吸収など重要な役割を担っている藻場の保全再生等の豊かな海づくりと、流域関係者が連携した豊かな森づくりが連携して進められることにより、富山湾の良好な環境が保全されている。
- 流域全域の多様な主体の役割分担と連携によって、海岸漂着物の円滑な処理や発生抑制が進み、豊かで美しい海岸が保全されている。
- 環日本海地域の国際環境協力の枠組を活用して、国内外の関係機関等と連携・協力し、日本海の生物多様性を保全するための各種取組みが行われている。
- 持続可能な資源管理に基づいたブリ、ホタルイカ、シロエビおよびベニズワイガニなどの漁業が営まれている。
- 人々が貝やカニ類、ヤマトマダラバッタなどの昆虫、海浜植物など海辺に生息・生育する生きものを観察したり、調査に参加したりしている。
- 海岸を散歩したり、海水浴に興じるなどレクリエーションの場として親しまれている。

プランが目指す富山県の生物多様性の姿「2050 富山ビジョン」

1

標高 3,000m

高山・亜高山地域

- 高山域への外来植物やイノシシ、ニホンジカなどの野生動物の侵入が抑えられ、固有の生態系が守られている。
- 登山道や山岳トイレ、環境負荷の少ないアクセス手段が整備されている。
- ライチョウやタカネヒカゲ、高山植物等野生動物の生息・生育が安定している。

奥山地域

- 森林の機能が十分に発揮されている。
- 自然公園等の保全・保護がなされている。

標高 500m

- エゾハルゼミなど多くの昆虫や、ツキノワグマやクマタカなどの野生鳥獣の良好な生息地が保たれている。
- 自然観察会や森林浴など、自然とのふれあいを楽しむ多くの利用者がいる。

里地・里山・田園地域

- 企業やボランティア等による森づくり活動が盛んに行われている。
- 生物多様性に配慮した、農用地や林道等の基盤整備が行われている。
- 環境に配慮した生産活動により、多様な農産物が供給されている。
- 適正な森林管理により木材が生産され、活用されている。
- 森林環境教育や地域住民の憩いの場として利用されている。
- イノシシやサルなどの野生鳥獣との棲み分けが図られ、農作物被害が最小限に抑えられている。

都市地域

- 都市公園などの都市における緑地の保全及び整備による生態系ネットワークが形成されている。
- 住宅や事業所、公園等に花と緑があふれ、昆虫類、野鳥類等都市に生きる生きもの達の貴重な生息・生育の場となっている。

- 生物多様性に関する環境教育の普及が徹底され、高齢者から子どもまで、すべての県民が自然に親しみ、生物多様性の大切さを実感している。
- 生物多様性に配慮したライフスタイルが定着している。

- カエルやメダカ、ドジョウ、ホタルなどの生きものが身近に生息している。
- 棚田や屋敷林などの優れた農村景観が保たれ、歴史・文化行事や伝統的な知識・技術が継承されている。
- 農林業体験など都市住民との交流が活発に行われ、活力に満ちた地域づくりが実現している。

沿岸・海洋域

- 人々が海辺に生息・生育する生きもの観察や調査に参加している。
- 海岸の散歩や海水浴などレクリエーションの場として親しまれている。
- 流域全域の多様な主体の役割分担と連携による海岸漂着物の円滑な処理や発生抑制が進み、豊かで美しい海岸が保全されている。

河川・湖沼地域

- 生態系のつながりを阻害しない河川改修や治水対策、外来種の駆除活動による健全な生態系が保全されている。
- 水源地域の保全や水質汚濁の防止による良好な水質、水量が確保されている。
- アユやナマス、ギンナシなど従来の多様な生物が安定して生息している。
- 人が近づき楽しむことができる水辺空間が形成され、子どもたちが水とふれあい遊んでいる。

- 持続可能な資源管理に基づいた漁業が営まれている。
- 藻場の保全再生等流域関係者が連携した豊かな森づくりの連携による富山湾の良好な環境が保全されている。

海底 1,000m

第4節 目標

第3章第3節の課題を踏まえ、さらに、前節の理念や「2050 富山ビジョン」により当プランの目指すべき目標として、次の3つを掲げます。

目標1 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、一人ひとりの行動変容を促す

日々の生活が、多くの生物多様性の恵みから成り立っていることや、ふるさとの文化に関わっていることが認識され、県民一人ひとりの行動・ライフスタイルに生物多様性と生態系に対する配慮が根付くことを目指す。

<参考指標> (目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

No.	指標	現状	目標 (R12)
1	生物多様性の認知度 (県政モニター)		
	・生物多様性について言葉を知っている	80.7% (R3)	100%
	・生物多様性について意味も知っている	37.4% (R3)	75%
2	ナチュラリストによる自然解説利用者数 ^a	12,283人 (R1)	16,000人
3	ナチュラリスト認定者数 ^b	892人 (R3)	1,050人
	ジュニアナチュラリスト*認定者数 ^b	469人 (R3)	560人
4	立山自然保護センターの入館率 ^a	18.9% (R1)	27%
5	植物公園*ネットワークの年間入園者数 ^c	484,287人 (R3)	471,000人
6	立山における外来植物除去活動への参加者数 ^a	563人 (R1)	615人
7	農林漁業体験者数 ^d	70,005人 (R1)	78,200人
8	県民参加による森づくりの年間参加延べ人数 ^c	10,142人 (R3)	13,000人
9	地域文化に係るボランティア活動者数 ^e	13,950人 (R3)	14,150人
10	水文化に関する活動に取り組んでいる団体数 ^b	249団体 (R3)	240団体
11	ライチョウサポート隊 隊員数	93人 (R3)	100人

※令和2、3年度において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値においては、一部直近年度以外の数値としている。

目標2 北アルプスから富山湾に至るまでの様々な生態系のつながりを保ち、人と野生生物との共生を目指す

生態系、種、遺伝子レベルでの生物多様性が保たれ、それらが高山から森、里、川、海までつながりを持って成立している環境を保全・創出する。

<参考指標> (目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

No.	指標	現状	目標 (R12)
1	自然公園面積 ^b	125,554 ha (R3)	現状値以上
2	山岳地トイレ(環境配慮型)の整備数 ^a	53か所 (R3)	58か所
3	自然環境保全地域面積 ^b	624 ha (R3)	現状値以上
4	鳥獣保護区 ^{*b}	107,482 ha (R3)	現状値以上
5	富山県希少野生動植物保護条例に違反した指定希少野生動植物の捕獲・採取件数	0件 (R3)	0件
6	ライチョウ生息数(立山地域)	324羽 (R3)	自然状態での安定的な推移
7	生物多様性保全推進モデル校数	3校 (R3)	3校以上
8	都市公園の面積 ^c	1,639 ha (R3)	1,661 ha
9	保安林 [*] の面積 ^c	197,105 ha (R3)	197,518 ha
10	水質環境基準 [*] の達成率 ^b	河川: 100% 海域: 100% (R3)	河川: 100% 海域: 100%
11	30by30 [*] アライアンスへの県内参加団体数	2団体 (R4)	5団体
12	温室効果ガス [*] 排出量(2013年度比) ^f	18%減少 (R1)	53%削減

目標3 生物多様性を活かした事業活動を推進するとともに、自然を活用した社会課題の解決を進める。

生物多様性の恵みを将来にわたって持続可能な形で利用しつつ、人間の幸福と生物多様性の保全を両立させる自然を活用した解決策を進める。

<参考指標> (目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

No.	指標	現状	目標 (R12)
1	ツキノワグマによる人身被害発生数	1件 (R3)	0件
2	イノシシによる農作物被害額	4,557万円 (R3)	農作物被害が極力少ない状態
3	有機・特別栽培農産物の栽培面積 ^d	1,029 ha (R2)	1,500 ha (R13)
4	農村環境保全活動参加者数 ^d	69,813人 (R3)	71,000人
5	棚田を保全する活動件数 ^d	32件 (R3)	42件
6	里山林の整備面積(累計) ^g	3,773 ha (R2)	4,600 ha
7	県産材素材生産量 ^g	151千m ³ (R3)	140千m ³
8	沿岸漁業の漁獲量 ^h	17,753トン (R2)	23,500トン
9	直売所及びインショップ*における農産物販売額 ^d	38.2億円 (R3)	45億円以上 (R13)

a 元気とやま創造計画アクションプラン (令和4年度)

b 富山県環境基本計画

c 花と緑の元気とやま創造プラン

d 富山県農業・農村振興計画

e 新・元気とやま創造計画

f 富山県カーボンニュートラル戦略 (R5.3 策定見込み)

g 富山県森林・林業振興計画

h 富山県水産業振興計画

第2部 富山県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策体系

第1章 リーディングプロジェクト

県の施策のうち、プランの対象期間において重要かつ緊急性の高いものについて、生物多様性保全施策全体の先導的役割を果たす事業として本県の地域特性を踏まえ5つのリーディングプロジェクトとして設定しました。

1 生物多様性のライフスタイルへの主流化

将来世代に豊かな生物多様性を引き継ぐために、生物多様性に関する基本的な知識を得たり自然とふれあう機会を提供することで、県民一人ひとりが生物多様性を意識し、行動によってそれを支えていくことが必要です。

そのためには、県民を対象とする普及啓発活動、子どもを対象とした環境教育・学習活動、地域文化の体験活動を実施すると同時にこれらの活動における指導者の育成等を進める必要があります。

<達成目標>

多くの県民が「生物多様性」という言葉とその意味を理解し、消費活動など生活や社会活動に生物多様性への配慮が根付いている。また、生物多様性の保全に関連する活動への県民の積極的な参加が行われている。

(関連参考指標 目標1 No.1、2、3、6、7、8、11 目標2 No.7、11)

<具体的取組み>

- 県民の生物多様性への関心を高め、理解を深めるため、国連が定めた国際生物多様性の日（5月22日）を中心に自然に親しむイベントの開催や情報の提供等により、自然とふれあう機会を確保する。
- ナチュラリストや自然公園指導員*等の活動ほか、中央植物園や立山自然保護センター、自然博物館ねいの里等の施設における展示やイベントにより、「生物多様性」という言葉とその意味を広く普及啓発する。
- 幼少期より自然とふれあい親しむ機会を持ち、自然環境保全の意識の醸成が図られるよう県施設の活用を図り、積極的な利用を促す。
- 着実に一人ひとりの行動変容を促すため、様々な世代、また自然環境に対し関心が薄い（無い）県民に対しても、生物多様性の大切さを知ってもらえるようわかりやすく親しみやすい手法・表現により SNS や各種メディアを通じ情報発信を行う。
- ビオトープの整備や森づくりボランティアなどの自然保護活動を支援する。
- 富山の歴史や文化、郷土への誇りと愛着、感動や感謝の心を育むふるさと学習を進める。また、高志の国文学館では自然や風土、人の営みから生まれた「ふるさと文学」について親しみ、楽しく学ぶことが出来るよう企画展等を開催する。
- 生物多様性にも深く関わっている富山県の特色のある歴史、伝統文化、伝統工芸、生活文化、食文化などについて、再認識に努めるとともに、広く発信を進める。また、立山博物館では、立山の歴史と立山信仰、そしてその舞台となった自然について、特色ある施設とともに調査研究の成果を紹介する企画展等を開催する。

○生物多様性に配慮した消費行動を促すためエシカル消費*や地産地消*といった生物多様性に配慮した選択肢について周知するとともに、行動を促す施策を推進する。

2 地域の生態系保全と回復

希少な野生動植物の保全のためには、それらの種の生態や生息特性、減少要因等の知見を集積し、それらに基づいて生息・生育環境の保全や保護管理計画の策定、外来種の駆除などの取組みを進めることが必要です。特に絶滅のおそれが高く過度の捕獲又は採取が懸念される種については、法令に基づき捕獲・採取の禁止措置、生息・生育地における開発の制限、保護増殖事業の実施等の総合的な対策を講じる必要があります。

また、森、里・川・海のつながりを保ち、県土のそれぞれの地域の特性を踏まえながら、生態系の回復や自然の質を向上させ、生態系ネットワークの構築・維持を図ります。

<達成目標>

希少野生動植物をはじめ地域の野生生物の生息・生育地が適切に保全されるとともに地域間の生態系のネットワーク化が図られている。

(関連参考指標 目標1 No.6、11 目標2 No.1、3、4、5、6、7、8、9)

<具体的取組み>

- 富山県版レッドリスト*の見直しを実施する（令和5年度より調査を開始する）。
- 富山県希少野生動植物保護条例に基づき、指定希少野生動植物の保全に取り組むとともに、必要に応じ希少野生動植物の追加等の見直しを実施する。
- 希少野生動植物の保護対策のあり方を検討した上で、関係する法律による規制等と併せてライチョウやホクリクサンショウウオなどの希少な生物をとその生息地の保全を図る。
- ライチョウについては、国で策定された「ライチョウ保護増殖事業計画」に沿って、モニタリング*調査及び保護対策を継続するほか、関係機関と連携しながら、人材育成などの課題について検討する。
- 希少な動植物の生息・生育が確認されている地域において開発行為等が行われる場合は、富山県自然環境指針に基づきその保全を図る。
- 公共工事の実施にあたっては、希少な野生生物の生息・生育情報を収集し、専門家の指導・助言を受け、希少種への影響の回避又は軽減に努める。
- それぞれの種の状況に応じて、動物園、自然博物館、水族館、植物園等において生息域外保全に取り組む。
- 希少種の生息・生育を脅かすオオカワヂシャやオオキンケイギク、オオクチバス、ウシガエルなどの外来種の駆除を推進する。
- 県内でもアライグマの生息情報があるため、情報収集を行い、生息状況を踏まえ、必要に応じて防除活動等を推進します。
- 事業者や民間団体、学校等が行う保全活動についてその促進を図る。
- 希少種を含む本県の自然地及び生態系の中核をなす国立・国定公園、県立自然公園、自然環境保全地や鳥獣保護区等保全地域について適切に管理を継続するとともに、県内にお

る生態系ネットワークが形成できるよう先駆的事例を収集し、情報提供を図るとともに市町村や関係団体に向け情報発信を行う。

○森林整備、河川や沿岸の自然の再生、都市域における緑地の適正な保存や生物多様性に配慮した緑化整備など各地域の自然の質の向上と生態系の回復を図る。

○生物の良好な生息環境を保全・創出する多自然川づくり*に取り組むとともに、魚道*の設置などにより、水域の連続性を確保する。

○身近な自然が普通種を含む生物の生息・生育場所、また生態系ネットワークの構成要素となっていることに留意し、身近な自然の大切さを伝える情報発信を行うとともに、多様な主体の連携による維持管理を図れるよう自然保護の活動を行う団体と支援を希望する企業などとの連携支援を検討する。

【トピック 10】～イタセンパラの生息を脅かす外来種～

イタセンパラは、全国で淀川流域、濃尾平野と富山平野の3地域にのみ生息している希少な淡水魚であり、国内希少野生動植物種（種の保存法）や天然記念物（文化財保護法）に指定されています。しかし、近年、外来魚であるタイリクバラタナゴとの産卵対象・餌・生息地の競合やオオクチバスによる捕食が生じており、絶滅の危機が高まっています。氷見市教育委員会では、イタセンパラの計画的な保護を図るため、外来魚の駆除や保護池の整備などに取り組んでいます。



イタセンパラ

資料：氷見市教育委員会

【トピック 11】30by30 目標と OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

2021年のG7サミットにおいて、生物多様性の観点から2030年までに陸域及び海域の30%を保護する「30by30目標」に取り組むことが約束され、2021年現在陸域20.5%、海域13.3%である我が国においても、30by30を達成するため「30by30ロードマップ」が策定された。

ロードマップでは、30%を達成する施策として国立・国定公園の拡張や管理の質の向上に加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理が挙げられた。民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト（仮称）」として認定していく等の取組みを図ることとしている。

面積に対し保護地域を多く有する本県においても*、引き続き自然公園等の適切な管理を行う等30by30目標に貢献していくことが求められる。

* 富山県の面積 424,754 ha のうち保護地域として、自然公園（国立・国定公園 80,178 ha、県立自然公園 45,376 ha）、自然環境保全地域（623.78 ha）、鳥獣保護区（107,482 ha）、保護林等が該当し、重複する地域を含むものの、陸域面積のうち保護地域の面積が3割を超えと考えられる。

3 立山地域における保護と利用の好循環の実現

立山連峰一帯は、ライチョウやイヌワシ、高山植物など固有の動植物が多く見られ、ラムサール条約*登録湿地である弥陀ヶ原・大日平や国内初の現存する氷河も有する富山県の豊かな生物多様性を象徴するとともに立山信仰の場としても重要な地域です。

一方、国内外から年間90万人以上の観光客が訪れる一大観光地でもあり、訪問者に世界的に貴重な自然と触れ合い理解を深める場を提供しています。

しかしながら、近年の登山ブームにより、高山植物の踏み荒らしなどによる自然環境の破壊や、地球温暖化の進行によるライチョウや高山植物等の生息域の縮小及びニホンジカやイノシシ等の侵入による植生を始めとする生態系への影響等が懸念されています。

登山者による環境配慮や登山道の整備、登山バスの環境性能の向上、自然植生の復元、外来植物の駆除、ライチョウの保護など、立山の生態系を維持しつつ、持続的な方法で利用することにより地域の資源としての価値の向上を図ります。

<達成目標>

路線バス・観光バス、トイレ等について、より環境負荷の少ない手段が利用できるようになっており、立山自然保護センターでの環境学習*や外来植物除去活動等の生物多様性保全活動の参加者が現状より増加している。

(関連参考目標 目標1 No.4、6、11 目標2 No.1、2、6)

<具体的取組み>

- 立山黒部アルペンルートにおいて、県道立山公園線へのマイカー乗り入れ禁止を継続する。また、立山における路線バスや観光バスの環境性能における規制を継続するほか、バス事業者への排出ガス軽減のための車両の更新を支援する。
- 立山黒部アルペンルートにおいて、環境に配慮したクリーン・モビリティ*の導入可能性について検討する。
- 環境配慮型の山岳地トイレや歩道、登山ルートの整備など、より環境負荷が少なく自然の魅力を楽しむことができるような施設の整備を促進する。
- 外来種を持ち込まないように注意喚起を強化するとともに、侵入してきた外来植物の除去ボランティア活動を促進する。
- ライチョウを保護するために、ライチョウ生息地のパトロール(観察マナーの啓発・指導、ごみ拾い)、保護対策の普及等を行う人材を育成する。
- 関係する地方公共団体やNPO、専門家等と連携して、ラムサール条約湿地に関するモニタリング調査や湿原の再生及び氷河の調査研究について取り組む。また、環境教育や普及啓発等に努めながら適正な利用を推進する。
- ニホンジカやイノシシの侵入による生物多様性の劣化が生じないよう、監視の強化、侵入防止対策の実施、生態系の維持回復に取り組む。
- 室堂周辺でのWI-FI環境の整備を進め、より多くの立山でのリアルタイムな情報や映像を発信するよう推進する。

4 里地里山の保全・再生と野生生物の適正な管理

里地里山地域は、農林業を中心とした人間の手が加わることによって、長きにわたりその生態系を維持しており、また、その自然に育まれた様々な祭りや伝統行事などの文化が培われてきています。一方で近年では過疎化や高齢化により里地里山に人間の手が入らずイノシシやニホンジカなどの野生動物の分布域が拡大することにより、二次的自然環境の荒廃や野生鳥獣被害が生じています。

このような課題に対応するため、環境に配慮した農林業の推進や里山林の整備、耕作放棄地の再利用、人と動物との棲み分けなどの持続可能な利用の取組みが必要です。併せて、里山整備により発生した木質バイオマスの利活用など、里地里山を継続的に利用するための仕組みの構築が必要です。

また、里地里山は県民が身近に生物多様性を実感する場としても重要であり、市民参加型の生きもの調査やグリーン・ツーリズム、自然観察会などを通じて、自然と共生する社会への理解を深めていくことも大切です。

<達成目標>

野生動物による被害が極力少ない状態となっており、また、里山林や伝統的な農村景観の整備・保全活動が活発に行われている。

(関連参考指標 目標3 No.1、2、5、6、7)

<具体的取組み>

- 野生動物との棲み分けや景観の保全などを目指し、水と緑の森づくり税を活用して地域の里山を整備する。
- 耕作放棄地の再生・利用活動等を支援する。また、耕作放棄地の解消とともに野生動物との棲み分けをねらいとした牛の放牧に対する支援を行う。
- 保護管理計画等に基づき、電気柵の設置や捕獲について総合的な取組みを支援し、イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害の防止対策を強化する。
- ニホンジカによる生態系被害の拡大防止を図るため、生息状況及び県内への侵入経路を把握するための調査を実施するなどの対策を進める。
- 農村地域における水田、水路、ため池等の整備を行う場合は、受益農家と地域住民等の意見を十分調整したうえでビオトープを取り入れる。また、農家を含む地域住民による水路やため池等の適正な維持管理・保全活動を推進する。
- 水田と水路間でのネットワークや生きものの生息などに着目して対策を検討する。また、整備後の生態系フォローアップ調査などの対策効果の検証に努める。また、水田や用水に親しみ農業や農村に対する理解を深めるため、子ども達による生きもの調べを実施する。
- となみ野の散居景観の保全啓発を図るための地域拠点施設である「となみ散居村ミュージアム」の運営支援や、屋敷林又は棚田などの保全を行う農村ボランティアを支援することで農村景観の維持に努める。
- 農村の多様な伝統文化を保存し、次の世代に継承する。
- グリーン・ツーリズム体験等の活動に対して支援を行う。また、農山漁村地域への定住や半定住を促進するため、農作業や田舎暮らしを体験できる「とやま帰農塾」を開催し、都市住民との交流を図る。

5 生物多様性保全型の農林水産・観光業の振興

富山県の個性豊かな地域資源は、立山黒部をはじめとする美しい自然、井波彫刻や五箇山和紙など自然素材を使った伝統工芸、新鮮で地域色豊かな魚介類等の食材を活かした食文化などの生物多様性の恵みと深く関係しています。

生物多様性の保全というと、希少な野生生物の保護など様々な制約ばかりをイメージしがちです。しかし、地域資源として上手に利活用することで、保護に結びつくだけでなく、経済的な価値が上昇するなど、地域における様々な効果の発揮が期待されます。

特に農林水産業は、元来、生物多様性のもたらす恵みによって成り立つものであるため、農林水産業やそれに関連する活動においては生物多様性を保全し、持続的に利用していく配慮が不可欠です。

また、観光業は、生物多様性の保全を前提とした適正な利用により、持続可能な発展が可能となるものです。さらに富山県の豊かな自然環境を広くPRし、生物多様性の理解を促進することにも貢献します。

<達成目標>

生物多様性保全に配慮して生産された農林水産物の生産・販売量が現状に比べ増加し、県内外の消費者に認知されている。

(関連参考指標 目標3 No.3、4、7、8、9)

<具体的取組み>

- 地域で生産された農林水産品のよさへの理解を深めるため、農林漁業者と消費者・企業等との交流を拡大する。
- 化学肥料及び化学合成農薬の低減や有機農業*の推進など環境にやさしい農業を展開する。
- 環境保全等を目的とした「富山県適正農業規範」に基づく農業生産活動を展開し、農産物の安全性と品質が確保された生産地として信頼性の向上を図る。
- 生物多様性に配慮して生産された農産物や「五箇山かぶ」、「五箇山かぼちゃ」等の伝統野菜品種について、ブランド化を図るため栽培技術確立を推進する。
- 森林の適正な管理や持続可能な木材利用の拡大に関する研究に取り組み、間伐材などを木質バイオマスとして利活用する。
- ホタルイカやシロエビ、ベニズワイガニなどの水産資源を持続的に利用するための調査研究に取り組む。
- ブリの定置網漁など、資源の持続的な利用が可能な漁法をPRする。
- 獣肉を材料とするジビエ*料理を普及する。
- 生物多様性やその恵みを観光資源として活用した観光客の誘致に取り組む。また、生物多様性保全型観光と地域振興を目指したグリーン・ツーリズムに取り組む。

第2章 生物多様性を支える基盤づくり【生物多様性を理解し・広める】

【目標1】生物多様性の重要性について県民の理解を深め、一人ひとりの行動促進を促す

県民一人ひとりが生物多様性の重要性やその恩恵を認識し、生物多様性に配慮したライフスタイルへ変えていくことが重要です。そのため、普及啓発や人材育成を行うとともに、生物多様性の基礎となる情報の収集・調査研究に取り組んでいきます。

第1節 生物多様性を支える人づくり

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるには、行政が県民や事業者などの各主体へ生物多様性に関する基本的な知識を得る機会を提供し、私たちの生活が生物多様性の恵みに支えられていることへの理解と、それぞれの主体的な行動を促す取組みを進める必要があります。

1 生物多様性とのふれあい

生物多様性の保全には、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で生物多様性について感じ、考え、行動することが重要です。

< 具体的取組み >

(1) 普及啓発

○県民の生物多様性への関心を高め、理解を深めるため、自然観察会などイベントの開催や情報の提供等により、自然とふれあう機会を確保しています。(生活環境文化部、農林水産部、土木部)

[現状] (令和3年度)

- ・生物多様性の認知度(県政モニター)
「生物多様性の言葉を聞いたことがある」割合 43.4%
「生物多様性の意味を知っている」割合 37.4%

○ナチュラリストによる、高山帯から里地里山地域での自然解説のほか、自然公園指導員や鳥獣保護管理協力員*等の活動により、生物多様性の普及啓発を図っています。(生活環境文化部)

[現状] (令和3年度)

- ・ナチュラリストによる自然解説利用者数 4,990人(令和元年度 12,283人)
- ・自然公園指導員数 37人
- ・鳥獣保護管理協力員数 50人

○立山自然保護センターではライチョウなど高山帯の動植物に関する展示や自然解説を実施しており、有峰ビジターセンターではツキノワグマやブナなどの山地帯の動植物を紹介しています。また、自然博物館ねいの里では里地里山地域での人と生きものとの共生に関する展示や野外フィールドのビオトープを利用して、富山県中央植物園では植物についての各種講座や企画展示を通じて、生物多様性に関する普及啓発を促進しています。(生活環境文化部、農林水産部)

[現状] (令和3年度)

- ・立山自然保護センター利用者数 49,989人
- ・自然博物館ねいの里入園者数 13,144人
- ・植物公園ネットワーク*の箇所数 8箇所
- ・植物公園ネットワークの年間入園者数 474,287人
(うち 中央植物園 108,483人)

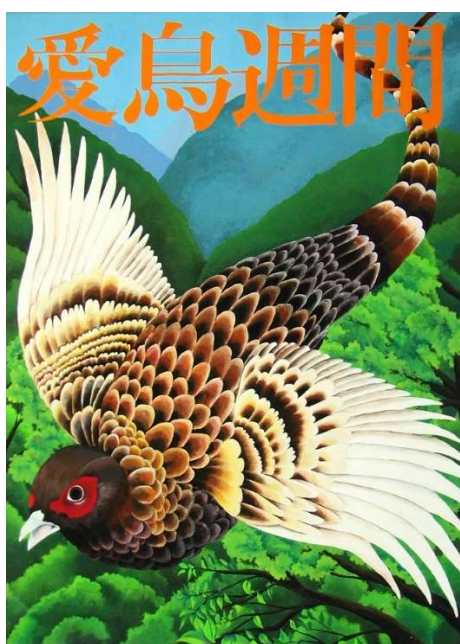
○愛鳥週間(5月10日から16日まで)期間中に、野鳥観察会などの行事を実施し、野鳥に対する正しい理解を深めてもらい、野鳥の生息する健全で豊かな自然環境づくりについて普及を図っています。(生活環境文化部)

【トピック12】～愛鳥に関するポスターによる鳥類等の野生生物保護の普及啓発～

毎年愛鳥週間(5月10日から16日)にあわせて、広く県下の小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒から、愛鳥に関するポスターを募集し、その創作過程を通じて鳥類をはじめとする野生生物保護の普及啓発を図っています。

作品は愛鳥週間用ポスター原画コンクール(主催:(公財)日本鳥類保護連盟)に応募しており、平成28年度の応募作品が県内としては3度目となる「日本鳥類保護連盟総裁賞」を受賞し、原画はポスターとして、愛鳥週間に全国の自治体や学校に掲示されました。

また、令和3年度には本県生徒の作品が「環境大臣賞」に選出される等、例年多くの児童生徒がポスター製作に熱心に取り組み、高い評価を受けています。



平成28年度
日本鳥類保護連盟総裁賞



令和3年度
環境大臣賞

○生物多様性の保全を推進するため、野生生物保護活動を積極的に実践している小・中・義務教育学校を「生物多様性保全推進モデル校」(小学校については、「やせいの生きものふれあいモデル校」として指定し、活動を支援しています。(生活環境文化部)

○企業が実施している生物多様性保全の取組みを広く普及啓発するなど、生物多様性に貢献する企業のイメージアップを支援しています。(生活環境文化部、農林水産部)

(2) 活動支援

- 幅広い世代が参加する地域での環境保全活動の活性化を図るため、NPO や民間団体等に対する支援施策を積極的に推進しています。(生活環境文化部)

[現状] (令和3年)

- ・環境保全に関する相談件数 102件

- 環境保全活動に取り組んでいる県民、民間団体、事業者などの多様な主体の連携を進め、各主体間のパートナーシップによる新たな環境保全活動への展開や協働の取組みを進めています。(生活環境文化部)

[現状] (令和3年度)

- ・環境保全活動に取り組む講師・指導者数 154人

- 生物多様性に関するCSR* (企業の社会的責任) 活動を計画している企業に対し、技術的な指導や地域のNPO等との連携を充実させています。(生活環境文化部、農林水産部)
- 市町村による生物多様性地域戦略の策定を支援しています。(生活環境文化部)

[現状] (令和3年度)

- ・生物多様性地域戦略の策定市町村数 1市(魚津市)

(3) 人材育成

- 自然保護と生物多様性の重要性を広報するため、ナチュラリストの新規養成を定期的に行い、活動できる人材を確保しています。また、ナチュラリストを対象として自然環境等に関する研修会を年に数回開催し、一層の資質向上を図っています。(生活環境文化部)

[現状] (令和3年度)

- ・ナチュラリストの認定者数 892人
- ・ナチュラリスト活動者数 330人

- 青少年の自然保護に対する意識の向上を図るとともに、将来のナチュラリスト候補者の育成を進めるジュニアナチュラリストの養成や活動支援を推進しています。(生活環境文化部)

[現状] (令和3年度)

- ・ジュニアナチュラリストの認定者数 469人

- ジュニアナチュラリストが将来ナチュラリストを目指す契機づくりとするため、ナチュラリスト・ジュニアナチュラリスト連携事業を実施し、ジュニアナチュラリストとナチュラリストとの相互交流の場を提供しています。(生活環境文化部)
- フォレストリーダー*の養成と組織化を促進し、自主活動への支援を行っています。(農林水産部)

[現状] (令和3年度)

- ・フォレストリーダーの人数 218人

- 県民の自主的な緑化活動を支援するため、花と緑の指導者*の育成を推進しています。(農林水産部)

[現状] (令和3年度)

- ・花と緑の指導者の人数 2,190人

2 生物多様性にかかる環境教育

一人ひとりの生物多様性に対する意識を高め、保全活動の取組みを広げていくためには、次世代を担う子ども達を中心とした環境教育の推進が重要となります。

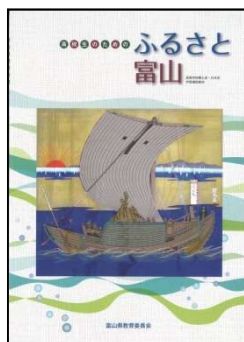
< 具体的取組み >

(1) 環境教育の推進

- 富山県環境教育等行動計画に基づく総合的な環境教育の推進により、自然観察会などを通じて生物多様性の保全を含めた環境保全に対する理解を深め、自発的な環境保全活動への意欲を高めています。(生活環境文化部)
- 幼児から高齢者までの年齢層に対応した体系的な環境教育プログラムを整備しています。(教育委員会、生活環境文化部)
- 富山の歴史や文化、郷土への誇りと愛着、感動や感謝の心を育むふるさと学習を推進しています。(教育委員会)
- 幼児から中学生を対象に、公民館による子どもたちの身近なふるさと学習や自然体験を促進しました。(教育委員会)

【トピック 13】 ~ふるさと学習の推進~

ふるさと富山を題材にした郷土史・日本史学習補助教材「高校生のためのふるさと富山」を用いた郷土史・日本史学習や、高校生とやま英語表現ハンドブック「Let's talk about KITOKITO TOYAMA」の配布・活用などにより、全県立高校でのふるさと学習を推進し、日本や郷土の伝統と文化に対する理解を深めています。



高校生郷土史・日本史学習補助教材
「高校生のためのふるさと富山」



高校生とやま英語表現ハンドブック
「Let's talk about KITOKITO TOYAMA」

- 学習環境づくりや地域の緑化推進の拠点として、緑のカーテンなど学校等の緑化を促進しています。(教育委員会)

[現状] (令和3年度)

- ・小中学校の緑地面積 54 ha
- ・県立学校の緑地面積 55 ha

- 自然環境の中での集団活動を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、呉羽青少年自然の家及び砺波青少年自然の家の自然体験活動を推進しています。(教育委員会)
- 児童・生徒等を対象とした農林漁業体験や調理体験等の取組みにより、地場産品や地域の食文化への理解を促進するなど、食育を推進しています。(農林水産部)

(2) 活動支援

- 各主体でのニーズに応じた環境教育が実施されるよう、(公財)とやま環境財団や富山県自然博物館ねいの里、富山県中央植物園などによるコーディネート機能を強化しています。(生活環境文化部、農林水産部)
- 児童、生徒が身近な自然に対して関心を高めるよう、ビオトープづくりを支援しています。(教育委員会、生活環境文化部)

(3) 人材育成

- 生物多様性を含む環境教育の指導者を養成しています。(教育委員会)
- 富山大学教育学部と協議して必修専門科目を開設し、富山県の自然や文化など特色ある内容を取り上げ、教員を志望する学生の資質向上を図っています。(教育委員会)

【トピック 14】～身近な自然の観察を通して～

自然観察を通して指導力の向上を図ることを目的に、毎年、教員を対象として「理科教育講座(自然観察)入門コース」を実施しています。

この講座では、学校周辺の身近な地域の自然観察を通して、環境によって生息している動植物の違いや川の汚れなどを調べ、動物や植物にとって望ましい自然環境について理解を深めました。また、自然観察を行う際の留意点をはじめ、簡易観察器を使った効果的な観察等、指導方法について学び、児童生徒が自然や身近な生活の中での気付きや発見から、環境について幅広く関心をもち、理解を深める学習について研修しました。



研修の様子

第2節 科学基盤の強化

生物多様性の現状を的確に把握し、できるだけ早い段階で適切に対応するためには、生物多様性に関する科学基盤の強化が重要となります。

様々な環境における生物多様性の現状を把握するため、各試験研究機関や担当課において、各種調査・研究を進めるとともに、情報の収集・整理に努めています。

<具体的取組み>

(1) 野生動植物に関する主な調査研究

- 立山地域のライチョウについては、ナワバリ数などの生態について、民間団体と連携して調査を実施しています。また、定期的に生息数調査を実施し、ライチョウの生息状況の把握に努めています。(生活環境文化部)
- 農作物被害が発生しているイノシシ、ニホンザルなどの獣類については、分布・被害状況調査等を実施し、個体数調整の基礎情報として活用しています。(生活環境文化部、農林水産部)
- 農林水産総合技術センター森林研究所では、ブナ等堅果類の豊凶調査を実施し、クマの出没傾向予測に役立っています。また、立山地域の植生等に関するモニタリング調査のほか、

里山林や奥山地域の森林施業*に関する研究なども実施しています。(生活環境文化部、農林水産部)

○富山県中央植物園では、県内の植物相と植生の調査、絶滅危惧植物の現状調査などを行っています。(農林水産部)

○富山県自然博物館ねいの里では、ニホンジカやニホンザルの生態調査や渡り鳥共同調査など野生動物に関する調査を行っています。(生活環境文化部)

【トピック 15】～富山雷鳥研究会の取組み～

立山におけるライチョウ保護対策として富山雷鳥研究会は昭和 53 年に発足し、ライチョウの生態調査や生息数調査を現在まで長年実施しています。また、ライチョウ及び高山帯の自然保護に関する普及・啓発活動も実施し、県のとやまのライチョウサポート隊では講師や指導員として中心的な役割を担い、立山のライチョウと自然について広く発信しています。



立山のライチョウ



ライチョウの生態について解説する様子

(2) 自然環境分野に関する主な調査研究

○立山カルデラ砂防博物館では、土砂災害における砂防技術や近年発見された氷河など、立山地域を中心とした地質、地形、気候、動植物などに関する調査研究を実施しています。(土木部)

○農林水産総合技術センター水産研究所では、富山湾水質環境調査や藻場状況調査、河川における外来魚の生息調査などを実施しています。(農林水産部)

○環境科学センターでは、富山県における地球温暖化の影響に関する調査研究などを行っています。(生活環境文化部)

○海洋環境については、(公財) 環日本海環境協力センターを中核拠点として、国内外の政府、地方公共団体、関係機関、民間団体等と連携・協力し、調査研究や環境交流などの各種取組みを進めています。(生活環境文化部)

[現状] (令和 3 年)

・環日本海地域の環境協力を目的とした交流人数 169 人

第3章 生物多様性の保全と回復【生物多様性を守る】

【目標2】北アルプスから富山湾に至るまでの様々な生態系のつながりを保ち、人と野生生物との共生を目指す

本県には、標高差4,000mの自然のもと、種の多種多様な動植物が生息・生育し、豊かな生態系が存在する一方、開発や人口減少・高齢化などによる里地里山の荒廃、外来生物の侵入、地球温暖化など、生物多様性への負の影響が懸念されています。

生物多様性を将来にわたり保全していくため、生息地・生育地となる地域や希少野生生物の保全と再生に取り組んでいきます。

第1節 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、多様な生物の生息・生育の場として重要な地域について、対象地域の特性に応じて十分な規模、範囲、適切な配置、規制内容、管理水準、相互の連携を考慮しながら保全する必要があります。

1 自然公園等

(1) 自然公園

「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性に寄与することを目的としています。

自然公園は、「国立公園」「国定公園」「県立自然公園」の3種類に分かれています。本県の自然公園は、国立公園2箇所（中部山岳、白山）、国定公園1箇所（能登半島）、県立自然公園6箇所（朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山、僧ヶ岳）があります。

[現状]（令和3年度）

・自然公園	9箇所	125,554 ha
国立公園	2箇所	79,173 ha
国定公園	1箇所	1,005 ha
県立公園	6箇所	45,376 ha
・県定公園	17箇所	16,829 ha

<具体的取組み>

- 生物多様性保全の観点から、県立自然公園の区域を見直す際には、自然度の高い地域については、公園区域の拡充を図っています。（生活環境文化部）
- 自然公園の巡視や監視をはじめとする現地管理体制の充実・強化を図るとともに、適正な管理に努めています。（生活環境文化部）
- 自然公園指導員やボランティアの活動を推進することにより、自然公園の保護及び適正な利用とその保全活動の充実を図っています。（生活環境文化部）
- 高山植物の盗掘防止パトロール、植生回復作業や外来種除去作業などの自然環境保全活動を実施しています。（生活環境文化部）

[現状]（令和3年度）

・自然保護指導員	18人
----------	-----

- 観光客に対し、ごみの持ち帰りやストックキャップの使用を呼びかけています
- 山小屋などのし尿・排水処理施設の改善を図るとともに、トイレ利用マナーの普及啓発や携帯トイレの持参を呼びかけています。（生活環境文化部）

[現状]（令和3年度）

- ・環境に配慮した山小屋等のトイレ整備数 53 箇所

- 魅力的な自然公園づくりを進めるため、国、地方自治体、地域住民、専門家、企業、NGO などの協働による管理運営体制の構築を進めています。（生活環境文化部）
- ニホンジカやイノシシにより生物多様性の劣化が生じるおそれのある自然公園においては、現地調査等により現況把握するとともに、生態系の維持回復を図っています。（生活環境文化部）
- 採捕を規制する指定動植物を見直すとともに、生息地管理も含めた生態系保全を図っています。（生活環境文化部）
- 自然観察会の実施やビジターセンターでの展示などにより、生物多様性の保全を普及啓発するとともに、パンフレットやホームページなどを活用して県内外に PR しています。（生活環境文化部）
- 植生破壊などを防止するため、木道の敷設や立入防止柵の設置など、適切な施設整備を実施しています。（生活環境文化部）
- 登山道整備やグリーン・ツーリズムに必要な活動拠点施設の整備のほか、施設利用者が快適に利用できる施設整備（ユニバーサルデザイン化）を推進します。また、展望施設や多言語対応案内標識などの統一的な整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とふれあうための長距離自然歩道などの整備を実施しています。（生活環境文化部）
- 立山における路線バスや観光バスの環境性能における規制を継続するほか、バス事業者への排出ガス軽減のための車両の更新を支援します。（生活環境文化部）

（2）ラムサール条約湿地

富山県では、「立山弥陀ヶ原・大日平」が保全すべき重要な湿地として、平成24年7月3日にラムサール条約湿地に登録されました。面積は574 haで、なだらかな溶岩台地に成立した雪田草原である弥陀ヶ原、大日平と豊富な水量を誇る称名溪谷・称名滝からなる区域です。区域全体が中部山岳国立公園特別保護地区に指定されており、立山信仰から「餓鬼の田」と呼ばれる池塘が多く存在する開放的かつ独特の景観が守られています。

[現状]（令和3年）

- ・ラムサール条約登録地1箇所 574 ha

< 具体的取組み >

- 条約湿地に関するモニタリング調査や湿原の再生、環境教育、普及啓発等について、関係する地方公共団体やNPO、専門家等と連携しつつ、湿地の生態系の保全と賢明な利用（ワイズユース*）を図っています。（生活環境文化部）

（3）自然環境保全地域*

自然環境保全地域は、すぐれた天然林が相当部分を占める森林、区域内に生存する動植物

を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川でその自然環境がすぐれた状態を維持しているものなどにおいて、一定の広がりをもった地域について指定するものです。自然環境保全地域の保全対象である特定の自然環境を維持するため、自然環境の状況に対応した適正な保全を図ります。

<具体的取組み>

○貴重な動植物など自然環境のすぐれた地域を自然環境保全地域に指定し、又は拡張する取組みを進めています。（生活環境文化部）

[現状]（令和3年）

・自然環境保全地域 11箇所 624 ha（うち特別地区 101 ha）

○既存の自然環境保全地域においては、動植物や利用状況の現況把握などを行い、標識の整備や巡視の強化など適切な保全管理を徹底しています。（生活環境文化部）

2 鳥獣保護区

鳥獣保護区は鳥獣の保護を図るため、地域的に重要と認める区域について指定するものであり、県内では40箇所を指定しています。指定面積は県土の25.3%を占めており、全国でもトップクラスの指定率です。

また、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域については特別保護地区に指定しており、県内では10箇所を指定しています。

一部の鳥獣保護区では、国指定天然記念物であるイヌワシの営巣が確認されていたことから、より規制の厳しい特別保護指定区域に指定し、鳥獣の保護を図っています。

<具体的取組み>

○鳥獣の生息環境の確保に資する鳥獣保護区及び同特別保護地区を指定しています。（生活環境文化部）

[現状]（令和3年度）

・鳥獣保護区 40箇所 107,482 ha（うち国指定1箇所 64,819 ha）

○渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保しています。（生活環境文化部）

○定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っています。（生活環境文化部）

3 名勝、天然記念物、景観等

（1）名勝・天然記念物

富山県は、美しく、豊かで個性的な自然環境に恵まれており、「名勝」や「天然記念物」とは、こうした貴重な地域の自然や景観を守るため、文化財保護法で定められた保護制度のひとつです。

名勝とは、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳その他の名勝地やそれを展望できる地点で、歴

史上または学術上価値の高いものをいい、「人工の造形」を主体とするもの、「自然の景観」を主体とするもの及び自然の「景観地が展望できる地点」に大きく分けられます。県内には「黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山」、「称名滝」、「虻が島とその周辺」等があります。

天然記念物とは、動物、植物、地質・鉱物、およびそれらの生息地・渡来地や自生地などの地域で学術上価値が高く日本の自然を記念するものをいいます。県内には「ライチョウ」、「カモシカ」、「白馬連山高山植物帯」、「杉沢の沢スギ」、「薬師岳の圏谷群」等があります。

県内の天然記念物の中では巨木の件数が高い割合を占めており、県の指定文化財では史跡に続いて多い指定件数となっています。また、その性格上、「史跡名勝天然記念物」や「名勝天然記念物」といったように指定区分や指定の理由が複数にわたる名勝や天然記念物も少なくありません。

【トピック 16】～杉沢の沢スギ～

黒部川扇状地末端部の湧水地に立地するスギの天然生林で、圃場整備*により多くが失われる中、昭和48年に2.67haが国の天然記念物に指定されました。

平成7～8年度には貴重な自然に親しみ学習できるよう、観察路デッキや沢スギ自然館などのガイダンス施設整備が行なわれました。燃料や用材の供給場として人々に利用されていたかつての生育環境や植生に戻すため、毎年、多くのボランティア等によって保全活動が行なわれています。



林内の沢スギ

< 具体的取組み >

○各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観地や自然地域を対象として、自然的な名勝・天然記念物の指定を推進しています。（教育委員会）

[現状]（令和4年3月）

- ・文化財公園の箇所数 26箇所
- ・国、県、市町村指定文化財及び登録文化財件数 1,416件
- ・名勝
 - ：国指定 3件（特別名勝天然記念物1件、名勝天然記念物1件、名勝1件）
 - 県指定 3件（名勝1件、名勝天然記念物1件、史跡名勝天然記念物1件）
 - 国登録 1件（名勝1件）
- ・天然記念物：国指定 22件（動物8件、植物6件、地質鉱物8件）
- 県指定 46件（動物3件、植物36件、地質鉱物7件）

○指定された地域については、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元などを進めています。（教育委員会）

（2）景観

富山県では地域の特性を活かした景観の保全及び創造を図ることを目的に富山県景観条例を制定し、平成15年4月から施行しています。この景観条例に基づき、大規模な建築物の新築等が景観に影響を与える場合があることから事前に届出をしてもらう「大規模行為の届出制度」の実施や、県内の景観の中でも重点的取り組んでいく地域として定めた「景観

づくり重点地域」内において「特定行為の届出制度」を実施しています。また、公共事業においても景観に配慮した公共事業を行うため、景観づくり基準を定め、取り組んでいます。

景観づくりは地域住民の自主的な取り組みが不可欠であることから、「景観づくり住民協定」の締結を推進しており、締結に向けた取り組みや修景事業に対して支援するほか、景観アドバイザーを派遣し、その取り組みを支援しています。また、本県にある良好な眺望景観を活用するため、良好な景観を眺望できる地点を「とやまビューポイント（ふるさと眺望点）」として指定し、これを広く紹介しています。さらに、景観づくりの普及啓発を行うため、景観に配慮した良好な建築物等を表彰しています。

[現状] (令和3年)

・富山県の景観に関心のある人の割合 81.8%

<具体的取り組み>

○景観づくり重点地域での届出制度によるきめ細やかな良好な景観づくりへの誘導、とやまビューポイントの活用により県民の景観保全意識の高揚に取り組んでいます。(土木部)

【トピック 17】 ~とやまビューポイント~

「とやまビューポイント（ふるさと眺望点の愛称）」とは富山県景観条例に基づき指定された、優れた景観を眺望できる地点のことです。

県ではこれらの地点を広く県内外の人々に紹介することとしています。

とやまビューポイント 60 地点 (令和3年度時点)

- 自然景観 11 地点 (平成 18 年 3 月指定)
- 四季の景観 11 地点 (平成 19 年 9 月指定)
- 都市(まち)の景観 8 地点 (平成 22 年 4 月指定)
- 優れた景観の追加 30 地点 (令和 3 年 3 月指定)



弥陀ヶ原の湿原 (立山町)



阿尾から見る立山連峰 (氷見市)

○地域の人たちが中心となって、その地域の景観をどのようにしていくか自ら考え、目標を定めて取り組む景観づくり住民協定の制度を推進しています。(土木部)

[現状] (令和3年)

・景観づくり住民協定締結件数 16 地区

- 適切な保護の措置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定に取り組んでいます。（教育委員会）
- 公共事業による先導的、総合的な景観づくりを進めるため、富山県景観条例に基づく「富山県公共事業の景観づくり指針」に適合するよう努めています。（農林水産部、土木部）

4 海洋保護区

生態系や生物多様性の保全に対する世界的な意識の高まり、関連する科学的知見*の蓄積を背景に、海域に保護区（すなわち海洋保護区）を設定することを通じて保全を推進する動きが世界的に活発になっています。平成23年3月に環境省が作成した海洋生物多様性保全戦略によると、「海洋保護区とは海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と定義しています。

具体的には、①自然景観等の保護を目的とする自然公園、自然海浜保全地区、②自然環境又は生物の生息・生育場の保護を目的とする自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、天然記念物の指定地、③水産動植物の保護培養を目的とする保護水面、沿岸水産資源開発区域、その他都道府県や漁業者団体等多様な主体による様々な指定区域などが該当すると考えられています。

[現状]（令和4年3月）

- ・自然公園：2箇所（能登半島国定公園、朝日県立自然公園）
- ・鳥獣保護区：2箇所（城山鳥獣保護区、氷見海岸鳥獣保護区）
- ・県指定名勝天然記念物：1箇所（虻が島とその周辺）
- ・国指定特別天然記念物：1箇所（ホタルイカ群遊海面）
- ・共同漁業権水面：9箇所
- ・海洋水産資源開発促進法施行令で指定する海域（富山湾・能登沖海域）
など

<具体的取組み>

- 該当すると考えられる区域は、関係機関のもとに海洋保護区の定義に沿った、適正な維持管理に努めています。（生活環境文化部、教育委員会、農林水産部）

第2節 野生生物の保護と管理

野生生物は生態系の基本的要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。

県民にとって普通に見られる身近な種から希少な種まで、多くの野生生物が将来にわたって存続できるような、人と野生生物との望ましい関係を築いていくためには、野生生物の適正な保護と管理が重要となります。

1 希少な野生生物の保全

希少な野生生物の保全には、それらの種の生息・生育情報や減少要因、保護対策等の知見を集約し、国、県、市町村、専門家、県民等が連携しながら対策を適切に講ずることが必要となります。

[現状] (令和3年)

・富山県レッドリスト掲載の種数・個体群数 896種、3地域個体群

<具体的取組み>

- 富山県版のレッドデータブックを広く普及啓発し、野生生物に対する保護の意識を高めています。(生活環境文化部)
- 研究者や専門家と連携し、希少な野生生物の生息・生育状況の把握に努めています。(生活環境文化部)
- 希少な動植物の生息・生育が確認されている地域において開発行為等が行われる場合は、富山県自然環境指針に基づき、事業者に対して配慮を指導しています。(生活環境文化部)
- 貴重な植物の自生地や野生動物の生息・繁殖地など、優れた自然環境を有している地域は、自然環境保全地域への指定を検討しています。(生活環境文化部)
- 学術上価値の高い動植物については、天然記念物の指定を検討するとともに、その適正な管理を徹底しています。(教育委員会)
- 事業者や民間団体、学校等の保全活動については、関係者と連携しながら、それぞれのニーズに応じた適切な支援を行っています。(生活環境文化部)
- 野生生物の違法捕獲や違法飼育については、取締りを徹底するとともに、県民への普及啓発に努めています。(生活環境文化部)
- 公共工事の実施にあたっては、希少な野生生物の生息・生育情報の収集に努め、希少種への影響の回避*又は軽減に努めています。(土木部、農林水産部、生活環境文化部)
- 富山県内におけるライチョウの生息域にて、保全活動等をボランティアで行う「とやまのライチョウサポート隊」を結成し、県民協働でライチョウの保全活動に努めています。(生活環境部)

[現状] (令和3年度)

・富山県のライチョウの生息数 約1,300羽

・第6次とやまのライチョウサポート隊 隊員数 93人

- 地球温暖化の影響を受けやすい高山帯に生息するライチョウについては、定期的にその生息・生態調査を実施するとともに、保護柵の設置等の保護対策を徹底しています。(生

活環境文化部)

- 生態系の頂点に位置するイヌワシやクマタカなどの猛禽類については、各種開発行為との調整を図るとともに、保護対策の普及啓発に努めています。(生活環境文化部)
- 富山県自然博物館ねいの里及び富山県中央植物園における希少野生生物の保護増殖活動を推進しています。(生活環境文化部、農林水産部)

【トピック 18】～富山県自然博物館ねいの里、富山県中央植物園における保護増殖活動の取組み～

(1) ホクリクサンショウウオの保護増殖活動(富山県自然博物館ねいの里)

ホクリクサンショウウオは、富山県と石川県にのみ生息する両生類で、里地・里山地域での開発行為や水田の耕作放棄などによる産卵場所の減少など、生息環境の悪化や劣化が心配されています。富山県のレッドリストでは絶滅危惧Ⅰ類に選定されています。



ホクリクサンショウウオ

自然博物館ねいの里では県内ではじめて1985年より保護増殖池を造成し、1987年に射水市の生息地(のちに開発行為により消滅)から卵を移入しました。以後、2001年に第2保護増殖池の造成や2014年に第3の保護増殖地

の水路の維持管理により、産卵場所を分散させるなど保護増殖(2020年に過去最高の100対の卵のうを確認)を推進させるとともに生息環境の保全に取り組んできたほか、県民の皆さんを対象とした観察会を実施するなど普及・啓発活動を行っています。

(2) エッチュウミセバヤの生息域外保全の取組み(富山県中央植物園)

ベンケイソウ科のエッチュウミセバヤは富山県の固有植物です。1973年(昭和48年)に県内で発見されました。自生地はダム建設で水没したため、現在は極めて限られた場所にしか生育していません。富山県のレッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類に選定されています。

中央植物園では、この野生系統のエッチュウミセバヤを園内で増殖させ、保全を図っています。なお、民家の庭先や園芸店などでエッチュウミセバヤを見かけることがありますが、これは園芸化された栽培系統であり、野生系統のものと異なります。



エッチュウミセバヤ(野生系統)



中央植物園での保護増殖

- 野生動植物種の絶滅を回避するためには、その種の自然の生息域内において保存されること(生息域内保全)が原則となりますが、それぞれの種の状況に応じて、動物園、植物園、水族館等と連携し、生息域内保全の補完として生息域外保全を支援しています。(生活環境文化部、農林水産部)

2 野生鳥獣の保護管理

希少種保護の取組みを進める一方、ツキノワグマによる人身被害の発生やカラス・イノシシなど鳥獣による農作物被害等が深刻化しており、人と野生鳥獣との適切な関係の構築が求められています。

[現状] (令和3年)

- ・カラスによる農作物被害額 845万円
- ・イノシシによる農作物被害額 4,557万円

<具体的取組み>

○野生鳥獣の保護管理については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護管理事業計画を定め、鳥獣保護区の設定や鳥獣の生息状況の調査、実施体制整備など、適正な保護管理を推進しています。(生活環境文化部)

[現状] (令和4年)

- ・第13次富山県鳥獣保護管理事業計画 R4.4.1~R9.3.31

○分布域が著しく増加して農林水産業や生態系などに被害を及ぼしている野生鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画*を策定し、科学的・計画的な保護管理を進めています。(生活環境文化部)

○イノシシやニホンザルなど、既に特定鳥獣管理計画を策定済の鳥獣については、計画に基づく被害防除、生息環境管理、個体数管理を適切に実施しています。(生活環境文化部、農林水産部)

[現状] (令和4年度)

- ・策定済の特定鳥獣管理計画
 - 富山県ツキノワグマ管理計画 R4.4.1~R9.3.31
 - 富山県ニホンザル管理計画 R4.4.1~R9.3.31
 - 富山県イノシシ管理計画 R2.11.1~R6.3.31
 - 富山県ニホンジカ管理計画 R4.4.1~R9.3.31
 - 富山県カワウ管理計画 R4.4.1~R9.3.31
 - 富山県カモシカ管理計画 R4.4.1~R9.3.31

○カワウ、ツキノワグマ、イノシシなど県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国や関係府県と連携のうえ、地域個体群の生息状況を把握しつつ、各種対策を実施しています。(生活環境文化部、農林水産部)

[現状] (令和3年度)

- ・イノシシの捕獲数 3,446頭

○狩猟者は、特定鳥獣の個体数調整に貢献する「森の番人」であることを県民に普及啓発するとともに、狩猟者等を対象とした技術研修や狩猟免許取得へ向けたガイダンスを開催するなど、担い手の確保・育成に努めています。(生活環境文化部、農林水産部)

[現状] (令和3年度)

- ・狩猟者登録数 1,193件

○狩猟者の減少や鳥獣による農作物被害の増加を受けて、地域ぐるみの被害防止体制を構築するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置を促進しています。(生活環境文化部、農林水産部)

○傷病鳥獣の救護体制を確保し、富山県鳥獣保護センターにおける傷病鳥獣の受け入れやリハビリを実施するとともに、県民・事業者からの電話相談等に対応しています。（生活環境文化部）

[現状]（令和3年度）

・鳥獣保護センター傷病鳥獣受け入れ数 44種 100個体

3 動物愛護

飼育動物と生物多様性との関連で見ると、自然生態系への侵入による影響などが問題となっており、飼育に際して適正に管理することが求められています。

<具体的取組み>

○特定動物（危険な動物）の所有者に対し、適切な飼養管理及び個体識別措置の徹底を指導し、特定動物の遺棄及び逸走の未然防止を図っています。（厚生部）

○動物販売業者に対し、販売時に動物の適正な飼養又は保管方法について、購入者に説明するよう指導し、安易な動物の購入による遺棄及び逸走の未然防止を図っています。（厚生部）

○学校や地域、家庭などにおいて、動物の愛護と管理に関する啓発活動や広報活動などを実施しています。（厚生部）

○動物の愛護と適正飼養の普及啓発等の活動を行なう動物愛護推進員の育成に努めています。（厚生部）

[現状]（令和3年）

・動物愛護推進員の人数 50人

4 外来種

生態系へ影響を与える外来種は、我々の生活と密接に関係していることから、地域住民や関係者と連携して対策を進めることが必要とされています。

<具体的取組み>

○高山域で年間の利用客が多い立山については、事業者と協力し、タイヤの洗浄や除去マットの設置により地域外種子の侵入防止を図り、定着した外来植物については、ボランティアの協力を得ながら除去を進めています。（生活環境文化部）

○県民協働で植生モニタリングや立山外来植物除去活動を実施し山岳環境保全の普及啓発を行っています。

○関係機関との連携により、立山における植生モニタリング調査を行っています。

[現状]（平成3年度）

・立山における外来植物除去活動への参加者数 488人

○公共工事やボランティア活動に伴う植樹や吹き付けなどには、地元産在来種を積極的に使用するよう努めています。（農林水産部、土木部、生活環境文化部）

○内水面固有の生態系を保全するため、オオクチバス等の外来魚駆除や違法放流防止の啓発を推進しています。（農林水産部、生活環境文化部）

- 大豆などの安定的な生産を持続するため、帰化アサガオ類等の帰化雑草の早期発見と防除、地域全体へのまん延防止を推進しています。（農林水産部）
- 外来種に関する情報の収集・整理に努めるとともに、国や市町村、各種団体が実施している防除活動等の取組みに協力しています。（生活環境文化部）
- 環境教育やイベント等において、外来種について広く普及啓発することにより、この問題への認識と対策への理解を深めています。（生活環境文化部）

第3節 地球温暖化への対応

地球温暖化の進行により多くの種で絶滅のリスクが高まると予測されております。まずは、二酸化炭素などの温室効果ガスを削減することが必要です、

また、地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努めるとともに、気候変動などの環境の変化への適応能力が高い生態系ネットワークの構築が重要となります。

<具体的取組み>

- 富山県カーボンニュートラル*戦略に基づき、地球温暖化対策を地域レベルで計画的・体系的に推進しています。（知事政策局・生活環境文化部）
- 生物多様性への気候変動の適応策として、モニタリングにより生態系の変化・状況を把握するとともに、気候変動以外の影響の低減、また生態系ネットワークの構築による順応性の高い健全な生態系の保全を行います。（生活環境文化部）
- 家庭や事業所、学校、公的機関における省エネルギー、小水力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進めています。（生活環境文化部）

[現状]（令和元年度）

- ・世帯当たりのエネルギー消費量の削減率（H14 基準） 29.5%削減
- ・事業所ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率（H14 基準） 26.6%削減

- 国の制度（住宅の省エネルギー基準強化、低炭素住宅認定制度等）と連携を図りながら、資金融資制度等による支援を行うなど、住宅の省エネルギー化を促進します。（土木部）
- 国の省エネルギー基準の強化等の施策と連携を図りながら、建築物の省エネルギー化を促進します。（土木部）
- 農業用水の持つ豊富な水量と落差を利用した小水力発電を推進しています。（農林水産部）

[現状]（令和4年10月）

- ・農業用水を利用した小水力発電整備箇所数 34箇所

- 低炭素社会の構築に向けたバイオマス発電の整備を支援しています。（農林水産部）
- 強力な温室効果ガスでもあるオゾン層破壊物質については、関係法令の運用等によって、フロン類の適切な回収、破壊を推進しています。（生活環境文化部）
- 二酸化炭素の森林吸収量確保に向け、スギ人工林の間伐*等の森林整備を推進しています。（農林水産部）

[現状]（令和3年）

- ・森林整備面積 40,208 ha（H2からの累計）

○地球温暖化防止活動推進センター（(公財)とやま環境財団）及び地球温暖化防止活動推進員等と連携し、地球温暖化防止に関する啓発活動等を推進しています。（生活環境文化部）

[現状]（令和3年度）

・地球温暖化防止活動推進員 87人

○富山県気候変動適応センター（環境科学センター）において、気候変動影響や適応に関する科学的知見などの収集及び調査研究を実施するとともに、県民、事業者及び市町村に情報を提供しています。（生活環境文化部）

○県の事務事業における地球温暖化対策を着実に進めるため、新県庁エコプランに基づく取組みを進めています。（生活環境文化部）

[現状]（令和3年）

・新県庁エコプランのCO₂削減率（H26基準） 17.9%削減

第4章 生物多様性の持続可能な利用【生物多様性を活かす】

【目標3】生物多様性を活かした事業活動を推進するとともに、自然を活用した社会課題の解決を進める。

私たちの暮らしを成り立たせている、水や農作物や水産物、木材また安定した気候等の生態系サービスを持続的に利用していけるよう生物多様性に配慮した事業の推進を行います。

第1節 持続可能な農林水産業の推進

農林水産業は、食料などを供給する生産活動であるとともに、昔から農林水産業の営みが私たちの身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。

生物多様性が豊かな農山漁村を維持・発展させるためにも、持続可能な農林水産業やそれに関連する活動の展開が必要となります。

[現状] (令和2年)

・農業算出額 629 億円

1 生物多様性に配慮した農業生産の推進

<具体的取組み>

- 農業の営みを通じて、美しい景観の維持保全や多様な生態系の保全など、農業・農村の持つ多面的機能*が十分に発揮される農村空間の創造を推進しています。(農林水産部)
- 環境にやさしい農業の重要性を啓発し、県下全域で環境にやさしい農業の普及拡大を図っています。(農林水産部)
- 農業者だけでなく、消費者、流通業者等に対する環境にやさしい農業のPR活動を行い、意識高揚・理解の促進を図っています。(農林水産部)
- 家畜排せつ物などの有機物資源のリサイクル利用や地力増進作物の活用などにより化学肥料への依存度を下げるとともに、農作物による利用効率が高い施肥方法の普及を促進しています。(農林水産部)
- 総合的病害虫・雑草管理(IPM*)の推進により、化学農薬の使用頻度を下げ、化学農薬による周辺環境への負荷の軽減を図るとともに、農薬の飛散防止に効果的な防除方法の普及に取り組んでいます。(農林水産部)
- 化学農薬の安全使用の徹底により、良質で安全な農作物の生産を推進するとともに、農業用廃プラスチックなどの使用済資材の適正処理を進めています。(農林水産部)
- 生物多様性の保全に資する新しい技術の研究開発を推進するほか、すでに実証されている技術の積極的な普及に努めています。(農林水産部)
- 有機物資源のリサイクル利用のほか、木屑等の未利用資源についての有効活用を図っています。また、エネルギー資源としてのバイオマスの利活用についても検討しています。(農林水産部)
- 有機農業の技術確立や普及指導、実需者の理解促進など、農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進しています。(農林水産部)

[現状] (令和2年)

・有機・特別栽培農産物の栽培面積 1,029 ha

- 土づくりと化学肥料・農薬の低減や有機農業に取り組む農業者を支援しています。(農林水産部)
- 環境保全等を目的とした富山県適正農業規範(とやまGAP*規範)の普及に努めています。(農林水産部)
- 野鳥等の生息地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などの事例を収集し、その結果を一般向けに発信しています。(農林水産部)

2 農村環境の保全と振興

<具体的取組み>

- 生産基盤の整備にあたっては地域の自然環境に配慮し、一部整備区域内における生物の生息・生育の場の保全(生息区域の既設利用、環境配慮型水路等)などの手法を取り入れた自然環境との共生を推進しています。(農林水産部)

【トピック19】～農業農村整備事業と環境との調和～

農村地域における水田、水路、ため池等の水環境は、水を介してそれぞれがつながっており、生き物はそれによって移動、生息しています。このネットワークは、農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全され、生物多様性保全に大きく貢献しています。

このため、農業農村整備事業にあたっては、必要に応じて、機能性の向上といった観点からだけでなく、自然環境との調和にも配慮した整備を行っています。



魚の遡上に配慮した整備
(庄助川 入善町)

- 生態系保全に資する用水管理の取組みを支援しています。(農林水産部)
- 農村の自然や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な景観を形成・維持するため、環境との調和に配慮した農道の整備に努めています。(農林水産部)
- 土地改良施設の有する機能を十分に発揮させるため、地域住民や土地改良区、行政が一体となった的確で広域的な管理体制づくりを推進しています。(農林水産部)

[現状] (令和3年)

・農業水利施設の管理協定締結数 541件

- 希少動植物の生息など、ため池の有する豊かな生態系や自然環境・景観等に配慮した整備を推進しています。(農林水産部)
- 地域住民の合意形成に基づいた自然生態系や景観に配慮した事業計画を策定しています。(農林水産部)
- 農業水利施設の整備にあたり、生態系が形成されている施設については極力既設利用を

検討するほか、事業対象地域の生き物調査等の事前調査を行い、生態系の保全と創出を図るため、環境に配慮した工法を採用しています。（農林水産部）

○魚類・水生生物等の生態系や農村景観に配慮した水路護岸工法の採用を地域住民の意向を踏まえつつ推進しています。（農林水産部）

○水路を整備する際、魚類の遡上等に障害とならない工法を採用するほか、設置場所についても生態系に配慮しています。（農林水産部）

○田園景観を形成している農地やその周辺の緑を保全するとともに、屋敷林等の樹林や棚田等の優れた景観の保全に努めています。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

・農村景観を活かした地域づくり協定締結件数 336件

○農村の豊かな自然環境の保全・再生や、多様な伝統文化の保全・継承を推進しています。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

・農村環境の保全を目指す集落数 1,440集落

○農林業体験活動や生き物調査等の各種イベントの実施による、農業・農村の持つ多面的機能に対する理解の醸成を図っています。（農林水産部）

【トピック 20】～駒方地区資源保全会（高岡市）の取組み～

駒方地区資源保全会は、多面機能支払交付金を活用し、集落ぐるみで農地・農業用水等の施設の保全活動を行っています。この活動の中で、地域内にあるビオトープ「千鳥の森」の維持管理を行い、希少種の「アカハライモリ」をはじめ、多種の水生动植物が生息する貴重な生態系の保全に努めています。また、年に数回、千鳥丘小学校PTAや生徒・教員らと共同でビオトープの保全活動を行うなど、地域と子供達が連携した活動を行っています。



○農家のみならず地域住民等の参画を得た、集落ぐるみによる農村資源の保全管理活動に取り組んでいます。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

・多面的機能支払制度の取組み集落数 1,440集落

○耕作放棄地対策として、発生防止活動や農地の保全活動など、集落ぐるみによる取組みを支援しています。（農林水産部）

○特定鳥獣管理計画や市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の個体数管理や捕獲された個体の処理加工施設の整備、防護柵の整備などの被害防除対策を総合的に支援しています。（生活環境文化部、農林水産部）

- 地域ニーズを踏まえた都市農村交流を推進しています。（農林水産部）
- 交流を活発化させる市民農園や子ども達が親しめる体験農園、せせらぎ水路などのふれあい施設を整備し、農業・農村に対する理解の醸成を図っています。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

- ・市民農園開設数 20箇所

- 農山村地域にある個性豊かな伝統的農業施設の保全に努め、遊歩道や案内看板、休憩施設等の整備を進めています。（農林水産部）
- 研修会の開催等により、農村女性の技術や経営管理能力の向上を図るなど、がんばる女性農業者の起業活動等を支援しています。（農林水産部）
- 地域資源の保全・活用を図る住民活動を支援し、グリーン・ツーリズムなどにより都市住民との交流促進を図っています。（地方創生局、農林水産部）

[現状] (令和3年)

- ・農林業体験者数 30,816人

- 県外在住者が農林漁業体験などの活動を通じて、実際に富山での生活体験をしてもらい、本県への定住・半定住のきっかけづくりとするなど、地域の活性化を図っています。（地方創生局、農林水産部）
- 耕作放棄が懸念される棚田の保全を図るため、地域の取組みを支援するほか、保全意識の醸成やボランティアの育成を推進しています。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

- ・棚田を保全する活動件数 32件

- 生物の生息・生育環境を悪化させる廃棄物の不法投棄を防止するための意識向上を図るとともに、産業廃棄物*監視指導員等による広域的なパトロールを実施しています。（生活環境文化部）

3 多様な森づくり

<具体的取組み>

- 「富山県森づくり条例」に基づき、基本理念、県や県民等の役割、計画策定など、森づくりに関する施策の基本的な事項及び施策の財源である「水と緑の森づくり税」を定め、とやまの森づくりを推進しています。（農林水産部）
- 富山県森づくりプランにおいて、森づくりの基本理念、森林整備及び保全のあり方等を示し、県民参加による多様な森づくりを推進しています。（農林水産部）
- 人工林は、木材等生産機能の林として確実に維持し、資源の充実を図っています。また、風雪被害林や過密人工林については、スギと広葉樹の混交林に誘導しています。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

- ・混交林の整備面積(累計)と整備率 307 ha (累計) 61%

- 天然林については、自然の推移に委ねることを基本として、天然生林として維持しています。（農林水産部）
- 生物多様性の保全や野生動物との棲み分け、森林環境教育の場の提供など、地域や生活に

密着した里山の再生整備を推進しています。（農林水産部）

[現状]（令和3年）

- ・里山林の整備面積(累計)と整備率 1,145 ha（累計） 52%
- ・森林浴の森選定箇所数 60箇所

- 里山の適正な管理を進めるため、地域住民等に里山の管理の継続方法や竹林の新たな利用方法の体験、研修等に取り組んでいます。（農林水産部）
- 森林生態系などの保全・管理及び連続性の確保等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図っています。（農林水産部）
- 里山などの整備における希少な生物の保全に対する指導・助言を支援しています。（生活環境文化部）
- 人工林において、伐採に伴う裸地化の影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散化や長伐期施業の実施を図ります。植栽が行われない伐採跡地については、無届伐採に対する造林命令の適切な運用等を図っています。（農林水産部）
- 適切な森林の管理や木材利用の拡大に向けた研究及び技術開発を推進するとともに、その成果は林業普及指導員等を通じて現場で活用しています。（農林水産部）
- 適正な森林整備の推進のため、その担い手の確保・育成に取り組んでいます。（農林水産部）
- 森づくりは流域の上下流が連携して広域的に取り組むことも必要なため、岐阜県における取組みとの連携を進めています。（農林水産部）
- 県営林や公社営林において、多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効率的な間伐の実施、伐採林齢*の長期化、針広混交林*に誘導するなど多様な森林の整備に努めています。（農林水産部）

4 森林の適正な保全・管理と県産材の利用

<具体的取組み>

- 特に公益的機能の発揮が求められる森林については、保安林としての指定を推進しています。（農林水産部）

[現状]（令和3年度）

- ・保安林の指定面積（民有林） 92,651 ha(累計)
- ・保安林の面積 197,105 ha

- 路網整備については、林道と森林作業道の適切な組合せによる整備を進めるとともに、計画から施工まですべての段階において、周囲の自然環境との調和を図っています。（農林水産部）
- 森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進しています。（農林水産部）
- 魚類などの水生生物の遡上など、溪流の連続性を確保するため、魚道の設置や透過型治山堰堤*の採用に努めています。（農林水産部）
- 自然石張りや環境保全型ブロックの採用など従前の自然環境に近づけるための対策を実施しています。（農林水産部）

- 県外産の樹木を植栽することは、地域個体群の遺伝子組成に影響を及ぼす可能性があるため、森づくり活動や公共事業などで植樹する際は、地元産のものを積極的に採用しています。（農林水産部）
- 緑化吹付けや植生マットなどの工法採用には、地元産種子の配合や土質・気候に順応する植物の選定などを考慮しています。（農林水産部）
- 松くい虫やカシノナガキクイムシなど森林病害虫の防除対策を推進し、健全な森林の維持に努めています。（農林水産部）
- カシノナガキクイムシによる被害を受けた奥山を対象に実のなる木を植栽することにより、クマなどの野生動物の餌場を確保するとともに、生物多様性の保全を図っています。（農林水産部）
- 住宅や公共施設、木質バイオマス、公共工事などでの県産材の利用を推進しています。また、県産材アドバイザーの養成とその活動支援、県産材遊具の普及により、とやまの木の良さのPRに取り組んでいます。（農林水産部）

[現状] (令和3年度)

- ・公共建築物等の木造率 21%
- ・県産材素材生産量 151 千m³

5 県民参加の森づくり

<具体的取組み>

- 県民、ボランティア団体等から、森づくりの事業提案を幅広く募集し、その提案に基づく事業を実施しています。（農林水産部）
- 幅広い植樹活動に使用するため、県産材広葉樹苗を県民とともに育てるみどりの里親事業を推進しています。（農林水産部）
- とやまの森づくりサポートセンターを通じ、活動グループのネットワーク化や、必要な機材の貸し出し、森づくり塾の開催による技術講習などの活動支援を行い、森づくりへの県民参加を促進しています。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

- ・とやまの森づくりサポートセンター登録者数 144 団体 (5,764 名)、56 企業
- ・県民参加による森づくりの年間参加延べ人数 10,142 人
- ・とやまさくら守の養成人数 81 人

- とやま森の祭典の開催、花とみどりの少年団の活動支援、フォレストリーダーによる森の寺子屋などにより、森林・森林づくりに対する理解の醸成を図っています。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

- ・花とみどりの少年団員数 4,811 人
- ・森の寺子屋の開催 68 回

6 内水面漁業*における取組み

<具体的取組み>

- 各河川の資源及び利用状況に応じた適正規模の種苗放流*を推進するとともに、他県産種

苗から地場産種苗への転換を促進しています。（農林水産部）

- 天然遡上アユを増やすために、産卵場の造成、抱卵親魚の放流を推進するとともに、産卵場及び産卵期における採捕制限の適正化に努めています。（農林水産部）
- 広域に行動するカワウについては、中部近畿カワウ広域保護指針に基づき、県内の生息実態の把握に努め、隣接県等と連携しながら被害軽減を図っています。（生活環境文化部、農林水産部）
- サクラマス幼魚を保護するために、採捕禁止区域やキャッチ・アンド・リリース区間を設定しています。（農林水産部）
- 内水面固有の生態系を保全するため、オオクチバス等の外来魚駆除や違法放流防止の啓発を推進しています。（農林水産部、生活環境文化部）
- 魚病のまん延防止に努めるとともに、養殖場における適切な飼育管理により、安全で安心な養殖魚の生産に取り組んでいます。（農林水産部）

7 資源管理型漁業の推進と漁村の活性化

< 具体的取組み >

- 適切な資源管理を行うために必要な生態などを解明し、漁獲実態及び資源動向を把握する研究並びに適切な漁獲努力量や効果的な管理手法についての研究に取り組んでいます。（農林水産部）
- 漁獲量を制限することにより資源回復と持続的な利用が見込まれる水産資源について、国において TAC* 対象魚種の拡充が図られる場合には、関係漁業者と連携し資源管理が適切に実践されるよう取り組みます。（農林水産部）

[現状] (令和2年)

・沿岸漁業の漁獲量 17,753 t

- 資源状態が著しく悪化した魚種等については、減船や休漁等を含む漁獲努力量の削減と経営安定措置等を講じ、資源の回復を図っています。（農林水産部）
- 資源の生態が解明されていない重要魚種等について、得られた資源調査結果をもとに資源管理方策の作成を支援しています。（農林水産部）
- 富山県の基幹漁業である定置網漁業について、未成魚あるいは小型魚の混獲防止や有効利用の検討を進め、環境に優しく自然と共生できる資源管理モデルの確立に努めています。（農林水産部）
- ヒラメ等の栽培漁業*対象種の資源管理を図るため、漁獲実態調査結果等をもとに、漁具の見直しや漁獲体長の制限等の取組みを推進しています。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

・栽培漁業対象種（ヒラメ）の漁獲量 57 t

- 継続的な種苗の放流により、正確な放流効果の把握に務めるとともに、その結果に基づいて対象魚種や事業内容の重点化を進め、より効果的な栽培漁業を推進しています。（農林水産部）
- 放流種苗の遺伝的多様性の確保や疾病の予防等、生態系に配慮した種苗生産を実施して

います。（農林水産部）

○富山湾の水質、底質、藻場及び赤潮*等についての調査を行い、富山湾全体の漁場環境の監視に努めています。（農林水産部）

○水質汚濁事故等の発生に対し、県、関係市町、漁連、漁協等関係者が連携して監視にあたり、早期の対応に努めています。（農林水産部、生活環境文化部）

[現状]（令和3年度）

・水質汚濁事故発生件数 35件

○沿岸海域の環境保全に重要な役割を担う藻場について、現状の把握、消長要因の解明、保全・復元技術の開発に取り組んでいます。（農林水産部）

○リモートセンシング*を活用した衛星データ解析によって富山湾沿岸域の藻場の状況を広域的に把握しています。（生活環境文化部）

○環日本海における生物多様性を指標とした沿岸環境評価手法の開発など北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の推進に協力しています。（生活環境文化部）

○植林等の活動に漁業者が参加するなど、流域関係者が連携して豊かな富山湾の保全に取り組んでいます。（農林水産部）

○地域自治体、漁業関係者等が実施する海岸美化清掃活動を推進し、豊かな富山湾の環境を県民総参加で保全する意識の醸成を図っています。（農林水産部、土木部、生活環境文化部）

○海岸漂着物については、発生の状況や発生原因を把握するため、必要な調査を行うよう努めています。（生活環境文化部）

○富山湾周辺海域の海況等を把握するため、水温、塩分、プランクトン、魚卵稚仔量等にかかる海洋観測を実施しています。（農林水産部）

○広域回遊性資源を中心に漁獲実態を把握するとともに、国と連携して資源評価の精度向上に取り組んでいます。（農林水産部）

○ホタルイカやシロエビなどの水産資源を持続的に利用していくための調査研究を進めています。（農林水産部）

8 食育・地産地消の推進

地産地消は、保存や輸送にかかるエネルギーの節約につながることから、環境にやさしい取組みといえます。

[現状]（令和3年）

・県産品を意識して購入する人の割合 56.7%

<具体的取組み>

○食育を県民運動として推進し、県民の県産食材や身近な農林水産業に対する関心と理解の増進を図るとともに、県産品の利用を拡大する機運の醸成に努めています。（農林水産部）

[現状]（令和3年）

・学校給食における県産食材の活用率 24.9%

○野菜・果樹などの県産品の生産拡大を図るとともに、直売活動の充実や、契約販売など新たな流通チャンネルの開拓、新たな商品開発の支援などにより、生産・供給体制の強化を進めています。（農林水産部）

[現状]（令和3年）

・直売所・インショップの販売額 3,828 百万円

○県内の食のイベントや旬の食材などの情報を発信するとともに、生産者と消費者の交流を促進しています。（農林水産部）

第2節 身近な緑地等の保全・再生・創出

人間活動が集中する都市においても生物多様性が保たれた環境を保全するため、都市公園等における樹林地の保全、建築物の敷地の緑化やビオトープの整備等、生きものの生息・生育空間となる身近な緑地や水辺等を保全・再生・創出する必要があります。

1 都市公園等での取組み

< 具体的取組み >

○緑の少ない都市地域における生物多様性の重要な拠点として、適正な都市公園の整備と管理を進めています。（土木部）

[現状]（令和3年）

・都市公園の面積 1,639 ha

○公園を整備する際は、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進しています。（土木部）

【トピック 21】～都市地域における生物多様性の拠点として～

富山県富岩運河環水公園は富山都市 MIRAI 計画のシンボルゾーンとして水辺空間の豊かさを大切にして整備された親水文化公園で、富山市中心部の都市空間に、富山の自然と富岩運河の歴史を活かし、水辺空間を中心に憩いと親水の公園機能を演出しています。

運河に囲まれたあいの島には、まちなかの野鳥の楽園としてバードサンクチュアリが整備されています。



富山県富岩運河環水公園

○空港スポーツ緑地や県民公園新港の森など緩衝緑地の機能向上を図っています。（土木部、生活環境文化部）

2 下水道事業での取組み

<具体的取組み>

- 下水道処理施設の整備にあたっては、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺空間の創出や保全を図っています。（土木部）

[現状]（令和3年）

- ・汚水処理人口普及率* 97.6%

- 下水道*の整備による公共用水域の水質保全と併せ、下水道処理の高度処理化や合流式下水道の改善を推進しています。（土木部）

3 民間施設等での取組み

<具体的取組み>

- 工場立地法に定める緑地面積率等の遵守を徹底するとともに、生物多様性に配慮したビオトープの整備など、工場緑化を積極的に促進しています。（商工労働部）

[現状]（令和3年）

- ・工場緑地面積 603.3 ha

- 工業集合地について、周辺地域の生活環境と調和する効果的な隣接緑地等の整備を促進しています。（商工労働部）
- 市街地再開発事業において、緑地帯の確保や敷地内の植栽など、周辺環境との調和した緑化を進めています。（土木部）
- ビルの敷地や屋上、壁面の緑化により、野生生物の生息・生育環境の確保を促進しています。（商工労働部）

4 花と緑の保全と創出

<具体的取組み>

- 各家庭や自治会、学校等での緑化活動を活発にするため、(公財)花と緑の銀行等により、普及啓発や技術指導等を推進しています。（農林水産部）

[現状]（令和3年）

- ・花と緑のグループが育成する花壇数 2,856箇所

- 県民の自主的な緑化活動の支援のため、花と緑の指導者の適正配置や種苗の提供、地域花壇の造成等を支援しています。（農林水産部）

第3節 生物多様性に配慮した河川・海岸・港湾等の整備

インフラ整備等公共事業において、生物多様性に配慮した工法等により広域的な生態系ネットワークの形成を図ります。

1 河川の整備

<具体的取組み>

- 土砂災害対策の実施にあたっては、溪流環境の連続性の保全に配慮し、透過型砂防堰堤の整備などを、溪岸侵食の防止等に留意しつつ進めています。（土木部）

【トピック 22】～「透過型砂防堰堤」の紹介～

場 所：朝日町大平地内

溪流名：境川

形 式：透過型砂防堰堤

完 成：平成9年度

「透過型砂防堰堤」は、普段は流れてくる土砂は貯めずに下流に流し、土石流が発生した時に土砂や流木を捕捉する働きを持っています。

副次的な効果として、溪流の連続性が確保され、生態系にも優しい堰堤となっています。



- 優れた自然環境等をもつ地域などの溪流における砂防事業実施にあたっては、周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境の保全、再生に配慮しています。（土木部）
- 河川が本来有している生物との良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境を保全あるいは創出するための多自然川づくりを推進しています。（土木部）
- 緑化工法の実施にあたっては、在来種を採用するなどの工夫により、従来の動植物の生息・生育環境の形成に取り組んでいます。（土木部）
- 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定にあたっては、河川の有する自然環境の多様性、連続性や地域の特性に配慮しています。（土木部）
- 魚類などの水生生物の遡上など、水生生物の生息環境の連続性を確保するため、魚道の設置などをできるだけ採用しています。（土木部）
- 河川整備における自然石張りや環境保全ブロックの採用など、従前の自然環境に近づけるための対策を実施しています。（土木部）
- 流れが急な河川等で魚が安らぐ場所（淵*）の確保、生育環境としての湿地帯の保全に努めています。（土木部）

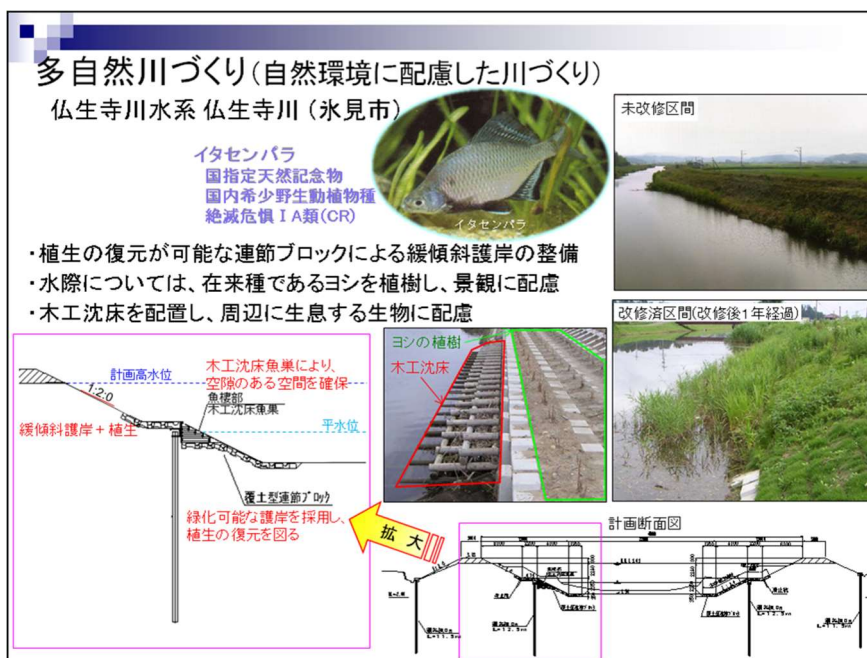
【トピック 23】～多自然川づくり（自然環境に配慮した川づくり）仏生寺川水系仏生寺川（氷見市）～

仏生寺川流域では、平成 10 年や、平成 14 年に浸水被害が発生しており、治水安全度の向上が望まれる一方、国指定天然記念物に指定されているイタセンパラが生息するなど、自然環境への配慮も強く望まれており、学識経験者とも協議を行いながら河川改修を行っています。

イタセンパラは、流れの無い場所を好む非常に神経質な魚であることから、

- ①水際に木工沈床魚巣を施工し、魚がすみやすい空隙のある空間をつくとともに、魚の隠れ場の役割を担う在来種のヨシを植栽し、植生の早期復元を図る。
- ②緑化可能な護岸を採用し、現地発生土（表面の草株の残った部分を集めて）を護岸に詰め、植生の復元を促す。
- ③兩岸を一度に施工せず、毎年、片岸ずつ交互に施工することで、工事の影響を最小限に留める。

など、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物、植物の生息・生育環境や美しい自然景観づくりに配慮しています。



○地域の住民や団体が行う様々な河川愛護ボランティア活動を積極的に支援するなど、県民と協働で地域の特性を活かした川づくりを推進しています。（土木部）

[現状]（令和 3 年）
 ・河川・海岸愛護ボランティア団体登録数 115 団体

○県土美化推進運動や河川愛護団体による空き缶拾いや清掃、パトロール等により、河川環境の美化・保全を推進しています。（土木部、生活環境文化部）

○「水の王国とやま」の魅力を県内外に発信するため、官民協働による地域の特性を活かした先駆的な水辺のまちづくりを進めています。（地方創生局）

2 海岸の整備

< 具体的取組み >

- 海岸は、多様な生き物の生息・生育や産卵の場となっていることから、工法の選定にあたっては、その生息・生育の場となりうる離岸堤や人工リーフ*（潜堤）を採用する等、藻場を含むその生息・生育環境の保全を図っています。（土木部）
- 周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望を確保しています。（土木部）
- 地域の歴史ある行事やお祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識を向上させます。（土木部）
- 自然環境の保全、多様な海岸利用に配慮し、後世に継承すべき共有の財産となるよう価値を高めていく海岸づくりを推進しています。（土木部）
- 海岸管理者、沿岸市町、地域住民及び民間団体等の連携による海岸漂着物の円滑な処理を推進するとともに、上流域を含む県内全域での清掃活動の展開など漂着物の発生抑制対策を推進しています。（土木部、生活環境文化部）
- 海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、養浜*等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を進めています。（土木部）

【トピック 24】～海岸侵食によって失われた砂浜を、養浜等によって復元を図った事例～

海岸名 伏木富山港海岸

地区名 富山市打出 地内

富山県の海岸は、富山湾特有の寄り回り波や冬期風浪の影響により全国有数の侵食海岸となっており、当該地区も海岸侵食が著しく、離岸堤や堤防などの整備を行ってきました。

さらに環境の向上や親水機能*を確保するため浚渫土砂を利用した養浜を平成 24 年度に実施しました。



養浜前 (H24.5.8 撮影)



養浜後 (H25.1.10 撮影)

- 治山事業により海岸林の機能を確保しています。（農林水産部）

[現状] (令和3年)

・海岸防災林整備延長 6,677 m

3 港湾の整備

<具体的取組み>

- 生物共生に配慮した港湾構造物の導入を検討しています。(土木部)
- 多様な生物の生息・生育空間となる港湾緑地の整備・保全に努めています。(土木部)

[現状] (令和3年)

・港湾緑地面積 67.9 ha

4 漁港漁場の整備

<具体的取組み>

- 漁港漁場の整備にあたっては、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、自然素材の活用や、モニタリングによる影響の把握に努めています。(農林水産部)
- 漁港及びその周辺地域を訪れる都市住民との交流を支援するため、親しみやすく利用しやすい緑地や広場等を整備しています。(農林水産部)

[現状] (令和3年)

・漁港緑地面積 9.6 ha

- 水とのふれあいを目的とした階段式親水性護岸への改良を推進しています。(農林水産部)

5 道路の整備

<具体的取組み>

- 自然環境に関する調査に取り組むとともに、生物多様性に配慮した路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式を採用に努めています。(土木部)
- 動物の侵入防止柵や動物注意の標識を設置するなど、車と動物の衝突防止に努めています。(土木部)
- 道路整備にあたっては、植栽の樹種を在来種のものを採用するなどの工夫により、従来の動植物の生息・生育環境の形成に努めています。(土木部)
- 生物多様性を保全するため、のり面の緑化等に努めています。(土木部)

[現状] (令和3年)

・県管理道路の緑化延長 241 km

- 道路緑地を適切に維持管理するとともに、剪定や草刈り等により発生した枝葉の有効利用に努めています。(土木部)
- 事業により発生した盛土のり面については、既存ストックも含めて、地域の生態系ネットワーク形成に見合った樹種の活用などにより再緑化に努めています。(土木部)
- 企業や自治会などのグループが道路の緑化や清掃活動を行う道路愛護ボランティア制度を推進しています。(土木部)

[現状] (令和4年3月)

・道路愛護ボランティア登録団体数 90 団体

【トピック 25】～道路愛護ボランティア活動の紹介～

私たちが暮らす「まち」をきれいにするために、多くの皆さんが「道路愛護ボランティア」として、県の管理する道路の歩道や植樹柵などの清掃・草むしりや花植えなどの緑化活動に取り組んでいます。



道路愛護ボランティアの皆さん

第4節 開発行為等における影響評価

生物多様性は、地域の様々な生態系の微妙なバランスの上で成り立っています。そのため、生物多様性の保全を図るためには、規模が大きく環境影響の程度が著しい事業の策定・実施の前に、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことが重要となります。

1 環境影響評価*

富山県では、大規模な開発行為による環境への負荷の低減を図ることを目的として平成11年12月から「富山県環境影響評価条例」を施行しており、ごみ焼却施設や火力発電所の設置など対象事業に係る環境影響評価を実施しています。

<具体的取組み>

○大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、「富山県環境影響評価条例」等に基づき、計画段階からの環境への負荷の低減、生物多様性の保全を推進しています。

(生活環境文化部)

○高度化、複雑化する環境影響評価に適切に対応できるよう、その予測技術の向上に役立つ、最新の地域環境に関する情報の収集・整備、基礎的な各種環境調査の実施等を推進しています。(生活環境文化部)

○地域脱炭素化促進事業による再生可能エネルギーの導入については、生物多様性や自然環境の保全に配慮しながら促進を図ります。(生活環境文化部)

2 環境影響の軽減に関するその他の取組み

<具体的取組み>

○野生動植物の生息・生育地や生態系ネットワークの維持・形成などに配慮した公共事業を推進しています。(土木部、農林水産部、生活環境文化部)

[現状] (令和3年)

- ・公共施設の緑地面積割合 20%以上

- 公共事業等各種開発行為における希少野生生物保全に関する専門的指導を支援しています。(生活環境文化部)
- 富山県大規模行為の景観づくり基準や富山県公共事業の景観づくり指針に適合するよう指導を徹底しています。(土木部)
- 宅地の造成など一定規模以上の開発行為に対し、生物多様性の観点から「富山県土地対策要綱」の適切な運用に努めています。(生活環境文化部)
- 岩石採取や林地開発行為に伴う災害を防止し、跡地の緑化など周辺の自然環境と調和のとれた事業の指導を徹底しています。(商工労働部、農林水産部)

3 各種計画への位置づけ

<具体的取組み>

- 「富山県土地利用基本計画」をはじめ、土木及び農林水産業に関する各種計画に生物多様性の保全とその意義を位置づけ、計画的に施策を実行しています。(生活環境文化部、土木部、農林水産部)

第5節 水循環の確保

健全な水循環の確保は、川などの水量を確保するだけでなく、水質の浄化や水生生物の生息など、多様な生態系の維持に重要な機能を有しています。

<具体的取組み>

- 「水源地域保全条例」に基づき、豊かで清らかな水資源を維持保全するため、森林をはじめとする水源地域について、適正な土地利用を図っています。(生活環境文化部)
- 「富山県地下水指針」に基づき、揚水設備への立入検査、地下水位の監視等を行うとともに、冬期間の地下水位低下時には、注意報等を発令し、地下水利用者への節水を呼びかける取組みを進めています。
また、水田等を活用した地下水涵養など地域が主体となった取組みを推進するほか、「地下水の守り人」による地域に根ざした地下水保全活動の促進に取り組んでいます。(生活環境文化部)

[現状] (令和3年度)

- ・地下水揚水量の適正確保率 100%

- 雨水の貯留浸透による地下水涵養や下水処理による公共用水域の水質保全など、健全な水循環系の構築に取り組んでいます。(土木部)
- 森林の適正な整備と多様な森づくりにより、健全で公益的機能の高い森づくりを推進しています。(農林水産部)
- 雨水(天水)利用や雨水浸透の普及、促進など、水との付き合い方や生活様式を節水型に変える意識の啓発を図っています。(生活環境文化部)

○「富山県水質環境計画」に基づき、SDGs の達成や「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」を目指し、水質環境の調査、工場・事業場等の排水対策、水環境保全活動の推進に取り組んでいます。（生活環境文化部）

[現状] (令和3年度)

・水質環境基準の達成率 河川：100% 海域：100%

○水質の汚濁が著しい河川において、浚渫、浄化用水の導入により水質の浄化を進めています。（土木部）

第6節 観光産業での取組み

富山県の観光業は、地域経済の発展に寄与する重要な産業であると同時に、立山黒部アルペンルートをはじめ、黒部峡谷や富山湾など県内の豊かな自然に関連した数多くの観光資源の利用者として持続可能な利用が求められています。

[現状] (令和3年)

・宿泊者数（延べ数） 2,394 千人
・観光客入込数（延べ数） 23,468 千人

<具体的取組み>

○豊かな自然に関連した観光資源の維持と観光ルートの整備、観光情報の効果的な提供等に努め、生物多様性の魅力を活かした観光の振興を図っています。（地方創生局、生活環境文化部）

○グリーン・ツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行っています。（地方創生局、農林水産部、生活環境文化部）

○地域の観光資源について、希少種の採取や踏み荒らしなどによる生物多様性の劣化を防ぐため、利用者の意識向上に努めています。（生活環境文化部、地方創生局）

第7節 地域文化の継承

地域固有の生物多様性は、さまざまな食文化や芸能、文学などを育てており、地域社会の持続的な発展に寄与してきたことを十分理解する必要があります。

<具体的取組み>

○生物多様性にも深く関わっている富山県の特色のある歴史、伝統文化、伝統工芸、生活文化などについて、県民の理解を深め、再認識に努めるとともに、広く発信を進めています。（生活環境文化部、教育委員会、商工労働部）

[現状] (令和3年)

・子どもの地域活動体験率 小学生 73.7% 中学生 56.9%

○地域で子どもたちが伝統文化を継承し発展が図られるよう、小さいときから地域に伝わる年中行事や伝承文化活動に参加したり、体験する取組みを促進しています。（厚生部）

○立山の雄大な自然や古来から育まれた立山信仰の精神世界など、多面的な立山の姿について広く県民の理解を深めるとともに、県内外に紹介しています。（生活環境文化部）

[現状]（令和3年度）

・立山博物館の観覧者数 57,010人

○地域の文化資源を対象として保存伝承、解説案内等に取り組むボランティア活動を支援しています。（教育委員会）

[現状]（令和3年）

・地域文化に関するボランティア活動者数 13,959人

○高志の国文学館において、本県の風土から生まれた「ふるさと文学」の振興のため、越中万葉から近・現代までの文学の魅力を幅広く紹介するとともに、県民の財産となる貴重な文学資料の収集、保管に努めています。（生活環境文化部）

【トピック 26】～高志の国文学館～

万葉歌人・大伴家持から現代に至るまでの作家や富山県を舞台にした文学作品のほか、藤子不二雄[㊤]や藤子・F・不二雄などの漫画や富山県ゆかりの映画、アニメなど純文学にとどまらず幅広く紹介しています。

また、各分野の専門家による「文学講座」、「高校生のための令和万葉教室」、「親子読み聞かせ」など様々な企画を通して、子どもからご高齢の方々まで、幅広い世代の皆さんに「ふるさと文学」の魅力を伝えています。令和3年には入館者数は100万人を超え、令和4年には平成24年の開館から10年の節目を迎えました。



第3部 行動計画

第1章 県民が取り組む行動

第1部から第2部では、「生物多様性とは何か?」といったことから、県で実施している施策について紹介してきました。では私たち一人ひとりが何をすれば生物多様性を守る取組みにつながるのでしょうか。

- ・生物多様性が大切なのは分かるけど、なんだか難しそう……
- ・何をすればよいのか分からない……
- ・動物や植物は詳しくない……
- ・国や県が何かやってくれるから……

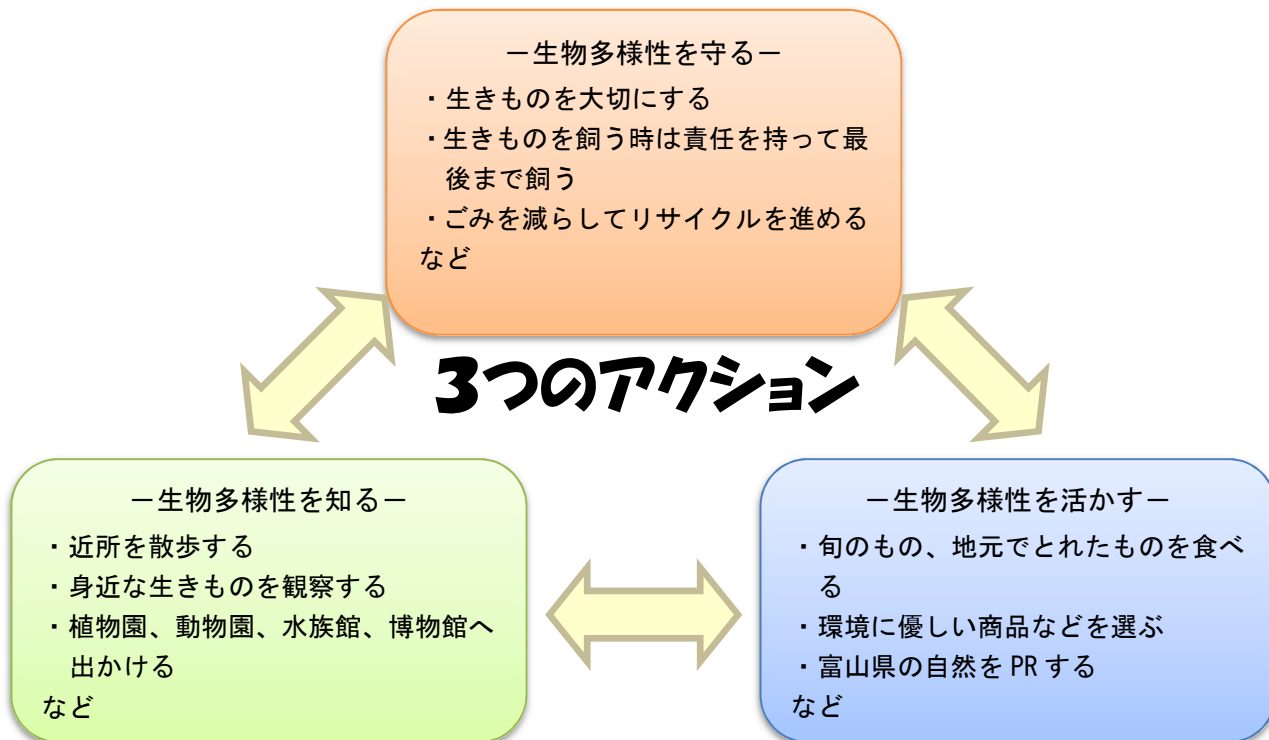
などと思われている方は多いのではないのでしょうか。

第3部第1章では、日常生活の中で県民の皆さんが生物多様性を守るために何ができるかを具体的に示しています。

富山県の生物多様性のために、まずは第一歩を踏み出してみましょ。

第1節 生物多様性県民行動リスト

富山県では、私たち県民一人ひとりが生物多様性に関心を持ち、できることから少しでも行動できるよう、日頃から簡単にできる「3つのアクション」を提案します。ここに挙げたものは一例です。皆さんが思いついたできることから始めてみましょう。



アクション 生物多様性を知る

【自然を感じる】

- 本県は海底 1,000mの海から 3,000m級の山岳地帯まで変化に富む地形を有し、朝日に輝く立山連峰の山並みや夕日に染まる富山湾など、日常の暮らしの中で多様な自然環境を享受することができます。また、四季折々にうつろう自然の変化を日々、五感で受けとめ能動的に感じることで、ふるさとの自然を慈しむ心を醸成します。
- 近所を散歩してみましょ。街路樹にとまった小鳥が鳴いていたり、道端に可愛い草花が咲いていたり、小さな生きものたちの姿に気づくことができます。

【身近な生きものを観察する】

- 自分の周囲にいる生きものをよく観察してみましょ。いつも見かける生きものの名前を知るとさらに親近感がわき、生態など今まで気づかなかった発見は自然への興味をより深めることにつながります。
- 身の回りで見ることができる生きものたちの情報は、生物多様性を保全するための基本的な情報として、実はとても重要なものです。
環境省が提供しているウェブサイトの生物情報収集・提供システム「いきものログ」を活用して、生きものの情報を検索したり、登録してみましょ。

【トピック 27】～「とやま森・川・海的环境観察会」の紹介～

県では、若い世代に本県の豊かで清らかな水環境に理解を深めていただき、その保全活動への参加を促すため、「とやま森・川・海的环境観察会」を開催しています。

観察会では、水を育む森の保全体験学習、川や海の生き物の採集・観察を通じて、楽しみながら本県の水環境について学んでいただいています。



森と地下水の環境観察会



川的环境観察会



海的环境観察会

【身のまわりの生物多様性の恵みを探す】

- 日常生活の中にある食べものや衣類、道具、医薬品などと生物とのつながりを探し出し、生物がもたらす恵みの大切さを考えましょ。

【植物園、動物園、水族館、博物館へ出かける】

- 県内の各施設に出かけることで、たくさんの生きものを間近に見てふれることができます。また、疑問に思ったことは専門の職員に教えてもらうことができるので、楽しく知識を深めることができます。

○各施設で実施している生物多様性保全に関する行事にも積極的に参加しましょう。

【自然の大切さについて家族や学校で話し合う】

○家族や友達、学校と自然環境の大切さについて話し合い、生物多様性に関する認識を高めましょう。

【自然の中で遊ぶ】

○キャンプや昆虫採集、川遊び、魚釣りや山菜採りなどを自然の恵みに感謝しながら、雄大な自然の中で五感を使って楽しむことで、自然とのつきあい方を知ることができます。また、資源を獲り過ぎない、収穫したものは無駄なく食べきるなどのマナーを仲間に広めていくことは、これらのレジャーを持続的に楽しむために重要なことです。

【自然観察会や森林浴に出かける】

○各地で行われている自然観察会やバードウォッチング、森林セラピーの役割を担う森林浴に出かけてみましょう。地元の自然の特色や季節の変化を実感することで自然のしくみを理解し、自然の大切さを学ぶとともに、体をリラックスさせ、心の安らぎと快適感を得ることができます。

【トピック 28】 ～環水公園でバードウォッチング～

富山駅北側に位置する富岩運河環水公園内のあいの島を中心としたバードサンクチュアリは、野鳥観察を楽しむ方々に親しまれています。

平成 16 年度から年 1 回、運河のまちを愛する会が主催となり、バードウォッチングを開催しています。令和 3 年度は令和 4 年 2 月 5 日に開催し、約 30 名の方が参加しました。環水公園の野鳥観察舎等で野鳥を観察した後、とやま自遊館にて富山市ファミリーパークの方から水鳥観察についての解説をしていただきました。

このほか（公財）日本鳥類保護連盟富山県支部による毎月の早朝バードウォッチングや（特非）富山県自然保護協会による水鳥観察会が開催されています。



野鳥観察舎



運河のまちを愛する会
バードウォッチング



(NPO 法人) 富山県自然保護協会
水鳥観察会

アクション 生物多様性を守る

【生きものを大切にする】

○ベランダや庭に来る鳥、道端の昆虫、花壇の草花など、いろいろな生きものの‘いのち’を大切にしましょう。

【自宅で植物を育てる】

○庭やベランダで植物を育てることによって、野生の小鳥や昆虫などの生きものが移動する際の休憩所になったり、悪天候になった時の避難場所になったりします。植物を植える際は、国で指定されているオオキンケイギクなどの特定外来生物を選ばないように注意しましょう。指定種は環境省のホームページに掲載されています。

【ペットは最後まで飼う】

○ペットにも‘いのち’があります。また、ペットを野外に捨てると、ペットがその場所の生きものを食べ尽くしたり、追い出したりします。どのようなペットでも最後まで責任を持って大切に飼いましょう。

【ごみを減らしてリサイクルを進める】

○ごみの排出抑制を進めるとともに、資源をリサイクルして有効に活用することは、無駄な開発を減らし、地球温暖化の防止にもつながります。平成25年10月に県民のエコライフの定着・拡大を推進するため、レジ袋無料配布廃止の取組みをステップアップし、県民と一緒に環境配慮行動に取り組む小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」を創設しました。

こうした活動に参加することが、健全な生態系の保全や、地球温暖化の抑制の一助になります。

【自然保護活動や農林漁業体験活動に参加する】

○例えばホタルの保護、ビオトープやバードピアづくり、農林漁業の体験学習、海岸清掃など、誰でも楽しく参加できるイベントがたくさんあります。地域のニーズに応じた様々な活動に参加して、生物多様性の保全に取り組みましょう。

アクション 生物多様性を活かす

【旬の物、地元の物を食べる】

○現在の日本には、多くのエネルギーを使って、世界中から季節に関わらず食べものが集まってきました。地元で取れた野菜や果物などを旬の季節に味わうことは、その地域ならではの気候風土に育まれた食材の自然なおいしさを知るとともに、地域の自然環境や生態系への関心を高め、健全な生命連鎖を維持することや省エネによる地球温暖化の抑制につながります。

【トピック 29】～10月・11月は、「とやま地産地消推進月間」～

県では、「県民ぐるみで県産品を大きく育てる地産地消運動」を展開し、県産品の生産・供給体制の強化、生産者と消費者との交流推進、県産品の活用や購買気運の醸成のため、さまざまな活動を行っています。

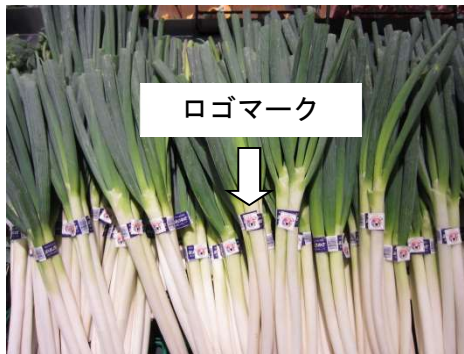
10月から11月は、1年の中でも旬の県産食材が多く出揃う時期です。この2ヶ月を「とやま地産地消推進月間」に設定するとともに、県産品に貼り付けてあるシールなどを集めて応募していただくと抽選で「とやまの特産品」が当たる「県産品購入ポイント制度」を実施するなどにより、県民の県産品の購入による地産地消への参加を促進しています。



県民ぐるみで県産品を大きく育てる地産地消運動の一例



県民ぐるみで県産品を大きく育てる地産地消運動ロゴマーク



【環境に優しい商品やサービスを選ぶ】

- 環境に優しい商品やサービスを選びましょう。サービスの例としては、環境に配慮した取組みを実施している宿泊施設や環境負荷の小さい輸送方法を提供することなどがあります。消費者が意思表示をし、生物多様性の保全やその持続可能な利用に取り組む事業者や生産者を応援することで、生物多様性の保全に大きく貢献することができます。
- 環境に配慮した商品には、それぞれ認証ラベルがついていますので、包装を確認しましょう。

【富山県の自然をPRする】

- 富山県の豊かな生物多様性や雄大な自然を県内外に広くPRすることは、生物多様性への興味や理解を深めることになり、自然保護活動などの行動につながります。

○生きものとのふれあいや風景などについて、あなたが感じたことや、体験したことを写真や絵、文章などで記録してみましょう。自然の素晴らしさを改めて感じることもできるでしょう。また、周りの人達にその感動を伝えてあげてください。

【地域で行われている祭りや行事に参加する】

○昔から行われている祭りや行事は、地域の自然と密接に関係している場合があります。これらの祭りや行事を次の世代に引き継いでいくことで、地域の自然を活かした昔からの知恵や文化を将来に伝えることができます。

【県産材を使う】

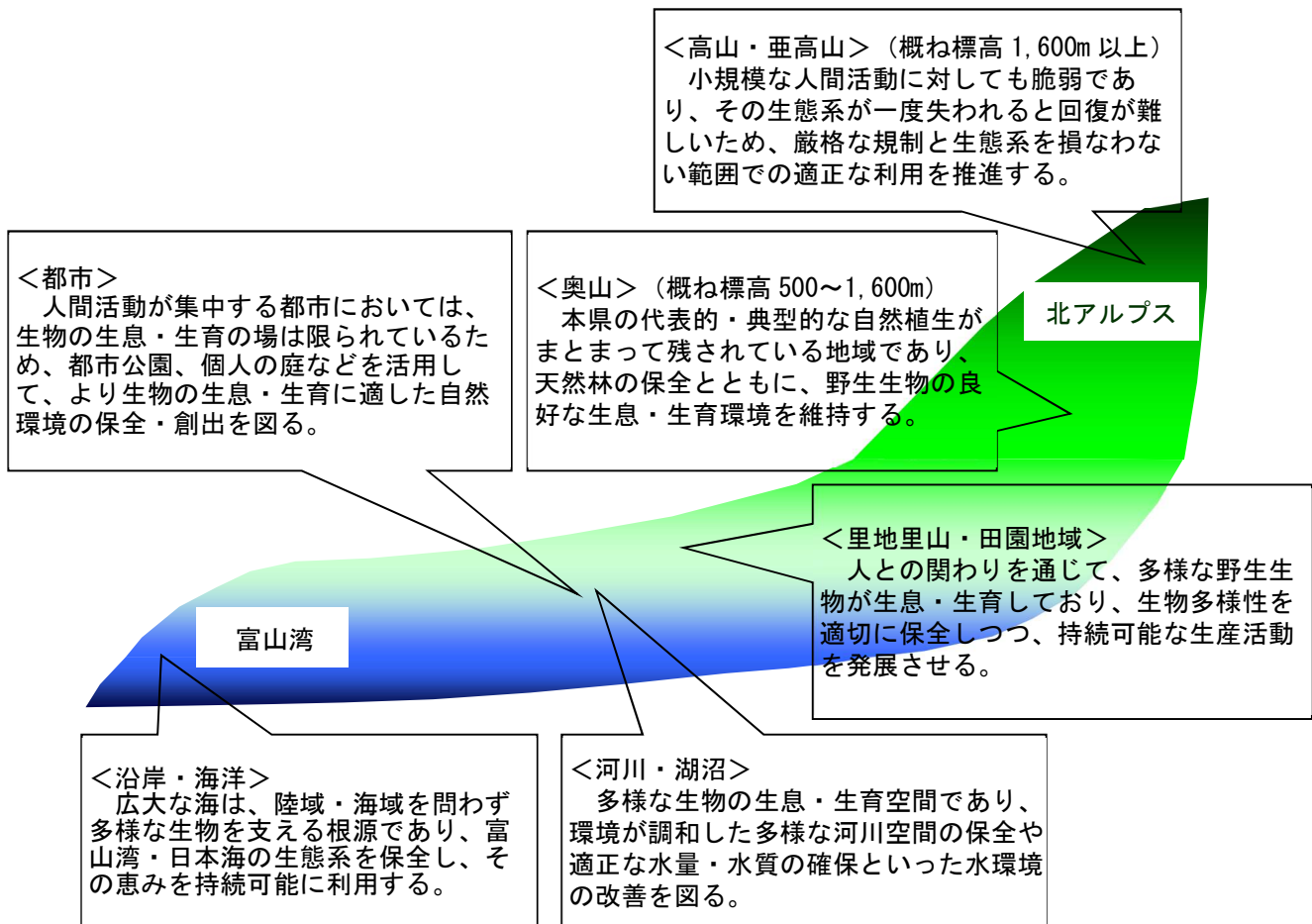
○暮らしの中で地元の木（＝県産材）を「上手に使う」ことによって、「植える」、「育てる」、「収穫する」という健全な森林のサイクルが始まります。健全な森林は生物多様性の保全につながるだけでなく、地球温暖化の抑制や水源のかん養、土砂災害の防止など様々な効果を発揮します。

第2節 地域別の取組み内容

第1節では、私たちが毎日の生活の中でできることを提案しました。では、もう少し広い範囲で何かできることはないでしょうか。

この節では、第2部で紹介した県の施策を踏まえて私たちが「どこで、どんな活動ができるか」を整理しました。

なお、県の各機関に関係する問い合わせ先については、巻末の参考資料をご覧ください。



地域別の取組み概要

1 高山・亜高山

高山・亜高山地域においては、自然優先の管理を基本とし、登山などの人間活動が生態系に対して不可逆的な変化をもたらさないようにすることが重要となってきます。

そのためには、入山者は自然への影響がより小さくなるように配慮するとともに、マナーを守り、ルールに従って楽しむことが必要です。併せて、不用意な踏みつけによって痛んだ植生の修復や侵入してきた外来種の駆除など、人が補助的に手を加えて自然を再生する取組みも必要になってきます。

また、自然観察会やビジターセンターなどにおいて、この地域の生物多様性の特徴や保全の大切さを学ぶことも大切です。



<具体的取組み>

登山者・観光客

- 事前に立山黒部アルペンルートの公式サイトに掲載されている、入山に当たってのマナーやルールを確認する。
また、立山センターやビジターセンターに立ち寄って当該地域の自然環境の特徴や現状を前もって理解する。
- 隔離された環境の高山・亜高山帯では、麓で生息・生育する動植物が外来種となるため、種などを持ち込まないように登山前に服や靴に付着している泥や付着物を落とす。
富山県側からの立山アルペンルートにおいては、立山駅及び美女平駅に設置された外来植物種子除去マットや室堂ターミナルに設置された足洗場を使用する。
- ごみは高山の生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、必ず持ち帰る。
- 山の中では、登山道や木道を歩き、道の脇の草原やお花畑には入らない。
- ペットは高山の動植物やペット自身にも思いがけない影響を与える可能性があるため、高山へ持ち込まない。
- 山岳地でのトイレは、山小屋や公衆トイレで用を済ませるとともに、いざという時のために携帯トイレを携行する。
- ライチョウを保護するために、ライチョウ保護区域への立ち入りや、規制区域内でのスキー、スノーボードの滑走は行わない。
- 地域の植生や外来植物についての理解を深める。

事業者

- 入山者が各駅に設置された外来植物種子除去マットを積極的に利用できるよう、県と協力して効果的な設置に努める。
- 外来種の侵入防止対策として、桂台ルートにおける車両のタイヤ洗浄を今後も実施する。

県民

- 弥陀ヶ原～室堂地内を中心に外来植物除去活動指導員の指導のもとで実施されている、県民参加が可能な立山外来植物除去ボランティア活動に積極的に参加する。

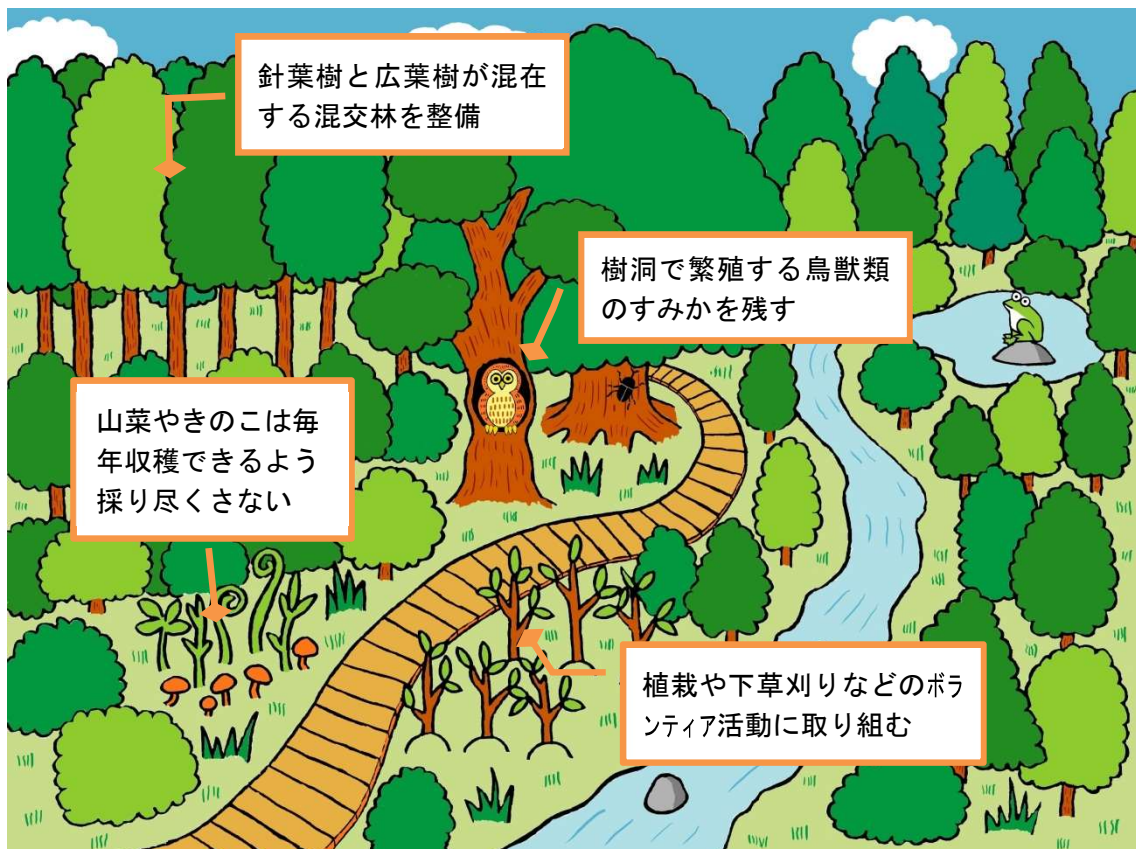
市民団体等

- 自然観察会やビジターセンターの展示などで高山の生物多様性の大切さを伝える。

2 奥山

奥山においては、自然優先の管理がなされるとともにその土地の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林が、バランス良く配置されることが重要です。

林業関係者を中心として、原始的な天然林の保護、人工林における間伐の実施、長伐期化*、広葉樹の導入など、空間的にも時間的にも多様な森林の整備・保全を進めることが必要です。さらに、奥山の有する多面的機能を持続的に発揮させていくため、整備活動を行う県民や市民団体は、植栽や下草刈りなどの森づくりや自然観察会・学習会に積極的に参加することが重要です。



<具体的取組み>

全体

- 天然林の保全を行う。
- 野生生物の生息・生育環境を保全する。

林業関係者

- 「富山県森林・林業振興計画」に定める混交林や保全林などの多様な森づくりに取り組む。
- 間伐や枝打ちを適正に実施することにより、下草や低木が生え、クマタカやフクロウ、ヤマドリなど大・中型の野鳥が林内を飛び交えるようにする。
- 樹洞を営巣場所とする野生鳥獣類のため、大径木の広葉樹を残し、守り育てるように努める。

- 風雪被害林や過密人工林は、早急に植栽や間伐を実施するなど適正な管理に努める。管理出来ない場合は、植林地内にギャップを設けてスギと広葉樹の混交林に誘導する。
- 伐採する場合は、伐採に伴う裸地化の影響を軽減させるため、皆伐面積を縮小もしくは分散させる。また、伐採後は植栽などにより、森林の状態に戻す。
- 植栽等の際は、遺伝子汚染の危険性に配慮し、地元産の樹種や土質・気候に順応する植物を選ぶ。

県民

- 花とみどりの少年団やフォレストリーダーによる森の寺子屋などに参加して、森林の働きを理解する。
- 山菜やきのこなどは毎年収穫できるよう採り尽くさない。

市民団体等

- 植栽や下草刈りなどの森林整備活動を実施する。

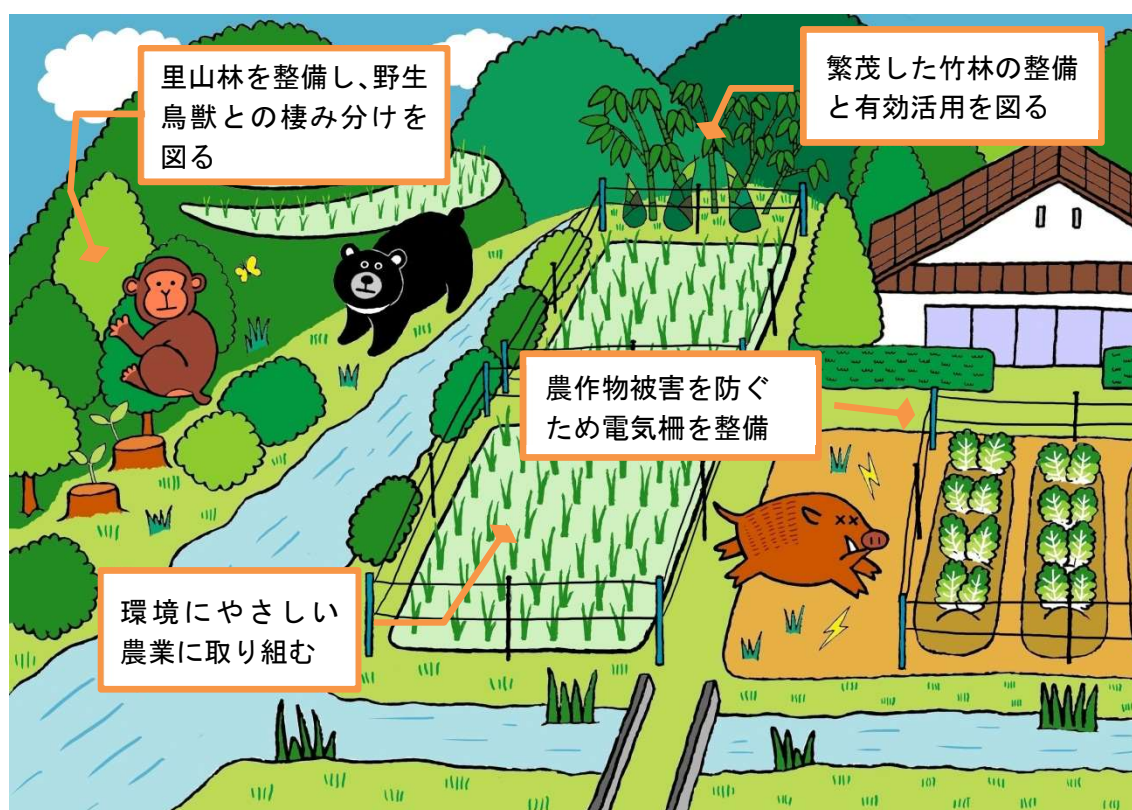
市町村

- 県と連携しながら奥山の適正な管理を行い、水源涵養機能をはじめとする森林の持つ公益的機能と豊かな生態系の維持・向上を図る。
- 自然公園や自然環境保全地域において、国や県の管理者と連携し適正な保護管理を図る。

3 里地里山・田園地域

里地里山・田園地域においては、今後も農林業などの人為活動により形成された自然環境の保全・回復を通じて生物多様性を維持することが重要です。特に耕作放棄地や放置林では人の手が入ることで、これらの場所を採餌場として利用する野鳥やカエルなどが再び集まり、自然と人の営みが共存する生態系が再生します。

このため、農林業関係者と県民や市民団体が協力して生物多様性の保全をより重視した農林業生産や里地里山等の整備・保全を推進することが必要です。併せて、自然資源の利活用を通じた豊かな生物多様性との関わりの中で、地域の自然と共存してきた伝統的な知識、技術、文化を子どもたちへと引き継ぐ事も大切です。



<具体的取組み>

農林業関係者

- コナラやクヌギなどは萌芽更新*により、里山の若返りを図り、林齢の異なる多様な環境構造をつくる。
- 手入れされず密生した竹林内は、光が入らず他の植物が生育できなくなり、鳥獣類も減少して生物多様性が劣化するため、繁茂した竹林を駆逐し、広葉樹林への再生を目指す。
- タケノコの生産を目的とする竹林では、毎年、密度を調整するとともに、竹炭や竹チップ堆肥などの新たな利活用に取り組む。
- クマやイノシシなどの野生鳥獣との棲み分けを図るため、手入れのされていない里山林を明るく見通しの良い森林に整備したり、農地周辺の藪を刈払いする。また、農作物被害を防ぐため電気柵を整備する。
- 富山県適正農業規範（とやま GAP 規範）に基づく農業の実践とともに、家畜排せつ物の

リサイクルなどにより化学肥料の使用を低減する。また、化学農薬の使用頻度を減らすとともに、農薬の飛散を防止するなど環境にやさしい農業に取り組み、新鮮で安全な農産物の安定生産に努める。

- 農業の多面的機能の維持・発揮のための各種支援制度を活用し、生き物調査などによる啓発活動や、水田魚道の設置など農村環境保全活動を幅広く実施する。
- 水路の一部を広げたり、水草が生えるようにして、水生生物の生息場所の確保を実施する。また、冬期にも用水路の管理維持水を利用できる場合は、川からの連続性を維持する。
- 帰化アサガオ類等の帰化雑草のまん延を防止する。
- 各種支援制度を活用して、集落ぐるみでの取組みによる荒廃農地の発生防止や地域の状況に応じた再生利用を推進する。

県民

- 県や市民団体が主催する植栽や下草刈りなどの森づくりボランティア活動に参加する。
- 地域の農林水産業や食文化についての理解を深め、とやま GAP 規範に基づく農業生産活動の実践により県内で生産された農産物の消費の増進に努める。
- 各種団体が企画した農林業体験や生きもの調査、環境学習などのイベントに参加することを通じて、里山の生い立ちや生態系から生きものとの共生を図ることについて学ぶ。
- 児童は「子ども農山漁村プロジェクト」により、農山漁村での宿泊体験学習に参加する。
- 農地や集落へのツキノワグマの出没を抑制するため、地域住民が主体となって林縁部の森林整備や河川の草刈などに取り組む。
- （一社）富山県猟友会が開催する狩猟ガイドに参加して、地域の自然環境保全に資する狩猟について学ぶ。
- 地域のお祭りや伝統芸能保存団体の活動に参加することで、多様な伝統文化を保存し、次の世代に継承する。

市民団体等

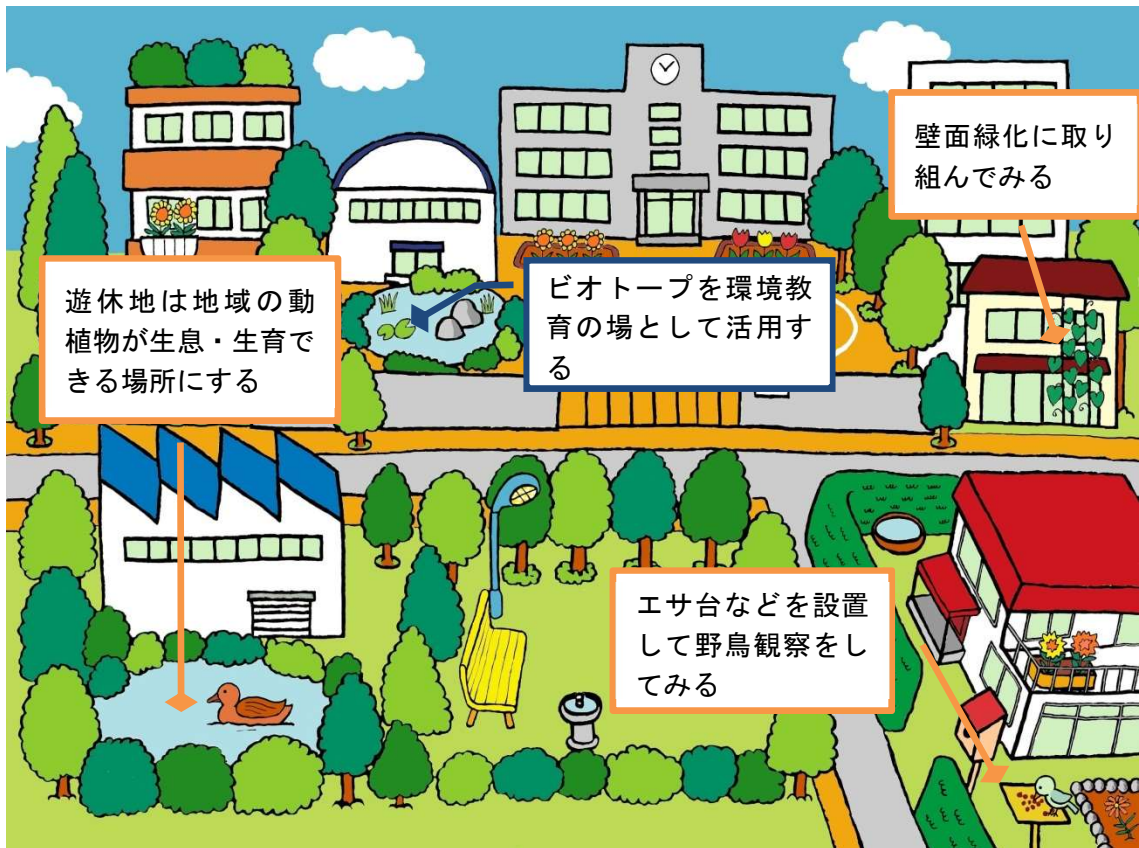
- 県民と連携し、屋敷林や棚田等農村景観を形成している農地やその周辺の緑を保全する。
- 農林業体験や環境学習、伝統文化体験等のイベントを実施し、参加者への普及啓発を図る。
- 広く県民を対象とした自然観察会や森づくりボランティア活動を実施する。

市町村

- 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画に従って、イノシシやニホンザルなどの野生鳥獣による被害防止対策を進める。さらにツキノワグマについては、人身被害を防止するため、地域住民への周知と警報の発令や柿の実などの誘引物除去、捕獲隊や警察・消防と連携したパトロール体制及び捕獲体制の構築などを実施する。また、ニホンジカについては、目撃情報や食害状況の収集に努める。
- 耕作放棄地や放置林等の再生に取り組み、耕作放棄地については、新たな特産品等の耕作地として活用等を図る。

4 都市

都市においては、市町村を中心として、質、規模、連続性等を考慮した上で緑地を整備・保全する必要があります。また、県民、市民団体、学校、事業者等の多様な主体の参画のもと地域在来の緑化植物の活用・普及による緑化やビオトープづくりなどの取組みが重要となります。



<具体的取組み>

県民・学校

- 学校では子ども達が主体的に考え、相談しながらビオトープづくりに取り組む。また、定着した動植物の観察や経年変化を記録するなど、環境教育の柱として活用する。
- ベランダや屋上などは、プランターなどを複数置いて、小さなビオトープを造る。
- 殺虫剤などの使用はできるだけ抑え、天敵や他の生物への影響を減らす。
- 花壇には、花の蜜が多い種類を植え、春から秋まで時期を違って花が咲いているようにするなど、チョウなどの昆虫が飛び交う花壇にする。
- 植栽する樹種については、鳥が好む実のなる木や、チョウの幼虫の食樹・食草、カブトムシやクワガタなどが好む樹液を出す木などを混植して、さまざまな生きものを集める。また、落葉樹だけでなく、冬に鳥の隠れ場所となる常緑樹*も混ぜる。
- 鳥の巣箱やエサ台、水浴び場などを設置して野鳥を観察する。ただし、恒常的なエサやりは「餌付け、飼育」になり、天敵対策及び特定の種類の野鳥が増加することによる生態

系への混乱を避けるため行わないよう努める。

○ペットは最後まで責任を持って飼育する。

市民団体等

○道路愛護ボランティア活動などにより、道路の歩道や植樹柵などの清掃、草むしりや花植えなどの緑化活動に取り組む。

○公園などの緑地や水辺を利用した自然観察会やバードウォッチングを主催し、都市に生きる生きもの達について普及啓発を行う。

○ビオトープの設置を希望する公共施設や事業所に協力し、その場所に応じた環境づくりを支援する。

○ペットの飼育について普及啓発を行う。

事業者

○屋上や屋根、壁面などを緑化したり、駐車場に比較的大きな木を植えるなど、植物に覆われる面積を増やす。

○できるだけコンクリートやアスファルトの面積を減らし、芝や植え込みなど、緑の面積を増やす。

○遊休地にトンボやチョウ、野鳥など地域の生きものが集まるビオトープを造る。

○工場や住宅地の調整池は、自然の池や沼をモデルとして、地域の動植物が生息・生育できる場所を増やす。

○周辺の緑地とのつながりを確保することで、生物の繁殖場所の提供や動物の移動をしやすくする。

市町村

○都市公園では生物多様性に配慮した管理に努め、市街地域での野生在来生物の生息環境の保全を図る。

○宅地開発、道路建設、林地開発、河川改修等の各種開発行為においては、その影響が必要最低限になるよう、適切な指導等を実施する。

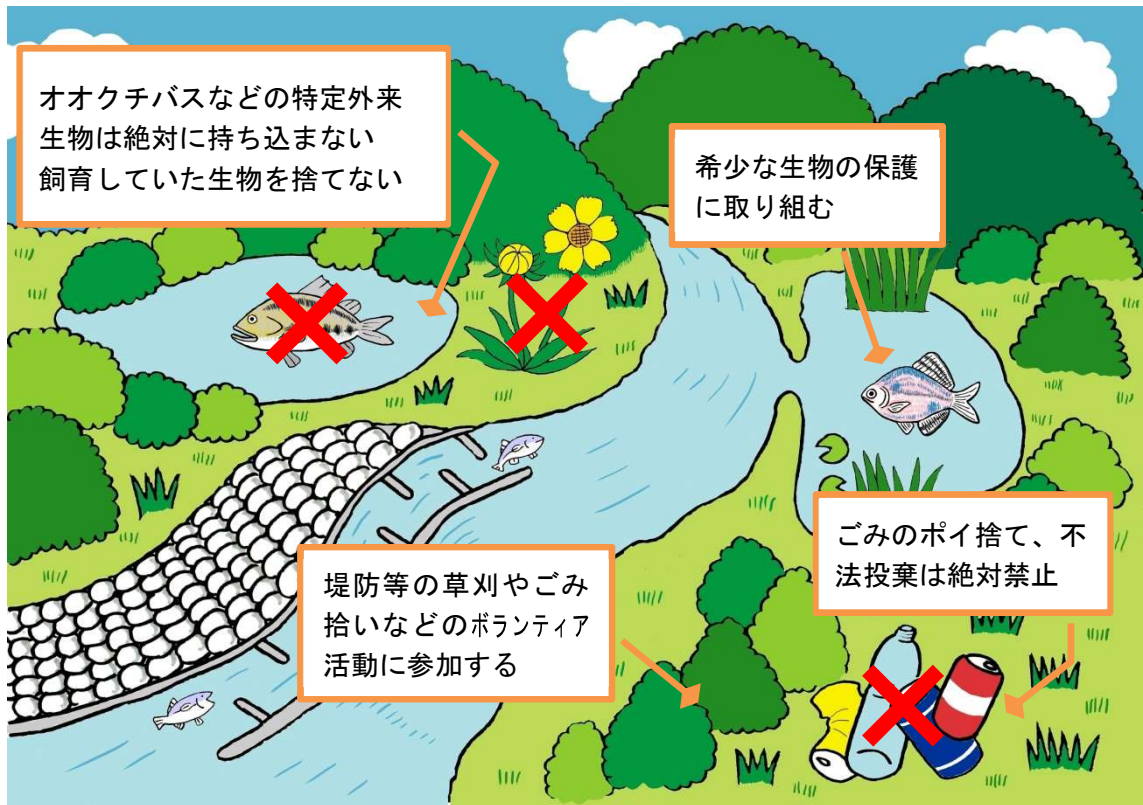
○本来の生態系に被害を及ぼす特定外来生物等に対し、捕獲活動や監視体制の整備等を通じて防除に取り組む。

○生態系に影響を与えるペットの遺棄等について、飼養者の責務の周知・啓発や動物取扱業者の業務適正化を促進する。

○公共建築物での地域木材の積極的な活用や木造住宅建築への支援による利用促進を推進する。

5 河川・湖沼

河川・湖沼地域においては、漁業関係者、県民やボランティア団体、市町村等の連携・協働のもとで、地域固有の生物や、美しい河川環境の保全、水辺を活用した環境教育や自然体験活動などの取組みが必要です。



<具体的取組み>

漁業関係者

- 放流する稚魚は、可能な限り地場産のものにするなど、地域固有の遺伝的多様性の保全に配慮する。
- 天然遡上アユを増やすため、産卵場の造成、抱卵親魚の放流に取り組む。

県民

- 堤防等の草刈りや空き缶拾いなど、河川愛護ボランティアに参加する。また、「とやま森・川・海の環境観察会」など身近な水辺の環境保全への理解を深める活動に参加する。
- 海岸に流れ着く漂着物（ごみ）のほとんどは、県内河川等を通じて海に流出したものと考えられており、美しい自然環境を保全するためにもごみのポイ捨てや不法投棄は絶対にしない。

- 飼育できなくなったアメリカザリガニやミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）、オオクチバスなどの外来種を河川や湖沼に放すと、そこに生息している在来種が減少又は絶滅するなどして、本来の生態系のバランスが崩れるため絶対に捨てたり放したりしない。
- 河川、用水路、湖沼などに、園芸スイレンなどの外来水草を植えたり投棄したりしない。

市民団体等

- 河川愛護ボランティア活動や水辺に棲む生物の保護活動などを通じて、河川・湖沼の環境を保全するとともに環境保全について普及啓発する。
- 保全活動における堤防や川原の草刈りや小径木の伐採は生態系に配慮するとともに、一度に全面刈り払うのではなく、できるだけ区画を設け数回に分けて刈ることで、地上の生きものを周囲へ逃がすように配慮する。
- 生物多様性への関わりをはじめ、河川・湖沼の多面的な役割を知る環境教育を実施する。
- オオキンケイギクやオオカワヂシャ、オオクチバスなどの特定外来生物の駆除に取り組む。
- 外来水草の除去に取り組む。
- イタセンパラ、ミナミアカヒレタビラ、ハクバサンショウウオ、ホクリクサンショウウオ、コオイムシ、ガガブタ、アサザ、サギソウ、フクジュソウなどの希少な生物の保全に取り組む。

市町村

- 県と連携しながらカワウによる内水面漁業の被害軽減を図る。
- 市町村を流れる河川の水質調査などを継続的に実施し、河川水や地下水の水質・水量保全に努める。

6 沿岸・海洋

沿岸・海洋においては、漁業者と県民・市民団体が連携・協働して、藻場などの多様な生物の生息・生育環境の保全や再生、人が近づき楽しむことのできる海辺づくりに取り組むとともに、漁業関係者による適正な資源管理に基づく持続可能な漁業といった取組みを進める必要があります。



<具体的取組み>

漁業関係者

- 漁獲や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保存・管理する。
- 資源状態が著しく悪化した魚種等は、減船や休漁などにより、資源の回復を図る。
- 本県の基幹漁業である定置網漁業について、未成魚や小型魚の混獲防止など、自然と共生できる資源管理に取り組む。
- 放流種苗の遺伝的多様性の確保や生態系に配慮した種苗生産に取り組む。
- 漁業関係者等による植林など、流域関係者が連携した富山湾の保全を進める。

県民

- 海洋生物の産卵や生活の場である藻場の保全・再生活動に参加する。
- 水鳥などの野生動物の保護のため、釣り糸などは放置せず持ち帰る。また、ごみのポイ捨てや不法投棄は絶対にしない。

- 海岸漂着物を減少させるため、行政や関係団体が提供する啓発資材や見学会、講習会などの機会を利用して、海岸漂着物の現状の理解に努める。また、「みんなできれいにせんま いけ大作戦」や市・地域単位の清掃活動など、各地で実施される清掃美化活動やごみの減 量化活動に積極的に参加する。
- 海岸への車の乗り入れや決められた場所以外でのバーベキューは行わない。
- 地曳網や観光定置網を体験して、漁業と自然との関わりを学ぶ。
- 河川部の水鳥の繁殖地への立ち入りや犬の散歩については、警戒した水鳥が繁殖を放棄 しないように配慮する。

市民団体等

- 行政と連携して藻場の調査研究及び保全・再生活動を推進する。
- 行政や地域住民とともに清掃美化活動を行う。また、海岸漂着物の現状について普及活動 を実施する。
- 魅力あふれる富山湾を県内外に PR する。

市町村

- 海域での生態系に重要な役割を担う藻場において、モニタリング調査をはじめ、母藻の設 置等を通じて藻場の再生に取り組む。
- 漁業者が取り組むべき獲り方や売り方等の普及・定着を通じ、水産資源の維持・増大を目 指し、資源管理型漁業を推進する。

第2章 期待される効果

このプランに基づく取組みを進めることにより、次のような効果が期待されます。

1 県民総参加による富山県の豊かで特色ある生物多様性の保全と持続的利用の促進

- 本県の豊かな自然環境と、そこに多様な生物が住むことの大切さを私たち県民が認識し、全ての人々が多様な生態系や野生生物を守り、その恵みを持続可能に利用し、次の世代に引き継いでいくための積極的な取組みが身の回りや各地域で広がる。
- 県民総参加の取組みと相まって、本県にとって重要で緊急性の高い課題に対し、明確な目標の下で総合的な施策が推進され、豊かで特色ある生物多様性の保全と持続的利用が促進される。

<波及効果>

2 ブランド力の向上

- 本県の豊かで特色ある生物多様性を保全し、また、持続的に利用する先進的な取組みが県内外に高く評価されることにより、本県の生物多様性保全に配慮した観光地や農林水産物のブランド力が高まる。

3 自然豊かなふるさとを誇り、自然環境の保全や地域文化活動に取り組む人材の育成

- 恵まれた自然を背景として、自分たちの文化や暮らしの中にある生物多様性とのつながりを知り、自然豊かなふるさとを誇りに思い、生物多様性の保全や、生物多様性の恵みに根ざした地域の文化活動に積極的に取り組む人材が育つ。

4 地域の活性化

- 森づくり、里地里山の整備・保全、環境に配慮した農林水産業、動植物の保護などの活動を、生物多様性保全という共通の目標の下で地域が一体となって取り組むことにより、地域のまとまりと活力が生まれる。また、生物多様性の恵みや、その保全によって生み出されるブランド力を文化や観光などの地域資源として活用することで、経済的な価値が生み出される。

5 子どもの人間形成への寄与

- 成長期の子どもが、日々の生活や遊び、学習を通じて生物多様性について体験的に学ぶことで、生物を慈しむ心や他人を思いやる心を持ち、全ての‘いのち’の大切さ等に気づき、豊かな人間性を育むことにつながる。

第3章 富山県生物多様性保全推進プランの推進体制

第1節 各主体の役割

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組みを進めるにあたって、県民、事業者、民間団体、行政などの様々な主体が、それぞれの立場で自主的に行動することが求められています。さらに、主体間の連携や協働による取組みを進めていくことも重要となります。

1 県民の役割

- 生物多様性の保全と持続可能な利用が日々の暮らしと密接に関わりがあることを認識して行動する。
- 自然とふれあい、自然の恵みを体験することで、豊かな生物多様性を実感し、それを子ども達や他の人々に伝える。
- 生物多様性の保全活動や県民参加で行われる調査に参加する。
- 生物多様性に配慮した商品やサービスを選択する等により、生物多様性の保全の取組みを進める事業者を積極的に支援する。

2 事業者の役割

- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に配慮した生産活動に取り組む。
- 原材料の確保や商品の調達・製造・流通・販売のほか、保有している土地や工場・事業場での豊かな生物多様性の保全に配慮する。
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する技術の開発・普及に取り組む。
- 社会貢献活動として従業員や消費者、民間団体と協働して生物多様性の保全活動に取り組む。

3 各種団体（NGO・NPO*等）の役割

- 地域住民を対象とした自然観察会の開催や地域に固有な生物多様性の保全活動を推進する。
- 広く個人の参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくりに取り組む。
- 専門的な知見や経験を活かし、行政や事業者、教育機関、博物館などを含む研究機関との連携・協働に取り組む。
- 生物多様性に配慮した生産活動を行う生産者とそのような商品・サービスを求める消費者とをつなぐ。

4 学術団体・研究者の役割

- 生物多様性に関する調査研究や技術開発等に取り組む、それを広く社会に伝えていく。
- 民間団体や事業者等と連携し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる技術協力や

普及啓発に貢献する。

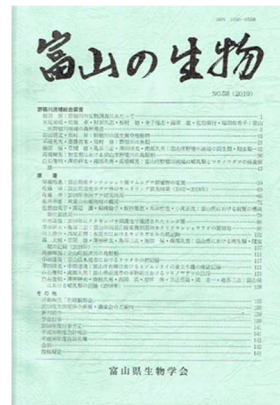
○高度の専門知識と幅広い視野を持った次世代を担う研究者や技術者を養成する。

【トピック 30】 富山県生物学会の活動

富山県内の小・中学校、高等学校、大学の教員、博物館・動物園・水族館・植物園の職員、および一般県民から組織された学術団体で、創立 97 年の歴史があります。富山県における生物の研究と会員相互の親睦を図ることを目的とし、毎年県内の小河川流域の生物総合調査を行って成果を公開の研究発表会と会誌『富山の生物』で発表しています。また、有峰森林文化村との共催による『有峰公開観察会』、中央植物園との共催による『「富山の生物多様性」公開講演会』を開催し、富山県の生物多様性の調査、保全、普及を行っています。現在の事務局は魚津水族館にあります。



公開講演会の様子



会誌『富山の生物』

5 行政（県・市町村）の役割

○本プランの目標達成に向けて、県民、事業者、ボランティア団体、学術団体・研究者と連携し、プランに基づく各種施策の実施及び計画的に推進する役割を担う。

○地域の子どもたちに対する学校教育や情報発信・普及啓発を通じ、生物多様性の保全と持続可能な利用を担う貴重な人材を育成する。

○自然環境保全活動に意欲のある事業者から相談を受け付け、自然保護団体と結びつけるなど各主体の仲介役を担う。

○県は広域的な課題について市町村間や近隣県、国等との調整や情報交換を図るとともに、市町村は地域住民に最も身近な存在として地域ごとの特性に応じた取組みを推進する。

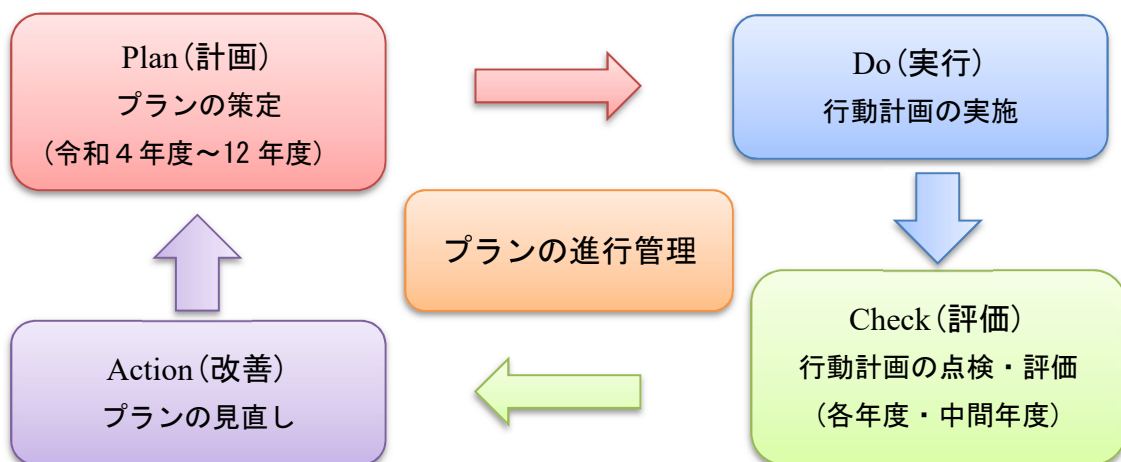


多様な主体の連携・協働による推進

第2節 富山県生物多様性保全推進プランの進行管理

○プランの施策を総合的かつ効果的に推進するため、県関係室課で構成する庁内連絡会議において、各年度ごとに取組み状況等を把握し、目標の達成状況等について県民に情報発信します。また、目標の達成状況や生物多様性を取り巻く情勢の変化に合わせて関係する施策の見直し等を行います。

○計画期間の中間年度（令和8年度）においては、県関係室課、市町村、関係団体への意見聴取も踏まえ、目標の達成度と併せてプランの進捗状況进行评估し、その結果を県民に情報発信するとともに、必要に応じて見直しを行います。



プランのPDCAサイクル*

資料編

1 用語集		
	用語	解説
あ行	IPM	Integrated Pest Management の略。総合的病害虫・雑草管理。 病害虫の発生予察情報等に基づき、耕種的防除、生物的防除、化学的防除、物理的防除を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫の発生を経済的被害が生じないレベルに抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病害虫管理手法。
	赤潮	赤潮は、プランクトンの異常発生により海水が赤く変色するもの。魚介類などの死滅を招く。
	亜高山帯	山地にみられる植物の垂直分布帯のうち、山地帯と高山帯との間の部分。
	アマモ	浅海底の砂泥地に生育する種子植物の一種。緑色で細長い葉をもつ多年生草本。
	維管束植物	水や体内物質移動の通路となる維管束を持つ植物の総称。シダ植物、種子植物がこれに含まれる。
	遺存種	かつては広く分布していたが、その後環境条件などの変化で分布範囲が局地に制限されたと推定される生物種。
	遺伝子汚染	長い歴史の中で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によってその遺伝的組成を変化させてしまうこと。
	インショップ	食品スーパー等小売店内に設置された常設コーナーで、生産者が価格・品目・企画を決定した青果物を販売する形態。
	ウェルビーイング	世界保健機関（WHO）憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（= well being）にあること」と定義している。
	栄養塩	植物（植物プランクトン）の栄養分として必要な、窒素、硫黄、リン、カリウム、ケイ素などの元素を含む塩類を総称して栄養塩と呼ぶ。

	用語	解説
あ行	エシカル消費	人や社会、環境、地域など周囲に配慮した消費をすること。
	SDGs（エスディーズ） ： Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）	2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで加盟国の前回一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すもの。17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
	NGO(Non-Governmental Organization)・ NPO(Non-Profit Organization)	NGO は「非政府組織」、NPO は「非営利組織」と訳される。
	奥山	日常的に人との関わりが薄く、人里や道路から離れた山奥に位置する森林。
	OECM： other effective area-based conservation measures	保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のこと。 「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」（生物多様性条約第 14 回締結国会議（COP14）における定義（環境省仮訳））
	汚水処理人口普及率	下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内人口と、合併処理浄化槽等による処理人口の合計人口の総人口に対する割合。
	温室効果ガス	大気中に放出された二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働き（温室効果）があり、これらのガスを温室効果ガスという。
か行	外来種	国外または国内の他の地域から、野生生物の本来の移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種をいう。
	回遊	海や川に生息する動物が、成長段階や環境の変化に応じて生息場所を移動する行動のこと。
	科学的知見	科学的なものの見方や考え方。

	用語	解説
か行	河畔林	河川周辺の森林のうち、下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものを「河畔林」という。
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量やCCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）などによる除去量を差し引いた合計がゼロの状態のこと。
	環境影響評価	道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。
	環境学習	人と環境のかかわりについての知識や体験を通して、環境のしくみや現在の環境の状況についての理解と認識を深めることで、将来にわたり豊かな環境の恵みを受けするために、自発的な責任ある行動がとれるようにするための学習。
	環形動物	ミミズ、ゴカイ、ヒルなど環形動物門に属する動物の総称。
	間伐	育成段階における森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業のことで、この作業により生産された丸太が間伐材。
	希少種	一般的には、生息数が少なく、まれにしか見ることが出来ない種をさす。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物種（捕獲・殺傷等禁止）、国際希少野生動植物種（国際取引の規制）その他、分布の局限される固有種などを指して使われる。
	GAP（Good Agricultural Practice）	農産物の安全確保などのために、農業者・産地自らが、作物や地域の状況などをふまえ実施する、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理手法」のこと。

	用語	解説
か行	共生	複数種の生物が同じ場所で調和的なバランスを取りながら生息する状態のこと。
	魚道	堰などの魚の遡行が妨げられる箇所で、遡行を助けるために設ける工作物。
	逆転層	気温は高度が上がるほど低くなるが、これが逆転している空気の層のこと。
	クリーン・モビリティ	電気自動車、燃料電池自動車等、大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能に優れた環境にやさしい自動車
	グランドデザイン (Grand Design)	総合的、長期的な構想、見通し。
	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、日帰りあるいは滞在型の余暇活動の総称。
	下水道	主に市街地において下水を処理する施設。
	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
	高山帯	山地にみられる植物の垂直分布帯のうち、森林限界の上部から一年中氷雪に閉ざされた氷雪帯の下部までの間の部分。
	COP10	COP とは、国際条約を締結した国々が集まって開かれる会議（締約国会議）を意味する Conference Of the Parties の略。平成 22（2010）年、名古屋で開催した COP10 は、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議において採択された生物多様性条約を締結した国々による第 10 回目の会議を指す。
	コリドー	→生態系ネットワーク
	固有種	分布が特定の地域に限定される種。
さ行	栽培漁業	卵から稚魚になるまでの期間、人間が育てたのちに、その魚介類が成長するのに適した海に放流し、自然の海で成長したものを漁獲すること。
	在来種	その土地に従来から生息生育している動植物。

	用語	解説
さ行	雑木林	かつては、用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いた。広葉樹などの二次林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、里山の中心的存在。
	30by30（サーティーバイサーティー）	2030年までに陸域の30%と海域の30%を保全・保護することを目指す目標のこと。 →トピック 11（p46）を参照
	里地里山	都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念（環境省による定義）。
	産業廃棄物	廃棄物処理法で定義されている用語で、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物を指す。
	CSR (Corporate Social Responsibility)	「企業の社会的責任」と訳される。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。
	GPS (Global Positioning System)	全地球測位システム、汎地球測位システムともいい、グローバル・ポジショニング・システムの頭文字をとりこのように呼ばれる。
	自然環境保全地域	優れた自然環境を保全するため自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定した地域。
	自然公園	すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されている。
	自然公園指導員	国立・国定公園の保護と適正な利用のために、動植物保護や美化清掃、事故防止等の利用者指導、情報提供等を行う。環境省地方環境事務所長、都道府県知事及び（財）国立公園協会会長の推薦により、環境省自然環境局長が委嘱。

	用語	解説
さ行	自然植生	人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生。人間の影響がなくなった場合に、気候や立地条件から成立するであろう自然植生を理論的に類推したものを「潜在自然植生」という。
	自然保護	自然環境を開発等の人為から護ること。また、自然環境の賢明で合理的な利用を行いながら護る意味でも使われる。
	持続可能な利用	生物資源は再生可能な資源であり、「持続可能な利用」とは、この再生能力を超えない範囲で、資源を損なうことなく、将来にわたる継続的な利用が保証される方法で利用していこうというもの。
	ジビエ (Gibier)	狩猟によって、食材として捕獲された野生の鳥獣、もしくはその肉。
	種	生物分類における最も基本的な単位のことをいう。
	種苗放流	魚介類は多くの卵を産むが、卵から稚魚になるまでの時期に、ほかの魚による捕食などにより、その多くが死亡してしまう特性がある。この時期を人の手で管理し、生存力が高い大きさまで飼育した稚魚（種苗）を天然の水域に放し、自然の生産力を活用して水産資源を増やす取り組みのこと。
	ジュニアナチュラリスト (富山県)	青少年期から自然保護に関する知識の向上を図る目的で富山県の養成講座を受講し認定を受けた児童・生徒のこと。
	常緑樹	常緑広葉樹林が優占する森林。
	植生	ある地域を覆っている植物体の総称のこと。
	植生自然度	植生自然度は、「自然は人間の手のつけ具合、人口の影響の加わる度合いによって、きわめて自然性の高いものから自然性の低いものまで、いろいろな階層に分かれて存在する」という考え方にに基づき、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたもの。自然度は10段階に区分されている。

	用語	解説
さ行	植物公園ネットワーク (富山県)	花と緑の県づくりを進めていくにあたり、県民全てが植物を学び、植物と人間とのかかわりあいを考え、花と緑に親しみ、憩い、楽しみながら緑化活動や自然保護の重要性を認識できるシンボル施設として整備するもの。 県内各地の8つの「専門植物園」と、核となる「中央植物園」をネットワーク化することにより、全体として一つの総合的な植物公園を形成するもの。 中央植物園、県民公園 頼成の森、富山県花総合センター、南砺市園芸植物園、富山県森林研究所樹木園、立山町吉峰山野草・ハーブ園、富山県薬用植物指導センター薬草園、氷見市海浜植物園
	植物群落	同一場所である種の単位性と個別性を持って一緒に生活している植物群を指す植生の単位。
	食物連鎖	生物群集にみられる“食う、食われる、分解する”といった種間関係をあらわす概念。
	針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じって生長する森林。
	人工リーフ	海岸から少し離れた海底に、海岸線と並行に築いた人工的暗礁。砂浜海岸の侵食を防ぎ漂砂を堆積させることで砂浜を復元することが目的。最近では、海藻による水質の浄化機能、水産動物の増殖機能、魚礁機能など、海岸保全という本来の目的に加えて、水産業への積極的な利用が期待されている。
	人工林	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法によって、造成された森林。
	親水機能	水に触れたり、接したりして水に親しむことができること。
	神饌	神に供える飲食物。供物

	用語	解説
さ行	薪炭林	薪および木炭の原料となる木材の生産を目的とする森林。
	森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採などの一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
	森林浴	森林を散策し、木々が発散する香りを浴びて、心身をリフレッシュしようという自然浴のひとつ。
	水源涵養	森林や水田などは、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っている。これを水源涵養機能という。
	水質環境基準	環境基本法等において政府が定めることとされている人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水質の基準であり、行政上の政策目標。
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。
	生態系サービス	人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションなどや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」がある。
	生態系ネットワーク	野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のある緑地や水路などの空間のネットワークをいい、単にコリドーとも言われる。
	生物資源	食料、衣料、薬品など人間の生活上に必要な資源として利用される生物のこと。
	生物相	ある地域に生息・生育する生物種の種類組成。

	用語	解説
さ行	生物多様性国家戦略	生物多様性条約第6条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたもの。
	生物多様性地域戦略	生物多様性基本法に基づき、都道府県及び市町村が当該区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して定めた基本的な計画のこと。
	堰	水をせき止める目的で河川や湖沼などに設けられる構造物のこと。
	絶滅危惧種	さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種を指す。
	扇状地	河川が山地から平野や盆地に移る所などに見られる土砂などが山側を頂点として扇状に堆積した地形のこと。
た行	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う河川管理（調査、計画、設計、施工、維持管理等）のこと。
	棚田	山腹の傾斜地に階段状に作られた水田。
	地域個体群	地域性に着目して特定される個体群のこと。
	地産地消	「地元生産・地元消費」の略語。地元で生産された農林水産物などを地元で消費することを意味する概念。
	地球温暖化	人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO ₂ ）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
	中山間地域	一般的には、平野の外縁部から山間地にかけての森林が多く、まとまった平坦な土地が少ない地域を指す。本県においては、「富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」第2条に規定する地域（山振法、半島法、特定農山村法、過疎法、棚田地域振興法によって定められる地域及び中山間地域等直接支払制度の知事特認地域）としている。

	用語	解説
た行	鳥獣保護区	「鳥獣保護管理法」にもとづき、鳥獣の保護繁殖を図るために設置され、狩猟による鳥獣の捕獲が禁止される区域のこと。
	長伐期化	林業で行われる通常の伐採時期は林齢が40～50年であるのに対し、これを倍の80～100年まで引き延ばすこと。
	TAC制度（Total Allowable Catch）	特定の魚種ごとに捕獲できる総量を定めたもので、TAC魚種を指定し、持続可能な資源管理を行っている。TAC指定魚種：マアジ、マサバ及びゴマサバ、マイワシ、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカ、クロマグロ。
	転換点（tipping point）	ある生態系が全く新しい状態へ移行するような状況。
	天然記念物	学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法に基づき指定されたもの。
	天然林	植生生態学では、自然状態が多く残された森林を自然林（または天然林）、そのうち特に、ほとんど人為の影響が認められない森林を原生林（原始林）と呼ぶ。
	透過型治山堰堤	普段は、流れてくる土砂は貯めずに下流に流し、土石流が起きた場合にだけ土砂や流木を食い止める働きを持つ堰堤のこと。
	特定外来生物	外来種のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」によって指定された生物。
	特定鳥獣保護管理計画	地域的に著しく増加、または減少した野生鳥獣の地域個体群の長期に渡る安定的な維持を図るために、地域個体群を単位として、都道府県知事が策定することができる計画。
	都市公園	都市公園とは、都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地のこと。

	用語	解説
な行	内水面漁業	湖沼、河川、池など、いわゆる内水面で行われる漁業。
	ナチュラリスト (富山県)	自然公園等の来訪者に、自然への愛情と自然保護の重要性を認識してもらうことを目的に、昭和49年に富山県が創設した自然解説員。
	二次林	自然・人為のいかに問わず、何らかの原因により植生が強くあるいは頻りに攪乱された後に成立した二次遷移の途中にある森林。
	ネイチャーポジティブ (nature positive)	2020年をベースラインとして、2030年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せる(reverse)こと。2030年までに自然を純増(net positive)させることで、2050年までに自然を完全に回復させることができると予測されている。
	農業・農村の持つ多面的機能	国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった、経済性のみでは捉えられない農業や農村が持つ食料生産以外の総合的な働き。
は行	農業	「農業取締法」では、「農作物を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されている。
	花と緑の指導者 (富山県)	(公財)花と緑の銀行によって地域緑化を委嘱されている頭取・グリーンキーパーを指す。
	PDCA サイクル	Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(是正)を意味する、品質向上のための体系的考え方。
	ビオトープ (英: Biotope/独: Biotop)	生物の生息生育空間のこと。我が国では「人の手で作られた水辺」のイメージがあるが、本来の意味は水辺だけでなく、樹林や草地などの様々な環境が含まれる。また、創出した場所だけでなく、本来その場所にある環境も含まれる。

	用語	解説
は行	不在村森林所有者	所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人。
	淵	川の流れのなかで、水深が深く淀んでいるところ。
	物質循環	自然界において様々な物質が循環的な動態をとることを指している概念で、炭素循環や窒素循環など元素単位で示されたり、水循環など化合物単位で捉えられたりする。
	フォレストリーダー (富山県)	県民への森林・林業に関する知識の普及および解説を行う者であり、とやまの森づくりの未来を担う児童・生徒をはじめ、広く一般県民を対象とした講義や森林教室の指導者として活動するもの。
	保安林	国土保全上又は国民経済上必要な森林に対して、その目的を達成するため、森林法に基づき農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。
	萌芽更新	萌芽が活発な広葉樹などの伐採後、切り株からの萌芽により森林を維持再生させる方法。
	捕獲圧	野生の生物を捕獲することにより、影響を及ぼすこと。
	保護	保護とは、自然環境から人為的な影響を極力排除して、あるがままの状態におくことをいう。「自然保護」という場合には、「保全」的な意味で使われることも多い。
	圃場整備	農地の区画整理を中心に、農業用水路、農道など農業生産基盤の面的な改良を一体的に行う事業。
	保全	保全とは、自然環境の望ましい状態を目標として、必要に応じて人為的な管理も加えながら、その状態を保つことをいう。また、それを賢く利用することも含まれる。
ま行	マイクロプラスチック	一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。
	水循環	地球上の水は、気圏では水蒸気、陸圏では地表水（河川水、湖沼水）や土壌水分、地下水、また水圏では海水や流氷などに形を変え、存在している。これらは孤立的ではなく、連続的に相互に流入、流出しており、この循環を「水循環」と呼ぶ。

	用語	解説
ま行	猛禽類	タカ目・フクロウ目をはじめとした、肉食で獲物を捕らえるために体を進化させた鳥類の総称。
	木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことをいう。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。
	モニタリング	一般的に日常的・継続的な点検のことをいう。蓄積された情報から、生物種の増減をはじめとするさまざまな自然環境の変化の兆候を早期に把握し、生物多様性の保全のための対策をとることができる。
	藻場	一般に、海底で大型の海草・海藻が群落状に生育している場所を指す。藻場を形成する主要構成種の種類により、アマモの生育するアマモ場、ホンダワラ類の生育するガラモ場などに区分される。
や行	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業形態。
	優占	ある生物種が生物群集において量的に特に多く生息・生育していること。
	養浜	侵食された海岸などに、人工的に砂を補給あるいは新たに投入したり、海岸線から直角方向の沖合に向かって消波ブロックを並べる突堤や、海岸線と並行に消波ブロックを並べる離岸堤を設置して、砂の侵食を防止し、海浜の造成を行うこと。
ら行	ラムサール条約	1971年に採択された湿地を守るための国際条約。正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。湿地に生息生育する動植物を保護・保全し、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を目的とする。
	リモートセンシング	遠隔探査のこと。対象を遠隔から測定する方法。

	用語	解説
ら行	林齢	森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。
	齢級	森林の林齢を5年の幅でくくった単位をいう。
	レッドデータブック	レッドリストに掲載された野生生物種について、その生態や生息状況、減少要因等を取りまとめ、出版物として発行したもの。
	レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物種のリストで、「絶滅危惧Ⅰ種」「絶滅危惧Ⅱ種」などのカテゴリーにランク付けされている。全国的な観点から環境省が作成しているほか、都道府県も各々の区域に生息・生育する種についてのレッドリストを作成している。
わ行	ワイズユース (賢明な利用)	第3回ラムサール会議において「生態系の自然特性を変化させないような方法で、人間のために湿地を持続的に利用すること」として定義されている。

2 県行政機関の紹介

県民の皆さんが、生物多様性保全に関する行動を開始する際の参考として、県の行政機関を紹介します。

また、生物多様性保全活動などに取り組んでいる団体については富山県自然保護課へお問い合わせください。

No.	機関名	生物多様性に関連する業務概要	連絡先
1	富山県自然保護課	生物多様性、自然環境保全地域関係、自然公園関係、ナチュリスト関係、立山センター、自然博物館ねいの里に関すること、野生生物保護管理、狩猟管理 等	Tel : 076-444-3396
2	富山県ワンチーム とやま推進室	交流の促進、中山間地域の振興 等	Tel : 076-444-9605
3	富山県観光振興室	観光商品の開発支援、産業観光の推進 等	Tel : 076-444-3500
4	富山県県民生活課	エシカル消費普及啓発、水資源対策、雪対策及び土地利用の総合的な企画及び調整、土地利用基本計画 等	Tel : 076-444-3128
5	富山県文化振興課	芸術文化に関すること（学校教育に関する事務を除く）、文化振興計画 等	Tel : 076-444-3454
6	富山県環境政策課	環境基本計画、環境影響評価、環境保全活動、環境教育、地球温暖化対策、国際環境協力、資源の循環利用の促進、不法投棄防止、県土美化、海岸漂着物対策 等	Tel : 076-444-3141
7	富山県環境保全課	環境保全対策、環境基準及び規制基準、公害防止の技術指導、土壌汚染（農用地に係るものを除く。）地下水障害の防止、工場等の事故による公害発生の防止、公害に係る苦情処理、特定工場における公害防止組織の整備、毒物及び劇物の業務上取扱者（農薬に係るものを除く。）、化学物質対策、騒音、振動、悪臭 等	Tel : 076-444-3144

No.	機関名	生物多様性に関連する業務概要	連絡先
8	富山県生活衛生課	動物愛護 等	Tel : 076-444-3229
9	富山県立地通商課	工業立地の適正化、採石に関すること 等	Tel : 076-444-3400
10	富山県農林水産企画課	農林水産行政の総合的な企画・調整、農政審議会・食育推進会議・公共事業等管理委員会（農林水産部所管）・農林水産技術会議の運営、農業農村振興計画・食育推進計画の策定及び進行管理、農業経営基盤強化促進法における基本方針の策定、農商工連携の推進 等	Tel : 076-444-3264
11	富山県市場戦略推進課	「食のとやまブランド」の推進、地産地消運動 等	Tel : 076-444-3271
12	富山県農産食品課	食品産業の振興、農産物の生産振興、食品安全対策 等	Tel : 076-444-3282
13	富山県農業技術課	環境にやさしい農業の推進、適正農業管理（GAP）の推進、植物防疫及び肥料等生産資材、農作業安全の推進、県内試験研究に係る企画・調整、畜産環境保全等畜産振興 等	Tel : 076-444-3276
14	富山県農村整備課	農業生産を支える水田、水路、ため池等の整備 等	Tel : 076-444-3375
15	富山県農村振興課	農地・水保全管理対策の実施、耕作放棄地対策の推進、鳥獣による農作物被害防止対策事業の実施、農村地域の景観の保全と形成、グリーン・ツーリズムなどの都市農村交流対策 等	Tel : 076-444-3380
16	富山県森林政策課	県産材振興、林道事業、森林育成事業、保安林、治山事業、水と緑の森づくり事業、林業の担い手 等	Tel : 076-444-3384
17	富山県水産漁港課	水産業の振興、内水面漁業の許可・免許、漁場環境の保全、漁業関係施設の整備、栽培漁業 等	Tel : 076-444-3292

No.	機関名	生物多様性に関連する業務概要	連絡先
18	富山県建設技術企画課	各種総合事業の調整とりまとめ、土木部の公共事業の評価・政策の評価、建設事業推進の広報普及活動、建設工事優良工事表彰 等	Tel : 076-444-3316
19	富山県道路課	道路の維持管理、防災対策、道路現況調査・統計調査、道路愛護ボランティア等	Tel : 076-444-3318
20	富山県河川課	河川整備基本方針・河川整備計画の作成、河川改修事業、河川の維持管理、海岸の整備 等	Tel : 076-444-3324
21	富山県砂防課	砂防の調査及び計画、砂防事業、砂防指定地の管理、地すべり防止区域の管理、急傾斜地崩壊危険区域の管理、土砂採取の規制、立山カルデラ砂防博物館 等	Tel : 076-444-3341
22	富山県港湾課	港湾・海岸整備に係る補助事業の実施、港湾の安全対策、港湾・運河の利活用・活性化 等	Tel : 076-444-3334
23	富山県都市計画課	県営都市公園の管理運営計画に関する事、都市緑化の推進、都市の緑地保全、流域下水道の建設及び管理、公共下水道に関する事 等	Tel : 076-444-3345
24	富山県建築住宅課	開発行為の許可、住宅市街地盤整備、市街地再開発、建築許可 等	Tel : 076-444-3355
25	富山県教育企画課	県立学校施設・設備、公立学校施設 等	Tel : 076-444-3430
26	富山県生涯学習・文化財室	生涯学習の振興事業の企画及び調整、青少年教育、文化財の保存と活用 等	Tel : 076-444-3434
27	富山県県立学校課	高等学校教育 等	Tel : 076-444-3448

No.	機関名	生物多様性に関連する業務概要	連絡先
28	富山県小中学校課	公立幼稚園・小・中学校の教育指導 等	Tel : 076-444-3443
29	富山県立山博物館	立山の自然、歴史等に関する専門的な調査研究及び資料の収集・展示・企画展の開催などの普及啓発 等	Tel : 076-481-1216
30	高志の国文学館	文学資料に関する専門的な調査研究及び収集・展示・企画展の開催などの普及啓発 等	Tel : 076-431-5492
31	立山センター	立山の自然に関する資料の収集・展示や、立山の自然の保護及び適正な利用に関する知識の普及、登山や気象等に関する情報提供 等	Tel : 076-463-5401 (冬期) 076-444-3398
32	富山県自然博物館 ねいの里	自然教室や自然観察会の実施、ビオトープ事業などの自然保護普及活動 等	Tel : 076-469-5252
33	富山県鳥獣保護センター	交通事故など人間の活動で傷ついた野生鳥獣の保護	Tel : 076-469-5555
34	富山県中央植物園	植物の域外保全事業及び研究、展示、企画展の開催などの普及啓発 等	Tel : 076-466-4187
35	富山県立山カルデラ砂防博物館	立山カルデラ及び砂防事業に関する専門的な調査研究及び資料の収集・展示・企画展の開催などの普及啓発 等	Tel : 076-481-1160

3 主な関連情報サイト

生物多様性に関することが知りたい、環境に関する活動が知りたい、自然とふれあうことができる施設はどこだろう、そんな時に役立つサイトを掲載しました。ぜひアクセスしてみてください。

ジャンル	サイト名	アドレス
総合	生物多様性（環境省）	https://www.biodic.go.jp/biodiversity/
総合	とやま地球環境ポータルサイト	https://www.pref.toyama.jp/1705/kurashi/kankyoushizen/kankyoku/kj00006171/
総合	富山県博物館協会	http://museums.toyamaken.jp/
自然	種の保存法の解説（環境省）	https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html
自然	外来生物法（環境省）	https://www.env.go.jp/nature/intro/
自然	いきものログ（環境省）	https://ikilog.biodic.go.jp/
環境	とやま名水ナビ	https://www.pref.toyama.jp/1706/kurashi/kankyoushizen/kankyoku/mizuhozen/
環境	とやまの水環境	https://twitter.com/toyamanomizu
農林 水産	とやまのグリーン・ツーリズム	https://www.pref.toyama.jp/1605/sangyou/nourinsuisan/toyamagt/
農林 水産	とやまの森づくりホームページ	https://www.pref.toyama.jp/1603/kendodukuri/shinrinkasen/shinrin/moridukuri/
農林 水産	富山県農村環境創造基金ホームページ	https://www.pref.toyama.jp/1605/sangyou/nourinsuisan/noukan/
農林 水産	とやま GAP （富山県適正農業規範）	https://www.pref.toyama.jp/1612/sangyou/nourinsuisan/toyama_gap/
農林 水産	とやま食育ひろば	https://www.pref.toyama.jp/1600/kurashi/seikatsu/shokuseikatsu/syokuiku/
農林 水産	越中とやま食の王国	https://www.shoku-toyama.jp/
観光	とやま観光ナビ	https://www.info-toyama.com/
観光	とやまブランド・ホームページ	https://www.toyama-brand.jp/

4 富山県の生物多様性に関連する主な法律の概要

種別	法律名	概要
全般	環境基本法	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律
	生物多様性基本法	我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律
気候変動	地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律
	気候変動適応法	気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律
国土の利用	国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律
	国土形成計画法	総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定などにより、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会に実現に寄与することを目的とした法律
自然環境・景観の保全	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律
	自然環境保全法	自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、自然環境保全地域等の保全などを定めることにより、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の適正な保全を総合的に推進することを目的とした法律
	自然再生推進法	自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律

種別	法律名	概要	
自然環境・景観の保全	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律	
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）	地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的とした法律	
各種生態系の保全・利用	森林生態系	森林・林業基本法	基本理念として森林の有する多面的機能の持続的発揮等を掲げ、森林の適正な整備・保全、山村の振興、林業の持続的かつ健全な発展等を図ることを目的とした法律
		森林法	全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、保安林制度等について定めた法律
		国有林野の管理経営に関する法律	国有林野について、公益的機能の維持増進等の管理経営の目標や国有林野の維持・保存等を事項とした「管理経営に関する計画」等を定めた法律
	農地生態系	食料・農業・農村基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを目的とした法律
		農地法	農地を守ることを目的とし、農業の基盤である農地の所有や利用関係の仕組みについて定めた基本的な法律
		土地改良法	環境との調和に配慮しながら農用地の改良、開発、保全、集団化に関する事業を行い、農業生産性の向上、農業構造の改善等を図ることを目的とした法律
		農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を明らかにし、この地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律
		有機農業の推進に関する法律	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とした法律

種別	法律名	概要	
各種生態系の保全・利用	農地生態系	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律	
	都市の生態系	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律
		都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）、緑地保全地域制度、特別緑地保全地区制度及び市民緑地制度などの都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する制度について定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律
		都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、土地利用や都市施設の整備等の都市計画の内容やその決定手続き等について定めた法律 土地利用に関する事項の一つとして風致地区内における建築等の規制について定めている
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市の美観風致を維持するため、保存樹や保存樹林の指定など樹木の保存に関し必要な事項を定めることによる都市の健全な環境の維持及び向上を目的とした法律
	河川・湖沼生態系	河川法	河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする法律
		水質汚濁防止法	工場及び事業場からの水の排出、地下浸透の規制や生活排水対策の推進等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的とした法律
		砂防法	荒廃山地等での有害行為の禁止・制限、土砂生産の抑制、流出土砂の扨止・調整をすることにより土砂災害を防止することを目的とする法律
	沿岸・海洋生態系	海洋基本法	海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、わが国において、国際的協調の下、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めること等により、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律

種別	法律名	概要	
各種生態系の保全・利用	沿岸・海洋生態系	水産基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた法律
		漁業法	漁業生産（漁場の利用）に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構（漁業調整委員会等）の運用によって水面を総合的（重複的・立体的）に利用することにより漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とした法律
		水産資源保護法	水産動植物の採捕の制限、対象種の捕獲が可能な漁船（許可漁船）の定数などの規制的な措置、及び保護水面、溯河魚類の国営孵化放流などの積極的な維持培養措置を定めることにより、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とした法律
		漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とした法律
		海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とした法律
		港湾法	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とした法律
		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とした法律

種別	法律名	概要	
各種生態系の保全・利用	沿岸・海洋生態系	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (海岸漂着物処理促進法)	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律
		海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量及び漁獲努力量の管理のための所要の措置を講ずることにより、漁業法又は水産資源保護法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とした法律
		海洋水産資源開発促進法	沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とした法律
野生生物の保護・管理	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とした法律	
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	希少野生動植物を指定し、捕獲等、譲渡等及び輸出入を規制するとともに、生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施などにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることを目的とした法律	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や飼養等を規制し、防除等を行うことを定めた法律	

種別	法律名	概要
野生生物の保護・管理	遺伝子組替え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	カルタヘナ議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組替え生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律
	動物の愛護及び管理に関する法律	動物の虐待・遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とした法律
化学物質による生物多様性への影響防止	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とした法律
	農薬取締法	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることを目的とした法律
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律
その他	環境影響評価法	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的とした法律
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組みについて、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組みの推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律 平成 23 年に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を改正したもの
	環境情報の提供の促進等による特定業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保することを目的とした法律

種別	法律名	概要
その他	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とした法律
	道路法	道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とした法律
	道路交通法	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とした法律
	道路運送車両法	道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とした法律
	観光立国推進基本法	観光立国の実現が21世紀のわが国経済社会の発展のために不可欠な重要課題であることを踏まえ、それに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、掲げるべき基本理念、関係者の責務、観光白書、政府が策定すべき観光立国推進基本計画、観光立国の実現のために国が講ずべき基本的施策の内容、国及び地方公共団体が協力すべきこと等について定めている法律
	文化財保護法	文化財を保存し、その活動を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律
	バイオマス活用推進基本法	バイオマスの活用の推進に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律
	工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行うことを目的とした法律
エコツーリズム推進法	エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定、特定自然観光資源の保護に関する措置等を定めた法律	



- | | | | |
|--------------|------------------------------------|-------------|------------|
| 1、 8 ライチョウ | 16 カモシカ | 28 オンブバッタ | 43 漁業 |
| 2 オコジョ | 17 イノシシ | 29 エシカル消費 | 44 ブリ |
| 3 山岳トイレ | 18、 23 アキアカネ
(赤トンボ) | 30 環境教育 | 45 シロエビ |
| 4 チョウノスケソウ | 19 トノサマガエル | 31 モンシロチョウ | 46 ベニズワイガニ |
| 5 タカネヒカゲ | 20 アマガエル | 32 チューリップ | 47 蟹気楼 |
| 6 外来植物除去 | 21 ゲンジボタル | 33 キジ | |
| 7 自然解説ツアー | 22 ヘイケボタル | 34 イワナ | |
| 9 ニホンザル | 24 ドジョウ | 35 ナマズ | |
| 10 クマタカ | 25 メダカ | 36 ギンブナ | |
| 11 森林浴 | 26 地域の伝統文化
(御神輿) | 37 水とのふれあい | |
| 12 イヌワシ | 27 地産地消
(富山のお米、ネギ、
すす竹、ジビエ等) | 38 海辺の生き物観察 | |
| 13 立山杉 | | 39 写真撮影 | |
| 14 クロサンショウウオ | | 40 海水浴 | |
| 15 ツキノワグマ | | 41 藻場 | |
| | | 42 ホタルイカ | |

富山県生物多様性保全推進プラン

令和5年3月策定

富山県生活環境文化部自然保護課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3396 FAX 076-444-4430

URL <https://www.pref.toyama.jp/1709/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/17/1709.html>